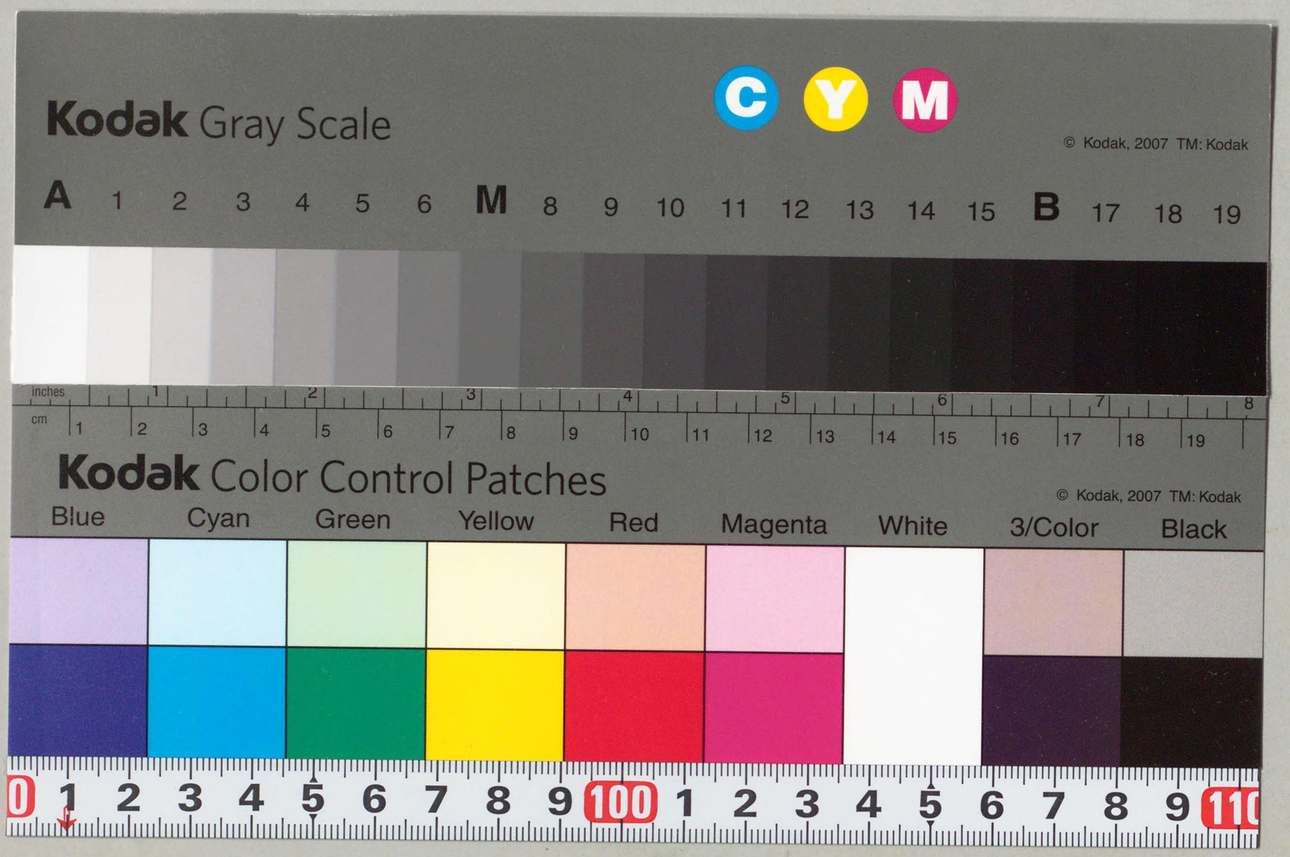

CZ-4-2
1200404228527
禁電

第十回国会通過法律集

衆議院法制局

第十回国会通過法律集

衆議院法制局

国立国会図書館

320.915
Y96k

CZ
42

註　題名の下に（衆法）・（参法）とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

国立国会
26. 9. 10
図書館
K 1579

目次

昭和二十五年
○法律第二百九十三号　外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・一二・二一公布）……一
○法律第二百九十六号　健康保険法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二六公布）……一
○法律第二百九十七号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）（衆法）……一
○法律第二百九十八号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）……二
○法律第二百九十九号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）……三
昭和二十六年
○法律第　二　号　地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭二六・一・一公布）……一二
○法律第　三　号　公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律（昭二六・一・一二公布）（参法）……一三
○法律第　四　号　行政書士法（昭二六・二・二二公布）（衆法）……一六
○法律第　五　号　農地調整法等の一部を改正する法律（昭二六・二・二六公布）……一六
○法律第　六　号　装蹄師法の一部を改正する法律（昭二六・三・一公布）……一七
○法律第　九　号　特許法の一部を改正する法律（昭二六・三・六公布）……一八
○法律第　十　号　実用新案法の一部を改正する法律（昭二六・三・六公布）……一八
○法律第　十　一　号　意匠法の一部を改正する法律（昭二六・三・六公布）……一八
○法律第　十　二　号　商標法の一部を改正する法律（昭二六・三・六公布）……一九
○法律第　十　三　号　弁理士法の一部を改正する法律（昭二六・三・六公布）……一九
○法律第　十　四　号　水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二六・三・七公布）……一九
○法律第　十　五　号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二六・三・八公布）……二〇
○法律第　十　六　号　水路業務法の一部を改正する法律（昭二六・三・一〇公布）……二〇
○法律第　十　七　号　社会教育法の一部を改正する法律（昭二六・三・一二公布）……二〇

○法律第十八号　消防組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・一三公布）（衆法）……一一
○法律第十九号　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一五公布）……一三
○法律第二十号　厚生保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二六・三・一五公布）……一四
○法律第二十一号　農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律（昭二六・三・一五公布）……一四
○法律第二十二号　アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一五公布）……一四
○法律第二十三号　郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六・三・一五公布）……一五
○法律第二十四号　農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一五公布）……一五
○法律第二十五号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭二六・三・一九公布）（衆法）……一五
○法律第二十六号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一九公布）……一八
○法律第二十七号　水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭二六・三・二〇公布）（参法）……一八
○法律第二十八号　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・二三公布）……三〇
○法律第二十九号　開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六・三・二三公布）……三一
○法律第三十号　旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・二三公布）……三一
○法律第三十一号　商品券取締法の一部を改正する法律（昭二六・三・二三公布）……三二
○法律第三十二号　海事代理士法（昭二六・三・二三公布）……三二
○法律第三十三号　国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二六・三・二四公布）……三六
○法律第三十四号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二六・三・二七公布）……三七
○法律第三十五号　国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・二六公布）……三八
○法律第三十六号　経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・二六公布）……三八
○法律第三十七号　不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律（昭二六・三・二六公布）……三八
○法律第三十八号　厚生年金保険法特例（昭二六・三・二七公布）（参法）……三九
○法律第三十九号　登録税法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八公布）……四一
○法律第四十号　相続税法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八公布）……四二
○法律第四十一号　印紙税法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八公布）……四三
○法律第四十二号　骨牌税法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八公布）……四四
○法律第四十三号　通行税法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八公布）……四五
○法律第四十四号　企業再建整備法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）……四六
○法律第四十五号　社会福祉事業法（昭二六・三・二九公布）……四八
○法律第四十六号　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）……六一
○法律第四十七号　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）……六二
○法律第四十八号　教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）（衆法）……六二
○法律第四十九号　昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二六・三・二九公布）……六二
○法律第五十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）……六三
○法律第五十一号　公認会計士法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）（参法）……六三
○法律第五十二号　電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九公布）……六四
○法律第五十三号　裁判所職員定員法（昭二六・三・二九公布）……六五
○法律第五十四号　在外公館等借入金の返済の準備に関する法律（昭二六・三・三〇公布）……六五
○法律第五十五号　精神衛生法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……六六
○法律第五十六号　外国為替資金特別会計法（昭二六・三・三〇公布）（参法）……六六
○法律第五十七号　農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……七〇
○法律第五十八号　緊急物資輸入基金特別会計法（昭二六・三・三〇公布）……七一
○法律第五十九号　裁判所法等の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……七四
○法律第六十号　低性能船舶買入法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）（参法）……七五
○法律第六十一号　低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売拂に関する法律（昭二六・三・三〇公布）（参法）……七五
○法律第六十二号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……七六
○法律第六十三号　所得税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……七六
○法律第六十四号　法人税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……七八
○法律第六十五号　保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇公布）……一〇四
○法律第六十六号　……一〇六

○法律第四十二号
○法律第四十三号
○法律第四十四号
○法律第四十五号
○法律第四十六号
○法律第四十七号
○法律第四十八号
○法律第四十九号
○法律第五十号
○法律第五十一号
○法律第五十二号
○法律第五十三号
○法律第五十四号
○法律第五十五号
○法律第五十六号
○法律第五十七号
○法律第五十八号
○法律第五十九号
○法律第六十号
○法律第六十一号
○法律第六十二号
○法律第六十三号
○法律第六十四号
○法律第六十五号

○法律第六十六号　積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法（昭二六・三・三〇公布）（衆法）……一〇七
○法律第六十七号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一〇九
○法律第六十八号　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一〇九
○法律第六十九号　食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一〇九
○法律第七十号　食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一〇九
○法律第七十一号　裁判官彈劾法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一一〇
○法律第七十二号　少年院法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（参法）……一一〇
○法律第七十三号　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一一〇
○法律第七十四号　臨時物資需給調整法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一一
○法律第七十五号　鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一一二
○法律第七十六号　関税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一二
○法律第七十七号　物品税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一四
○法律第七十八号　国税徴収法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一五
○法律第七十九号　たばこ専売法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一四
○法律第八十号　国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二五
○法律第八十一号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二六
○法律第八十二号　新聞用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二八
○法律第八十三号　法務府設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二八
○法律第八十四号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二九
○法律第八十五号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一三五
○法律第八十六号　市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一三六
○法律第八十七号　恩給法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一三七
○法律第八十八号　農業委員会法（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一四三
○法律第八十九号　農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一五五
○法律第九十号　国民健康保険法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一五七

○法律第九十一号　船員保険法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一五九
○法律第九十二号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一六〇
○法律第九十三号　漁業法等の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一六一
○法律第九十四号　漁船法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（参法）……一六二
○法律第九十五号　地方税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一六四
○法律第九十六号　結核予防法（昭二六・三・三一公布）……一〇一
○法律第九十七号　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭二六・三・三一公布）……一一一
○法律第九十八号　外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一一五
○法律第九十九号　公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一一五
○法律第百号　資金運用部資金法（昭二六・三・三一公布）……一一九
○法律第百一号　資金運用部特別会計法（昭二六・三・三一公布）……一二二
○法律第百二号　資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二六・三・三一公布）……一二四
○法律第百三号　郵便貯金特別会計法（昭二六・三・三一公布）……一二七
○法律第百四号　会計法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一二九
○法律第百五号　農林漁業資金融通法（昭二六・三・三一公布）……一二九
○法律第百六号　農林漁業資金融通特別会計法（昭二六・三・三一公布）……一三一
○法律第百七号　復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一三三
○法律第百八号　日本開発銀行法（昭二六・三・三一公布）……一三四
○法律第百九号　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一四二
○法律第百十号　関税定率法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一四三
○法律第百十一号　関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）（衆法）……一七一
○法律第百十二号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一七一
○法律第百十三号　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一七二
○法律第百十四号　教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一公布）……一七四
○法律第百十五号　運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・四・一公布）……一七六

○法律第百十六号　あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律（昭二六・四・一公布）……二七七
○法律第百十八号　輸出品取締法の一部を改正する法律（昭二六・四・一公布）（衆法）……二七八
○法律第百十九号　農業協同組合法の一部を改正する法律（昭二六・四・一公布）（参法）……二八一
○法律第百二十号　予防接種法の一部を改正する法律（昭二六・四・一公布）……二八二
○法律第百二十一号　海難審判法の一部を改正する法律（昭二六・四・二公布）……二八三
○法律第百二十二号　水先法の一部を改正する法律（昭二六・四・二公布）（衆法）……二八四
○法律第百二十三号　港則法の一部を改正する法律（昭二六・四・二公布）……二八四
○法律第百二十四号　港域法の一部を改正する法律（昭二六・四・二公布）……二八四
○法律第百二十五号　文化功労者年金法（昭二六・四・三公布）……二〇二
○法律第百二十六号　宗教法人法（昭二六・四・三公布）……二〇三
○法律第百二十七号　外資に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・三公布）……二一〇
○法律第百二十八号　郵便法の一部を改正する法律（昭二六・四・四公布）……二一一
○法律第百二十九号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二六・四・四公布）……二一五
○法律第百三十号　郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・四公布）……二一八
○法律第百三十一号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二六・四・四公布）……二一八
○法律第百三十二号　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭二六・四・五公布）……二一九
○法律第百三十三号　地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二六・四・五公布）……二二九
○法律第百三十四号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・五公布）……二三〇
○法律第百三十五号　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六・四・五公布）（衆法）……二三三
○法律第百三十六号　帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律（昭二六・四・六公布）……二三五
○法律第百三十七号　漁船保険法の一部を改正する法律（昭二六・四・六公布）（参法）……二三六
○法律第百三十八号　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭二六・四・六公布）……二三七
○法律第百三十九号　漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・四・六公布）……二四一
○法律第百四十号　農漁業協同組合再建整備法（昭二六・四・七公布）（衆法）……二四二
○法律第百四十一号　競馬法の一部を改正する法律（昭二六・四・九公布）（衆法）……二四五
○法律第百四十二号　資産再評価法の一部を改正する法律（昭二六・四・一〇公布）……二四六
○法律第百四十三号　再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六・四・一〇公布）（衆法）……二五四
○法律第百四十四号　農産物検査法（昭二六・四・一〇公布）（衆法）……二五六
○法律第百四十五号　納税貯蓄組合法（昭二六・四・一〇公布）（衆法）……二五九
○法律第百四十六号　熱管理法（昭二六・四・一〇公布）（衆法）……二六〇
○法律第百四十七号　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭二六・四・一四公布）（衆法）……二六三
○法律第百四十八号　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律（昭二六・四・一六公布）（衆法）……二六四
○法律第百四十九号　船舶職員法（昭二六・四・一六公布）……二六五
○法律第百五十号　不動産登記法等の一部を改正する法律（昭二六・四・二〇公布）……二八一
○法律第百五十一号　農薬取締法の一部を改正する法律（昭二六・四・二〇公布）……二八三
○法律第百五十二号　保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・二〇公布）……二八五
○法律第百五十三号　電波監理委員会設置法の一部を改正する法律（昭二六・四・二八公布）（衆法）……二八九
○法律第百五十四号　経済調査庁法の一部を改正する法律（昭二六・五・一公布）……二八九
○法律第百五十五号　河川法の一部を改正する法律（昭二六・五・一九公布）（衆法）……二八九
○法律第百五十六号　競馬法の一部を改正する法律（昭二六・五・二二公布）（衆法）……二八九
○法律第百五十七号　遺失物法の一部を改正する法律（昭二六・五・二三公布）（衆法）……二九〇
○法律第百五十八号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・二五公布）（衆法）……二九〇
○法律第百五十九号　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・二八公布）……二九〇
○法律第百六十号　地方自治法の一部を改正する法律（昭二六・五・二八公布）（衆法）……二九一
○法律第百六十一号　港湾運送事業法（昭二六・五・二九公布）（参法）……二九一
○法律第百六十二号　鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭二六・五・三〇公布）（衆法）……二九七
○法律第百六十三号　審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）……二九八
○法律第百六十四号　特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）……二九八
○法律第百六十五号　審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）……三九九
○法律第百六十六号　家畜伝染病予防法（昭二六・五・三一公布）（衆法）……四〇〇

○法律第百六十七号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）（衆法）……四一〇
○法律第百六十八号　生活保護法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）……四一一
○法律第百六十九号　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一公布）……四一四
○法律第百七十号　審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四一八
○法律第百七十一号　審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四一九
○法律第百七十二号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四一九
○法律第百七十三号　審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四二〇
○法律第百七十四号　審議会等の整理のための厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四二二
○法律第百七十五号　審議会等の整理のための農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四二五
○法律第百七十六号　審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四二七
○法律第百七十七号　審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四二九
○法律第百七十八号　審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四三〇
○法律第百七十九号　審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四三一
○法律第百八十号　国土調査法（昭二六・六・一公布）……四三八
○法律第百八十一号　官庁営繕法（昭二六・六・一公布）（衆法）……四四〇
○法律第百八十二号　電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四四一
○法律第百八十三号　道路運送法（昭二六・六・一公布）……四四六
○法律第百八十四号　道路運送法施行法（昭二六・六・一公布）……四四六
○法律第百八十五号　道路運送車両法（昭二六・六・一公布）……四四八
○法律第百八十六号　道路運送車両法施行法（昭二六・六・一公布）……四四八
○法律第百八十七号　自動車抵当法（昭二六・六・一公布）……四四八三
○法律第百八十八号　自動車抵当法施行法（昭二六・六・一公布）……四四八四
○法律第百八十九号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二六・六・一公布）……四八七
○法律第百九十号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・二公布）（参法）……四八七
○法律第百九十一号　国家公務員災害補償法（昭二六・六・二公布）……四八七

○法律第百九十二号　有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律（昭二六・六・二公布）……四九六
○法律第百九十三号　公営住宅法（昭二六・六・四公布）（衆法）……四九七
○法律第百九十四号　特別都市計画法の一部を改正する法律（昭二六・六・四公布）……五〇二
○法律第百九十五号　建築士法の一部を改正する法律（昭二六・六・四公布）（衆法）……五〇三
○法律第百九十六号　港湾法の一部を改正する法律（昭二六・六・四公布）（衆法）……五〇五
○法律第百九十七号　租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭二六・六・四公布）……五〇七
○法律第百九十八号　証券投資信託法（昭二六・六・四公布）（参法）……五〇八
○法律第百九十九号　相互銀行法（昭二六・六・五公布）（衆法）……五一七
○法律第二百号　郵便法の一部を改正する法律（昭二六・六・五公布）……五二〇
○法律第二百一号　検疫法（昭二六・六・六公布）……五二一
○法律第二百二号　児童福祉法の一部を改正する法律（昭二六・六・六公布）……五二八
○法律第二百三号　地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二六・六・七公布）……五三三
○法律第二百四号　高圧ガス取締法（昭二六・六・七公布）……五三五
○法律第二百五号　硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律（昭二六・六・七公布）……五四八
○法律第二百六号　ニツケル製錬事業助成臨時措置法（昭二六・六・七公布）……五四八
○法律第二百七号　計量法（昭二六・六・七公布）……五五一
○法律第二百八号　計量法施行法（昭二六・六・七公布）……五八五
○法律第二百九号　商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）（衆法）……五九五
○法律第二百十号　商法の一部を改正する法律施行法（昭二六・六・八公布）……五九六
○法律第二百十一号　商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭二六・六・八公布）……六〇一
○法律第二百十二号　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭二六・六・八公布）（衆法）……六〇四
○法律第二百十三号　非訟事件手続法の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）……六〇五
○法律第二百十四号　有限会社法の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）……六〇八
○法律第二百十五号　保険業法の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）……六一四

○法律第二百十六号　外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）……六一八
○法律第二百十七号　船主相互保険組合法の一部を改正する法律（昭二六・六・八公布）……六一八
○法律第二百十八号　住民登録法（昭二六・六・八公布）（衆法）……六二一
○法律第二百十九号　土地收用法（昭二六・六・九公布）（参法）……六二四
○法律第二百二十号　土地收用法施行法の一部を改正する法律（昭二六・六・九公布）（参法）……六五〇
○法律第二百二十一号　弁護士法の一部を改正する法律（昭二六・六・九公布）（衆法）……六五三
○法律第二百二十二号　民事調停法（昭二六・六・九公布）（衆法）……六五四
○法律第二百二十三号　農林物資規格法の一部を改正する法律（昭二六・六・九公布）……六五九
○法律第二百二十四号　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭二六・六・九公布）……六六一
○法律第二百二十五号　電話設備費負担臨時措置法（昭二六・六・九公布）（参法）……六六二
○法律第二百二十六号　診療エックス線技師法（昭二六・六・一一公布）（衆法）……六六三
○法律第二百二十七号　民間学術研究機関の助成に関する法律（昭二六・六・一一公布）（衆法）……六六七
○法律第二百二十八号　産業教育振興法（昭二六・六・一一公布）（衆法）……六六八
○法律第二百二十九号　緊要物資の売拂に関する法律（昭二六・六・一一公布）……六七一
○法律第二百三十号　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一一公布）……六七一
○法律第二百三十一号　農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律（昭二六・六・一一公布）……六七一
○法律第二百三十二号　海上運送法の一部を改正する法律（昭二六・六・一一公布）……六七二
○法律第二百三十三号　警察法の一部を改正する法律（昭二六・六・一二公布）……六七四
○法律第二百三十四号　北海道開発法の一部を改正する法律（昭二六・六・一三公布）……六七八
○法律第二百三十五号　司法書士法の一部を改正する法律（昭二六・六・一三公布）（衆法）……六七九
○法律第二百三十六号　医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律（昭二六・六・一四公布）（衆法）……六七九
○法律第二百三十七号　税理士法（昭二六・六・一五公布）（衆法）……六八〇
○法律第二百三十八号　信用金庫法（昭二六・六・一五公布）（衆法）……六九二
○法律第二百三十九号　信用金庫法施行法（昭二六・六・一五公布）（衆法）……七〇三
○法律第二百四十号　商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律（昭二六・六・一五公布）……七〇六
○法律第二百四十一号　教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭二六・六・一六公布）……七一〇
○法律第二百四十二号　モーターボート競走法（昭二六・六・一八公布）（衆法）……七一二
○法律第二百四十三号　植物防疫法の一部を改正する法律（昭二六・六・一九公布）（参法）……七一五
○法律第二百四十四号　医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律（昭二六・六・二〇公布）……七一九
○法律第二百四十五号　審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・二三公布）……七二〇
○法律第二百四十六号　国有林野法（昭二六・六・二三公布）（参法）……七二〇
○法律第二百四十七号　国有林野整備臨時措置法（昭二六・六・二三公布）（参法）……七二四
○法律第二百四十八号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭二六・六・二三公布）……七二五
○法律第二百四十九号　森林法（昭二六・六・二六公布）（衆法）……七二六
○法律第二百五十号　森林法施行法（昭二六・六・二六公布）（衆法）……七五五
○法律第二百五十一号　理容師法の一部を改正する法律（昭二六・六・三〇公布）（衆法）……七六〇
○法律第二百五十二号　覚せい剤取締法（昭二六・六・三〇公布）（衆法）……七六一
○法律第　号　軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭　公布）（衆法）……七七〇

○第九回国会法律集補遺表……二九

○第六回会長挨拶原稿案……一二九

○志賀氏　　や　　醫学用語統一委員会発行醫学語彙作製規程(臨　　会令)(案)……九九〇
○志賀氏　　一百五十二号　　聾学校醫療規程(臨一六・六・一二〇会令)(案)……九八一
○志賀氏　　一百五十一号　　盲学校規程の一部を改正する規程(臨一六・六・一二〇会令)(案)……九八〇
○志賀氏　　一百五十号　　療養規程施行規程(臨一六・六・一一六会令)(案)……九八五
○志賀氏　　一百四十九号　　療養規程(臨一六・六・一一六会令)(案)……九八六
○志賀氏　　一百四十八号　　国鐵職員キャラメル醫療規程の一部を改正する規程(臨一六・六・一三二会令)……九八七
○志賀氏　　一百四十七号　　国立結核療養所通則制定規程(臨一六・六・一三二会令)(案)……九八四
○志賀氏　　一百四十六号　　国立結核規程(臨一六・六・一三二会令)(案)……九八〇
○志賀氏　　一百四十五号　　醫師会の登録等の区域の特例等に関する規程の一部を改正する規程(臨一六・六・一三五会令)……九八〇
○志賀氏　　一百四十四号　　関東州、樺太及朝鮮規定に基く醫師の一部を改正する規程(臨一六・六・一〇会令)……九八九
○志賀氏　　一百四十三号　　醫師規程の一部を改正する規程(臨一六・六・一五会令)(案)……九八五
○志賀氏　　一百四十二号　　ホーメーポー錠生規程(臨一六・六・一八会令)(案)……九八四
○志賀氏　　一百四十一号　　歯科全国医師同盟の一部を改正する規程(臨一六・六・一六会令)……九八〇

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第十回国会を通過した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば
△圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（大一一法三一）廃止（昭二六一法二〇四）とあるのは、昭和二六年法律第二〇四号（高圧ガス取締法）によつて、圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（大一一法三一）が廃止されたことを示す。

（あ）

○アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一五・法三二）……二四
○あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律（昭二六・四・一・法一一六）……二七

△圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（大一一法三一）廃止（昭二六一法二〇四）……四七

（い）

△医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律（昭二一一法一二八）の一部改正（昭二六一法一七四）……四三
△医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭二四一法一七二）の一部改正（昭二六一法一三六）……六六の二
△一般会計歳出の財源に充つる為大蔵省預金部特別会計より為す繰入金に関する法律（昭二二一法一〇）廃止（昭二六一法一〇一）……三四
△印紙等模造取締法（昭二二一法一八九）の一部改正（昭二六一法七七）……二五

（う）

○運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・四・一・法一五）……二七
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二六一法三一）……三五
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二六一法一六二）……三六
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二六一法一八四）……四六
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二六一法一八六）……四六
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二六一法三一一）……六五
△運輸省設置法（昭二四一法一五七）の一部改正（昭二四一法二一二）……七五

（え）

○営業所得税の軽減等に関する法律（昭二六・三・三一・法七〇）……二
○営業用固定資産再評価法（昭二六・三・三一・法六〇）……一
○営業用固定資産再評価税法（昭二六・三・三一・法六一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行令（昭二六・四・一・政一〇一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則（昭二六・四・一・大蔵省令三〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令四九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令五九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令六九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令七九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令八九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令九九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一〇九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一一九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一二九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一三九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一四九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一五九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一六九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一七九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一八九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令一九九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二〇九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二一九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二二九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二三九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二四九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二五九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二六九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二七九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二八九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令二九九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三〇九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三一九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二六）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二七）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二八）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三二九）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三〇）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三一）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三二）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三三）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三四）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（昭二六・四・一・大蔵省令三三五）……一
○営業用固定資産再評価税法施行規則の一部を改正する省令（

△運河法（大二一―法一六）の一部改正（昭二六―法二一一）……六〇一
△運輸部内職員の療養に関する件（大三―勅一〇五）廃止（昭二六―法一九一）……四九二

（お）

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法一一二）……二七一
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法五四）……六六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法一〇二）……三七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法一〇五）……三三一
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法一〇八）……二四一
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法一九九）……三一〇
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法二三七）……六九一
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六・三・法三九）……七〇六
○恩給法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法八七）……一三七
△恩給法の一部を改正する法律（昭一八―法七八）の一部改正（昭二六―法八七）……一四一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二一―法七七）の一部改正（昭二六―法八七）……一四一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二一―法一三五）の一部改正（昭二六―法八七）……一四一
△大蔵省預金部特別会計法（大一四―法一一三）の廃止（昭二六―法一〇一）……三二四
△恩給の減額補給及び停止に関する法律（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二六―法八七）……一四一
△恩給の減額補給及び停止に関する法律施行令（昭七―勅二〇四）廃止（昭二六―法八七）……六六三
△恩給法臨時特例（昭二三―法一九〇）廃止（昭二六―法八七）……二四一

（か）

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・五・法一三四）……二六三
○河川法の一部を改正する法律（昭二六・五・一九・法一五五）……六六
○家畜伝染病予防法（昭二六・五・三一・法一六六）……六九
△家畜伝染病予防法（大一一―法二九）廃止（昭二六―法一六六）……一四一
△家畜伝染病予防法（昭二六―法一六六）の一部改正（昭二六―法二〇三）……五三四
△海難審判法の一部を改正する法律（昭二六・四・二・法一二一）……二六三
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭二六―法一四九）……二六九
○会計法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法一〇四）……二三九
○海事代理士法（昭二六・三・二三・法三二）……三三
△海事代理士法（昭二六―法三二）の一部改正（昭二六―法一六一）……三九六
○海上運送法の一部を改正する法律（昭二六・六・一一・法三三二）……六七三
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六・三・二三・法二九）……三二
○外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法九八）……二三五
△外国為替管理委員会設置法（昭二四―法二九）の一部改正（昭二六―法五六）……七
○外国為替資金特別会計法（昭二六・三・三・法五六）……六六
△外国為替特別会計法（昭二四―法二二七）の一部改正（昭二五―法二九三）……一
△外国為替特別会計法（昭二四―法二二七）廃止（昭二六―法五六）……六九
○外国為替特別会計の資本の増加に充てる

ための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・一二・二・法二九三）……一
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・八・法二一六）……六一八
○外資に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・三・法一二七）……三三〇
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七二）……四一九
○覚せい剤取締法（昭二六・六・三〇・法一五二）……七六二
○軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭二六・　法　）……七〇
○官庁営繕法（昭二六・六・一・法一八一）……四三八
○関税定率法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法一一〇）……二四五
△関税定率法（明四三―法五四）の一部改正（昭二六―法一二六）……三一〇
○関税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法七六）……一二三
○関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法一一一）……七四一
△家事審判法（昭二二―法一五二）の一部改正（昭二六―法二〇三）……五六八
△家畜改良増殖法（昭二五―法二〇九）の一部改正（昭二六―法一六六）……四一〇
△家畜商法（昭二四―法二〇八）の一部改正（昭二六―法二〇三）……五三四
△会社経理応急措置法（昭二一―法一六六）……六〇一
△会社経理応急措置法（昭二一―法七）の一部改正（昭二六―法四四）……四八
△会社経理応急措置法（昭二一―法七）の一部改正（昭二六―法一一一）……三五
△会社利益配当等臨時措置法（昭二一―法一九〇）の一部改正（昭二六―法一〇〇）……三三
（き）
○企業再建整備法の一部を改正する法律（昭二六・三・二八・法四四）……四六
△企業再建整備法（昭二一―法四〇）の一部改正（昭二六―法一七九）……四三
△企業再建整備法の一部を改正する法律（昭二六―法四四）の一部改正（昭二六―法一七九）……四三
○漁船保険法の一部を改正する法律（昭二六―法一七九）……四三一
○漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・四・七・法一三九）……三四一
○漁業法等の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法九三）……一六一
○漁船法の一部を改正する法律（昭二六・三・四―法一七〇）の一部改正（昭二六・三・三一・法九四）……一六三
○貸金業等の取締に関する法律（昭二四―法一七〇）の一部改正（昭二六・三・三一・法三〇）……三一
△官吏懲治料給與の件（明二五―勅八〇）廃止（昭二六―法一九一）……四九二
△簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭一九―法一一一）の一部改正（昭二六―法一〇二）……三五
△簡易生命保険法（昭二四―法六八）の一部改正（昭二六―法一〇〇）……三三
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四―政三一一）の一部改正（昭二六―法五八）……七四
△貸金業等の取締に関する法律（昭二四―法一七〇）の一部改正（昭二六―法一〇八）……一六三
○旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法三〇）……三一

（昭二四一政二九一）の一部改正（昭二
六一法二一一）……六四
△供給労働者共助令（昭七一勅二）廃止
（昭二六一法二九一）……四九
△協同組合による金融事業に関する法律
（昭二四一法一八三）の一部改正（昭二
六一法一〇〇）……三三
△協同組合による金融事業に関する法律
（昭二四一法一八三）の一部改正（昭二
六一法三三九）……七四
△教育委員会法（昭二三一法一七〇）の一
部改正（昭二六一法二六）……三九
△教育委員会法（昭二三一法一七〇）の一
部改正（昭二六一法一〇三）……三四
△教育所に在る孤兒の後見職務に関する
法律（明三三一法五二）廃止（昭二六一
法二〇二）……三三
△行政代執行法（昭二三一法四三）の一部
改正（昭二六一法九五）……二〇
△金銭債務臨時調停法（昭七一法一六）廃
止（昭二六一法二二二）……六四
△金融機関経理応急措置法（昭二一一法
六）の一部改正（昭二六一法三九）……七四
△金融機関再建整備法（昭二一一法三九）
の一部改正（昭二六一法一七九）……四三
△金融緊急措置令（昭二一一勅八三）の一
部改正（昭二六一法一〇八）……二四
△検察審査会法（昭二三一法一四七）の一
部改正（昭二六一法五九）……五三
△建設者設置法（昭二三一法一一三）の一
部改正（昭二六一法一八一）……四〇
△建設者設置法（昭二三一法一一三）の一
部改正（昭二六一法一九三）……五三
△建設者設置法（昭二三一法一一三）の一
部改正（昭二六一法二一〇）……五三
△建設者設置法（昭二三一法一一三）の一
部改正（昭二六一法二三四）……六八
△検察審査会法（昭二三一法一四七）の一
部改正（昭二六一法五九）……五三

（こ）

○公営住宅法（昭二六・六・四・法一九三）……四七
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（昭二六・三・三一・法九七）……三一
○公庫の予算及び決算に関する法律（昭二
六・三・三一・法九九）……三五
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭二
六・三・一九・法二五）……三五
△公職選挙法（昭二五一法一〇〇）の一部
改正（昭二六一法二一）……三
△公職選挙法（昭二五一法一〇〇）の一部
改正（昭二六一法二一）……三
△公職選挙法（昭二五一法一〇〇）の一部
改正（昭二六一法一八）……三
△公職選挙法（昭二五一法一〇〇）の一部
改正（昭二六一法一九五）……五四
△建設業法（昭二四一法一〇〇）の一部改
正（昭二六一法二一〇）……六三
△建設業法（昭二四一法一〇〇）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
△建築基準法（昭二五一法二〇一）の一部
改正（昭二六一法一九五）……五四
△建築士法（昭二五一法二〇二）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
○建築士法の一部を改正する法律（昭二六・
四・法一九五）……五三
△建築士法（昭二五一法二〇二）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
○健康保険法の一部を改正する法律（昭二
五・一二・二二・法二九六）……一
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改
正（昭二六一法七八）……一三
○検疫法（昭二六・六・六・法二〇一）……三三

△経済関係罰則の整備に関する法律（昭
二一・九一・法四）の一部改正（昭二六一法二
三六）……三六
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭
二一・九一・法四）の一部改正（昭二六一法二
三九）……六六
△建設業法（昭二四一法一〇〇）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
△建設業法（昭二四一法一〇〇）の一部改
正（昭二六一法二一一）……六三
△建築基準法（昭二五一法二〇一）の一部
改正（昭二六一法一九五）……五四
△建築士法（昭二五一法二〇二）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
○建築物貯蔵品の統制に関する法律（昭二
一・一〇・法三九）……七一
△軌道法（大一〇一法七六）の一部改正
（昭二六一法二一一）……六三
△貴金属管理法（昭二五一法二一八）の一
部改正（昭二六一法一〇〇）……三七
△貴金属特別会計法（昭二四一法三四）の
一部改正（昭二六一法一〇二）……三五
△揮発油税法（昭二四一法四四）の一部改
正（昭二六一法七八）……三三
△義務教育費国庫負担法（昭二五一法二
二）廃止（昭二六一法六六）……三七
△漁港審議会委員並びに漁品取引所審議
会の会長及び委員の給与に関する政令
（昭二五一政三〇五）廃止（昭二五一法
二九八）……三
△漁港法（昭二五一法一三七）の一部改正
（昭二六一法一七五）……三六
△漁港法（昭二五一法一三七）の一部改正
（昭二六一法二二〇）……六三
△漁業法施行法（昭二四一法二六八）の一
部改正（昭二六一法九三）……二五
△漁船再保険特別会計法（昭二一一法二
四）の一部改正（昭二六一法一〇二）……三四
△旧日本占領地域に本店を有する会社の
本邦内にある財産の整理に関する政令
（昭二一勅一〇一）の一部改正（昭二六
政二九一）……六四
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に
関する法律（昭二三一法七四）の一部改
正（昭二六一法四五）……五一
○旧令による共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法の一部を改正する法
律（昭二六・四・一六・法一四八）……三四
○教育公務員特例法の一部を改正する法律
（昭二六・六・一六・法一四一）……七〇
○教育職員免許法の一部を改正する法律
（昭二六・三・三一・法一一三）……一七
○教育職員免許法施行法の一部を改正する
法律（昭二六・三・三一・法一一四）……一七
○教科書の発行に関する臨時措置法の一部
を改正する法律（昭二六・三・二九・法四八）……六二
○行政機関職員定員法の一部を改正する法
律（昭二六・三・三一・法八一）……三六
△行政機関職員定員法（昭二四一法一二
六）の一部改正（昭二六一法一七二）……四九
△行政機関職員定員法（昭二四一法一二
六）の一部改正（昭二六一法一三三）……六七
△行政機関職員定員法（昭二四一法一二
六）の一部改正（昭二六一法一三四）……六八
○行政書士法（昭二六・二・二二・法四）……一三
△行政書士法（昭二六一法四）の一部改正
（昭二六一法一三七）……六二
○繭糸物資の売渡に関する法律（昭二六・六・
一二・法一三九）……七二
○鉱馬法の一部を改正する法律（昭二六・四・
一二・法一三三）……六四
△警察法（昭二二一法一九六）の一部改正
（昭二六一法一〇三）……五四
△警察法の一部を改正する法律（昭二六・
一二・法一三三）……六四
△銀行等の債券発行等に関する法律（昭
二五一法四〇）の一部改正（昭二六一法
二四〇）……七四
△銀行法（昭一一法二一）の一部改正（昭
二六一法二四〇）……七四

（け）

○計量法（昭二六・六・七・法一〇七）……五二
○計量法施行法（昭二六・六・七・法一〇八）……五三
○経済調査庁法の一部を改正する法律（昭
二六・五・一二・法一五四）……五六
△経済調査庁法（昭二三一法一〇六）の一
部改正（昭二六一法三三）……六四
○経済安定本部設置法の一部を改正する法
律の一部を改正する法律（昭二六・三・二
六・法三六）……五六
△経済安定本部設置法（昭二四一法一六
四）の一部改正（昭二六一法七四）……二二
△経済安定本部設置法（昭二四一法一六
四）の一部改正（昭二六一法一八〇）……四八
△経済安定本部設置法（昭二四一法一六
四）の一部改正（昭二六一法一九七）……五八
○警察法の一部を改正する法律（昭二六・六・
一二・法三三）……六四
△警察法（昭二二一法一九六）の一部改正
（昭二六一法一〇三）……五四
○鉱馬法の一部を改正する法律（昭二六・四・
九・法一四二）……三四
○鉱馬法の一部を改正する法律（昭二六・五・
二二・法一五六）……五六
○結核予防法（昭二六・三・三一・法九六）……二一
△結核予防法（大八一法二六）廃止（昭二
六一法九六）……二二
○建築士法の一部を改正する法律（昭二六・
四・法一九五）……五三
△建築士法（昭二五一法二〇二）の一部改
正（昭二六一法一七八）……四〇
△建築士法（昭二五一法二〇二）の一部改
正（昭二六一法一九五）……五四
○健康保険法の一部を改正する法律（昭二
五・一二・二二・法二九六）……一
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改
正（昭二六一法七八）……一三
○検疫法（昭二六・六・六・法二〇一）……三三

る法律の一部を改正する法律（昭二六・三・一五・法一九）……二三
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四・法二七）の一部改正（昭二六・法九九）……二三八
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四・法二七）の一部改正（昭二六・法一〇八）……二四一
△公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭二四・法二七）の一部改正（昭二六・法一九二）……四九七
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九・法五一）……六三
△公認会計士法（昭二三・法一〇三）の一部改正（昭二六・法一三七）……六九二
○公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律（昭二六・二・一二・法三）……一三
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二六・三・八・法一五）……三〇
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇・法八五）……三三五
△厚生省設置法（昭二四・法一五一）の一部改正（昭二六・法四五）……六一
△厚生省設置法（昭二四・法一五一）の一部改正（昭二六・法九六）……二二
△厚生省設置法（昭二四・法一五一）の一部改正（昭二六・法一五一

(昭二五―政一九〇)廃止(昭二五―法二九八)……三
△航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令(昭一七―勅五九七)廃止(昭二六―法一九一)……四九二
△航空勤務者一時賜金令(昭一三―勅五六四)廃止(昭二六―法一九一)……四九二
△鉱業法(昭二五―法二八九)の一部改正(昭二六―法二二〇)……六五三
△鉱業法(昭二五―法二八九)の一部改正(昭二六―法二二二)……六五七
△鉱山保安法(昭二四―法七〇)の一部改正(昭二六―法一七六)……四二八
△国営競馬特別会計法(昭二四―法四二)の一部改正(昭二六―法一〇二)……三三六
△国家公務員法(昭二二―法一二〇)の一部改正(昭二六―法五九)……七五
△国庫出納金等端数計算法(昭二五―法六一)の一部改正(昭二六―法一〇八)……二四一
△国庫出納金等端数計算法(昭二五―法六一)の一部改正(昭二六―法一九二)……四九七
△国債整理基金特別会計法(明三九―法六)の一部改正(昭二六―法一〇二)……二三四
△国内航空運送事業令(昭二五―政三二七)の一部改正(昭二六―法二〇一)……五二七
△国民更生金庫法(昭一六―法四二)の一部改正(昭二六―法一七三)……四三〇
△国民貯蓄組合法(昭一六―法六四)の一部改正(昭二六―法一九九)……五三〇
△国民貯蓄組合法(昭一六―法六四)の一部改正(昭二六―法二三九)……七〇五
△国有林野事業特別会計法(昭二二―法三八)の一部改正(昭二六―法一〇二)……二三五
△国有林野事業特別会計法(昭二二―法三八)の一部改正(昭二六―法二四六)……七二四
△国立病院特別会計法(昭二四―法一九〇)の一部改正(昭二六―法一〇二)……三六

(九)

○再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六・四・一〇・法一四三)……三五四
○裁判官彈劾法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法七一)……一一〇
○裁判所職員定員法(昭二六・三・三〇・法五三)……六五
○裁判所法等の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇・法五九)……七四
○在外公館等借入金の返済の準備に関する法律(昭二六・三・三〇・法五四)……六五
○産業教育振興法(昭二六・六・一一・法二二八)……六六八
△砂糖消費税法(明三四―法一三)の一部改正(昭二六―法七八)……一三三
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭二六―法一〇二)……三六
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二―法一七五)の一部改正(昭二六―法六三)……一〇三
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五―法七〇)の一部改正(昭二六―法六三)……一〇三
△採石法(昭二五―法二九一)の一部改正(昭二六―法二二〇)……六五三
△財政法(昭二二―法三四)の一部改正(昭二六―法一七三)……四二一
△財産税等収入金特別会計法(昭二一―法五三)の一部改正(昭二六―法一〇二)……二三五
△財産税法(昭二一―法五二)の一部改正(昭二六―法一七三)……四二一
△財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭二五―政七)の一部改正(昭二六―法二一一)……六〇二
△産業復興公団法(昭二二―法五七)の一部改正(昭二六―法一〇八)……二四一
△産業設備営団法(昭一六―法九二)の一部改正(昭二六―法一七三)……四三〇

(し)

○市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法八六)……一三六
○司法書士法の一部を改正する法律(昭二六・六・一三・法二三五)……六七九
○資金運用部資金法(昭二六・三・三一・法一〇〇)……二二九
○資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭二六・三・三一・法一〇二)……二三四
○資金運用部特別会計法(昭二六・三・三一・法一〇一)……二三三
○資産再評価法の一部を改正する法律(昭二六・四・一〇・法一四二)……三四六
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二六―法七八)……二三三
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二六―法一〇八)……二四一
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二六―法一七三)……四二一
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭二六―法二一一)……六〇三
○自動車抵当法(昭二六・六・一・法一八七)……四八三
○自動車抵当法施行法(昭二六・六・一・法一八八)……四八四
○児童福祉法の一部を改正する法律(昭二六・六・六・法二〇二)……五二八
○実用新案法の一部を改正する法律(昭二六・三・六・法一〇)……一八
○社会教育法の一部を改正する法律(昭二六・三・一二・法一七)……二〇
○社会福祉事業法(昭二六・三・二九・法四五)……四八
△社会福祉事業法(昭二六―法四五)の一部改正(昭二六―法一六九)……四一八
○所得税法の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇・法六三)……七八
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二六―法四五)……六一
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二六―法七八)……二三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二六―法一〇八)……二四一
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二六―法一九八)……五一六
○宗教法人法(昭二六・四・三・法一二六)……三〇三
○少年院法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法七二)……一一〇
○昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律(昭二六・三・二九・法四九)……六三
○消防組織法の一部を改正する法律(昭二六・三・一三・法一八)……二三
○商標法の一部を改正する法律(昭二六・三・六・法一二)……一九
○商品券取締法の一部を改正する法律(昭二六・三・二三・法三一)……三三
○商法の一部を改正する法律施行法(昭二六・六・八・法二一〇)……五九六
○商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二六・六・八・法二〇九)……五九五
△商法(明三二―法四八)の一部改正(昭二六―法二一三)……六〇八
○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭二六・六・八・法二一一)……六〇一
○商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律(昭二六・六・一五・法二四〇)……七〇六
○証券投資信託法(昭二六・六・四・法一九八)……五〇八
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二六・六・九・法二二四)……六六一
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭二六―法九九)……二一八
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭二六―法一〇二)……二三七
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭二六―法一九一)……四九二
○住民登録法(昭二六・六・八・法二一八)……六二一
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二六・三・三一・法六九)……一〇九

○食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律（昭二六・三・三一・法七〇）……一〇九
○植物防疫法の一部を改正する法律（昭二六・六・一九・法二四三）……七一五
○身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一・法一六九）……四一四
○信用金庫法（昭二六・六・一五・法二三八）……六九二
△信用金庫法（昭二六・法二三八）の一部改正（昭二六・法二四〇）……七〇八
○信用金庫法施行法（昭二六・六・一五・法二三九）……七〇三
○診療エックス線技師法（昭二六・六・一一・法二二六）……六六三
○森林法（昭二六・六・二六・法二四九）……七二六
△森林法（明四〇・法四三）廃止（昭二六・法二四九）……七五五
○森林法施行法（昭二六・六・二六・法二五〇）……七五五
○新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法八二）……一二八
○審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・二三・法二四五）……七三〇
○審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七九）……四三〇
○審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七四）……四三三
○審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七六）……四二七
○審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七五）……四三五
○審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七三）……四三〇
○審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七八）……四三九
○審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七〇）……四一八
○審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一・法一六三）……三九八
○審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七一）……四一九
○審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律（昭二六・五・三一・法一六五）……三九九
○審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一・法一七七）……四二九

△死体解剖保存法（昭二四・法二〇四）の一部改正（昭二六・法二〇一）……五二七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二・法五四）の一部改正（昭二六・法一九二）……四九七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二・法五四）の一部改正（昭二六・法二一一）……六〇二
△歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭二五・法二四六）の一部改正（昭二六・法二三六）……六八〇
△歯科医師法（昭二三・法二〇二）の一部改正（昭二六・法一七四）……四三三
△歯科医師法（昭二三・法二〇二）の一部改正（昭二六・法二三六）……六八〇
△歯科医師法（昭二三・法二〇二）の一部改正（昭二六・法二四四）……七一九
△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一・法四四）の一部改正（昭二六・法一〇二）……一三五
△自作農創設特別措置法（昭二一・法四三）の一部改正（昭二六・法八九）……一五五
△自作農創設特別措置法（昭二一・法四三）の一部改正（昭二六・法九五）……二〇一
△自作農創設特別措置法（昭二一・法四三）の一部改正（昭二六・法一七五）……四三六
△自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭二五・政二八八）の一部改正（昭二六・法八九）……一五六
△自動車整備工場認定規則（昭二三・運令二七）廃止（昭二六・法一八六）……四八一
△自動車整備士技能検定規則（昭二四・運令五〇）廃止（昭二六・法一八六）……四八〇
△事業者団体法（昭二三・法一九一）の一部改正（昭二六・法一八四）……四六一
△事業者団体法（昭二三・法一九一）の一部改正（昭二六・法二三九）……七〇五
△事業者団体法（昭二三・法一九一）の一部改正（昭二六・法二五〇）……七五八
△失業保険特別会計法（昭二二・法一五七）の一部改正（昭二六・法一〇二）……二三五
△失業保険法（昭二二・法一四六）の一部改正（昭二六・法七八）……二三四
△質屋営業法（昭二五・法一五八）の一部改正（昭二六・法二三三）……六七七
△実業教育費国庫補助法（大三・法九）廃止（昭二六・法二二八）……六七一
△社会事業法（昭一三・法五九）廃止（昭二六・法四五）……五九
△社会福祉主事の設置に関する法律（昭二五・法一八二）廃止（昭二六・法四五）……五九
△社会保険診療報酬支拂基金法（昭二三・法一二九）の一部改正（昭二六・法九六）……三二
△社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭二五・法四七）の一部改正（昭二六・法一七四）……四二四
△車両規則（昭二二・運令三六）廃止（昭二六・法一八六）……四八〇
△酒税法（昭一五・法三五）の一部改正（昭二六・法七八）……一三三
△宗教法人令（昭二〇・勅七一九）廃止（昭二六・法一二六）……三八八
△宗教法人令施行規則（昭二〇・司、文令一）廃止（昭二六・法一二六）……三八八
△巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明三四・勅一四九）廃止（昭二六・法一九一）……四九二
△巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令を警部補、消防士補及消防機関士補に準用するの件（明四三・勅一二六）廃止（昭二六・法一九一）……四九二
△巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件（昭一五・勅八七〇）廃止（昭二六・法一九一）……四九二
△少年法（昭二三・法一六八）の一部改正（昭二六・法五九）……七五
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五・法一八九）廃止（昭二六・法九七）……二二四
△証券取引法（昭二三・法二五）の一部改正（昭二六・法一九八）……五一五
△証券取引法（昭二三・法二五）の一部改正（昭二六・法二四〇）……七〇七
△消費生活協同組合法（昭二三・法二〇〇）の一部改正（昭二六・法二一三）……六〇八
△商工組合中央金庫法（昭一一・法一四）の一部改正（昭二六・法一〇〇）……二三三
△商工組合中央金庫法（昭一一・法一四）の一部改正（昭二六・法二三九）……七〇五
△商事調停法（大一五・法四二）廃止（昭二六・法二二二）……六五七
△商品取引所法（昭二五・法二三九）の一部改正（昭二六・法一七六）……四二八
△商品取引所法（昭二五・法二三九）の一部改正（昭二六・法二一一）……六〇三
△借地借家調停法（大一一・法四一）廃止（昭二六・法二二二）……六五七
△食品衛生法（昭二二・法二三三）の一部改正（昭二六・法一七四）……四二三
△食糧管理特別会計法（大一〇・法三七）の一部改正（昭二六・法一〇二）……二二四
△食糧管理法（昭一七・法四〇）の一部改

正(昭二六一法一四四)……三五九
△食糧の輸入税を免除する法律(昭二二一法一八八)廃止(昭二六一法一一〇)……二六九
△信託業法(大一一一法六五)の一部改正(昭二六一法二四〇)……七〇六
△森林火災保險特別会計法(昭一二一法二六)の一部改正(昭二六一法一〇二)……二三五

(す)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二六・三・七・法一四)……一九
○水産業協同組合法等の一部を改正する法律(昭二六・三・二〇・法二七)……三〇
△水産業協同組合法(昭二三一法二四二)の一部改正(昭二六一法二一三)……六〇八
○水路業務法の一部を改正する法律(昭二六・三・一〇・法一六)……二〇

△水産庁設置法(昭二三一法七八)の一部改正(昭二六一法一三九)……三四二

(せ)

○生活保護法の一部を改正する法律(昭二六・五・三一・法一六八)……四二
△生活保護法(昭二五一法一四四)の一部改正(昭二六一法一一六)……二七八
○精神衛生法の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇・法五五)……六六
○税理士法(昭二六・六・一五・法二三七)……六八〇
○積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法(昭二六・三・三〇・法六六)……一〇七
○船員保險法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法九一)……一五九
△船員保險法(昭一四一法七三)の一部改正(昭二六一法七八)……一三三
○船主相互保險組合法の一部を改正する法律(昭二六・六・八・法二一七)……六一八
○船舶職員法(昭二六・四・一六・法一四九)……三六五
△船舶職員法(明二九一法六八)廃止(昭二六一法一四九)……三六九

△税務代理士法(昭一七一法四六)廃止(昭二六一法二三七)……六八九
△贅沢品等の輸入税に関する法律(大一三一法二四)廃止(昭二六一法一一〇)……二六九
△船員保險特別会計法(昭二二一法二三六)の一部改正(昭二六一法一〇二)……三三五
△船舶法(明三二一法四六)の一部改正(昭二六一法二一一)……六〇四
△戦時金融金庫法(昭一七一法三二)の一部改正(昭二六一法一七三)……四二〇
△戦時民事特別法廃止法律(昭二〇一法四六)の一部改正(昭二六一法二二二)……六五七

(そ)

○租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭二六・六・四・法一九七)……五〇七
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇・法六二)……七六
△租税特別措置法(昭二一一法一五)の一部改正(昭二六一法一四二)……三五四
△租税特別措置法(昭二一一法一五)の一部改正(昭二六一法一九八)……五一七
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二六・五・三一・法一六七)……四一〇
○相互銀行法(昭二六・六・五・法一九九)……五一七
△相互銀行法(昭二六一法一九九)の一部改正(昭二六一法二四〇)……七〇八
○相続税法の一部を改正する法律(昭二六・三・二八・法四〇)……四二
△相続税法(昭二五一法七三)の一部改正(昭二六一法七八)……二三三
△相続税法(昭二五一法七三)の一部改正(昭二六一法一九八)……五一六
○裝蹄師法の一部を改正する法律(昭二六・三・一・法六)……一七

△租税外諸収入金整理に関する法律(明四四一法五八)廃止(昭二六一法一九七)……五〇八
△総理府設置法(昭二四一法一二七)の一部改正(昭二六一法六六)……一〇九
△総理府設置法(昭二四一法一二七)の一部改正(昭二六一法一〇二)……三三六
△造幣庁特別会計法(昭二五一法六三)の一部改正(昭二六一法一〇二)……三三六
△造林臨時措置法(昭二五一法一五〇)の一部改正(昭二六一法八九)……一五六
△造林臨時措置法(昭二五一法一五〇)の一部改正(昭二六一法二二〇)……六五二
△造林臨時措置法(昭二五一法一五〇)の一部改正(昭二六一法二五〇)……七五八
△測量法(昭二四一法一八八)の一部改正(昭二六一法二二〇)……六五二

(た)

○たばこ專売法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法七九)……一二四

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五一法六二)の一部改正(昭二六一法五六)……七〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五一法六二)の一部改正(昭二六一法五八)……七四
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五一法六二)の一部改正(昭二六一法一〇一)……二三四
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五一法六二)の一部改正(昭二六一法一〇六)……二三三
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五一法六二)の一部改正(昭二六一法一九二)……四九七
△大日本育英会法(昭一九一法三〇)の一部改正(昭二六一法一〇〇)……二三三
△担保附社債信託法(明三八一法五二)の一部改正(昭二六一法一六一)……三九六
△担保附社債信託法(明三八一法五二)の一部改正(昭二六一法一八八)……四八六
△担保附社債信託法(明三八一法五二)の一部改正(昭二六一法二四〇)……七〇七

(ち)

○地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭二六・二・一・法二)……一二
○地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律(昭二六・六・七・法二〇三)……五三三
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭二六・四・五・法一三三)……三九九
○地方自治法の一部を改正する法律(昭二六・五・二八・法一六〇)……三九一
△地方自治法(昭二二一法六七)の一部改正(昭二六一法二〇三)……五三三
△地方自治法(昭二二一法六七)の一部改正(昭二六一法二〇八)……五九五
○地方税法の一部を改正する法律(昭二六・三・三一・法九五)……一六四
△地方税法(昭二五一法二二六)の一部改正(昭二六一法四五)……六一
△地方税法(昭二五一法二二六)の一部改正(昭二六一法八九)……一五六
△地方税法(昭二五一法二二六)の一部改正(昭二六一法一〇八)……二四二
△地方税法(昭二五一法二二六)の一部改正(昭二六一法一二六)……三二〇
△地方税法(昭二五一法二二六)の一部改

正(昭二六—法一九一)……四九二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二六—法一九二)……四九二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二六—法二二七)……六六八
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二六—法二三七)……六九二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭二六—法二三九)……七〇五
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭二六・四・六・法一三八)……三三七
△中小企業等協同組合法(昭二四—法一八一)の一部改正(昭二六—法二一三)……六〇八
△中小企業等協同組合法(昭二四—法一八一)の一部改正(昭二六—法二三九)……七〇三

△地方財政委員会設置法(昭二五—法二一〇)の一部改正(昭二六—法二四二)……七一五
△地方自治庁設置法(昭二四—法一三一)の一部改正(昭二六—法四)……一六
△地方鉄道法(明三八—法五三)の一部改正(昭二六—法二一一)……六〇四
△貯蓄銀行法(大一〇—法七四)の一部改正(昭二六—法一〇〇)……二三二
△貯蓄銀行法(大一〇—法七四)の一部改正(昭二六—法二四〇)……七〇六
△中小企業信用保險特別会計法(昭二五—法二六五)の一部改正(昭二六—法一〇二)……二二六
△中小企業信用保險法(昭二五—法二二六四)の一部改正(昭二六—法二三九)……七〇六
△中小企業信用保險法(昭二五—法二二六四)の一部改正(昭二六—法二五〇)……七五八

(つ)

○通行税法の一部を改正する法律(昭二六・三・二八・法四三)……四五

△つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭二五—法一九二)廃止(昭二六—法一一〇)……二六九
△通運事業法(昭二四—法二四一)の一部改正(昭二六—法一八四)……四六一
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)の一部改正(昭二六—法五八)……七四
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)の一部改正(昭二六—法一一八)……二八〇
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)の一部改正(昭二六—法二〇四)……五四八
△通商産業省設置法(昭二四—法一〇二)の一部改正(昭二六—法二〇八)……五九五

(て)

○低性能船舶買入法の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇・法六〇)……七五
○低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売拂に関する法律(昭二六・三・三〇・法六一)……七五
○帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律(昭二六・四・六・法一三六)……三三五
○鉄道敷設法の一部を改正する法律(昭二六・五・三〇・法一六二)……三九七
○電信電話料金法の一部を改正する法律(昭二六・三・二九・法五二)……六四
○電信電話料金法の一部を改正する法律(昭二六・六・一・法一八二)……四四〇
○電波監理委員会設置法の一部を改正する法律(昭二六・四・二八・法一五三)……三八九
△電波管理委員会設置法(昭二五—法一三三)の一部改正(昭二六—法一三五)……三三四
○電話設備費負担臨時措置法(昭二六・六・九・法二二五)……六六二

△鉄道抵当法(明三八—法五三)の一部改正(昭二六—法一八八)……四八五
△鉄道抵当法(明三八—法五三)の一部改正(昭二六—法二一一)……六〇四
△鉄の輸入税免除に関する法律(昭一六—法八七)の一部改正(昭二六—法一一〇)……二七〇
△伝染病届出規則(昭二二—厚令五)の一部改正(昭二六—法九六)……二二一
△伝染病予防救治に従事し為に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件(明一九—閣令二三)廃止(昭二六—法一九一)……四九三
△伝染病予防救治に従事する者の療治料に関する件(明三三—勅一四一)廃止(昭二六—法一九一)……四九二
△伝染病予防救治に従事する者の手当金に関する件(明三三—法三〇)廃止(昭二六—法一九一)……四九二
△電気事業会社の対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律(昭二五—法一四五)の一部改正(昭二六—法一〇八)……二四一
△電気通信事業特別会計法(昭二四—法一一〇)の一部改正(昭二六—法一〇二)……二二六

(と)

○土地收用法(昭二六・六・九・法二一九)……六二四
△土地收用法(明三三—法二九)の一部改正(昭二六—法一八四)……四六一
△土地收用法(明三三—法二九)廃止(昭二六—法二二〇)……六五一
○土地收用法施行法(昭二六・六・九・法二二〇)……六五〇
○登録税法の一部を改正する法律(昭二六・三・二八・法三九)……四一
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法四五)……六〇
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法九五)……二〇〇
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法一〇八)……二四一
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法一二六)……三二〇
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法一四九)……三六九
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法一六一)……三九六
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法一八八)……四八六
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法二三七)……六九一
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法二三九)……七〇五
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭二六—法二五〇)……七五八
○道路運送車両法(昭二六・六・一・法一八五)……四六三
○道路運送車両法施行法(昭二六・六・一・法一八六)……四八〇
○道路運送法(昭二六・六・一・法一八三)……四四一
△道路運送法(昭二二—法一九一)廃止(昭二六—法一八四)……四六一
○道路運送法施行法(昭二六・六・一・法一八四)……四六一
○特許法の一部を改正する法律(昭二六・三・六・法九)……一八
○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭二六・六・一一・法二三〇)……六七一
○特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七・法二九八)……二
○特別調達庁設置法の一部を改正する法律(昭二六・五・三一・法一六四)……三九八
○特別都市計画法の一部を改正する法律(昭二六・六・四・法一九四)……五〇二

△土地家屋調査士法(昭二五—法二二八)の一部改正(昭二六—法一九五)……五〇四
△土地改良法(昭二四—法一九五)の一部改正(昭二六—法八九)……一五六
△土地改良法(昭二四—法一九五)の一部改正(昭二六—法二二〇)……六五二
△土地調整委員会設置法(昭二五—法二九二)の一部改正(昭二六—法二五〇)……七五九
△都市計画法(大八—法三六)の一部改正(昭二六—法二二〇)……六五二
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律(明四四—法一五)廃止(昭二六—法九七)……二一四
△度量衡法(明四二—法四)廃止(昭二

○熱管理法（昭一二六・四・一〇法一四六）……三〇

△熱管理規則（昭一三一商令一）廃止（昭一二六一法一四六）……三〇

△熱管理技能試験規程（昭一三一商令一二）廃止（昭一二六一法一四六）……三〇

△熱管理士選衡規程（昭一三一商令一三）廃止（昭一二六一法一四六）……三〇

（の）

○納税貯蓄組合法（昭一二六・四・一〇・法一四五）……三〇

△納税貯蓄組合法（昭一二六一法一四五）の一部改正（昭一二六一法一三九）……七〇

○農漁業協同組合再建整備法（昭一二六・四・七・法一四〇）……三四

○農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律（昭一二六・六・一一・法一三一）……七二

○農業委員会法（昭一二六・三・三一・法八八）……一四

△農業委員会法（昭一二六一法八八）の一部改正（昭一二六一法一三一）……三八

○農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭一二六・三・三一・法八九）……一五

○農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三〇・法五七）……七

△農業共済再保険特別会計法（昭一九一

△農業動産信用法施行令（昭八一勅三〇七）の一部改正（昭一二六一法一八八）……三八

△農村負債整理組合法（昭八一法一一）の一部改正（昭一二六一法一三一）……三七

△農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭一二一法七七）の一部改正（昭一二六一法一七五）……三六

△農林省設置法（昭一四一法一五三）の一部改正（昭一二六一法一〇五）……三五

△農林省設置法（昭一四一法一五三）の一部改正（昭一二六一法一四三）……三〇

△農林省設置法（昭一四一法一五三）の一部改正（昭一二六一法一四三）……三〇

△農林省設置法（昭一四一法一五三）の一部改正（昭一二六一法一五〇）……三五

△農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭一七一法三三）の一部改正（昭一二六一法一七五）……三五

△農林中央金庫法（大一一一法四一）の一部改正（昭一二六一法一〇七）……三三

△農林中央金庫法（大一一一法四一）の一部改正（昭一二六一法一〇〇）……三三

（は）

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭一二六・三・一九・法四七）……三

（ひ）

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭一二六・五・一五・法一五八）……三〇

○非訟事件手続法の一部を改正する法律（昭一二六・六・八・法一一三）……六

△非訟事件手続法（明三一法一四）の一部改正（昭一二六一法一〇八）……六

△非訟事件手続法（明三一法一四）の一部改正（昭一二六一法一一〇

○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭一二六・四・一四・法一四七）……三五
○保険業法の一部を改正する法律（昭一二六・六・六・法二二五）……六四
○保険業集の取締に関する法律の一部を改正する法律（昭一二六・四・一〇・法一五二）……六五
○保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三〇・法六五）……一〇六
△保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭一二六一法六五）の一部改正（昭一二六一法一一一）……三七
○法人税法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三〇・法六四）……一〇四
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法四五）……六一
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法七八）……三三
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法一〇八）……三四
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法一九八）……六六
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法三三七）……六七
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法三九）……七〇
○法務府設置法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三一・法八三）……一八
○法律（昭一二六・四・一四・法一四七）……三五
○保険業法の一部を改正する法律（昭一二六・六・六・法一二五）……六四
○保険業集の取締に関する法律の一部を改正する法律（昭一二六・四・一〇・法一五二）……六五
○保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三〇・法六五）……一〇六
△保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭一二六一法六五）の一部改正（昭一二六一法一一一）……三七
○法人税法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三〇・法六四）……一〇四
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法四五）……六一
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法七八）……三三
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法一〇八）……三四
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法一九八）……六六
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法三三七）……六七
△法人税法（昭一二一法一八）の一部改正（昭一二六一法三九）……七〇
○法務府設置法の一部を改正する法律（昭一二六・三・三一・法八三）……一八

（ゆ）

○繭生品取締法の一部を改正する法律（昭一二六・四・一・法一一八）……一五
○有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律（昭一二六・六・一・法一九一）……四六
○有限会社法の一部を改正する法律（昭一二六・六・八・法一二四）……六八
○有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭一二六・四・五・法一三五）……五五
○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭一二六・三・一五・法一三）……二
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭一二六・四・四・法一三一）……五八
○郵便法の一部を改正する法律（昭一二六・四・四・法一二八）……五一
○郵便法の一部を改正する法律（昭一二六・六・五・法一〇〇）……五〇
○郵便貯金特別会計法（昭一二六・三・三一・法一〇三）……五四

（よ）

△薬事法（昭二三一法一九七）の一部改正（昭一二六一法一七四）……四三
△薬事法（昭二三一法一九七）の一部改正（昭一二六一法二五二）……七九

（れ）

△民事訴訟用印紙法（明二三一法六五）の一部改正（昭一二六一法二二二）……六七
△民法施行法（明三一一法一一の一部改正（昭一二六一法一二六）……三〇

（む）

△無薬業法（昭六一法四二）の一部改正（昭一二六一法一九九）……三〇
△無薬業法（昭六一法四二）の一部改正（昭一二六一法二四〇）……七四

（も）

○モーターボート競走法（昭二六・六・一八・法二四二）……七三

（や）

△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭一二六一法一二五）……三〇
△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭一二六一法一二六）……三九
△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭一二六一法一六五）……六〇
△文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭二四一法一四九）の一部改正（昭一二六一法一六五）……五九

○郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・四・法一三〇）……三八
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二六・四・四・法一二九）……三五

△輸出信用保險特別会計法（昭二五―法六八）の一部改正（昭二六―法一〇二）……三六
△輸出信用保險法（昭二五―法六七）の一部改正（昭二六―法一七六）……四八
△輸入税の従量税率に関する法律（昭七―法四）廃止（昭二六―法一一〇）……三九
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭二六―法一〇三）……三九
△郵政省設置法（昭和二三―法二四四）の一部改正（昭二六―法一二九）……三七
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二六―法一〇二）……三六
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二六―法一〇三）……三八
△郵便年金法（昭二四―法六九）の一部改正（昭二六―法一〇〇）……三三
△優生保護法（昭二三―法一五六）の一部改正（昭二六―法一七四）……四三

（よ）

○予防接種法の一部を改正する法律（昭二六・四・一・法一二〇）……三八
△予防接種法（昭二三―法六八）の一部改正（昭二六―法九六）……三二

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二六―法一〇八）……三四
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二六―法一九二）……四九
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭二五―法二一二）の一部改正（昭二六―法一三三）……三〇
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭二五―法二一二）の一部改正（昭二六―法一六九）……四八
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭二五―法二一二）の一部改正（昭二六―法二〇二）……五三
△預金部預金法（大一四―法二五）廃止（昭二六―法一〇〇）……三二
△傭人扶助令（大七―勅三八二）廃止（昭二六―法一九一）……四九

（り）

○理容師法の一部を改正する法律（昭和二六・六・三〇・法二五一）……七〇
○硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律（昭二六・六・七法一〇五）……五八
○臨時物資需給調整法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一・法七四）……二二

△理容師法特例（昭二三―法六七）の一部改正（昭二六―法二五一）……七〇
△罹災都市借地借家臨時処理法（昭二一―法一三）の一部改正（昭二六―法二二二）……六五
△立木に関する法律（明四二―法二二）の一部改正（昭二六―法一五〇）……三八
△臨時金利調整法（昭二二―法一八一）の一部改正（昭二六―法二三九）……七〇
△臨時船舶管理法（昭二二―法九三）の一部改正）昭二六―法一四九）……三九
△臨時鉄くず資源回収法（昭二四―法一七二）の一部改正（昭二六―法一七六）……四八
△臨時農村負債処理法（昭一三―法六九）の一部改正（昭二六―法一七五）……四六
△臨時農村負債処理法（昭一三―法六九）の一部改正（昭二六―法二二二）……六五

（れ）

△連合国軍人等住宅公社法（昭二五―法八二）の一部改正（昭二六―法六三）……一〇五
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二六―法一四二）……三五
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四―政三〇九）の一部改正（昭二六―法一七六）……四九

（ろ）

○労働者災害補償保險法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九・法四六）……六一
△労働者災害補償保險法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭二六―法七八）……二三

△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭二二―法一六七）の一部改正（昭二六―法一九一）……四九
△労働教育審議会令（昭二四―政二一五）廃止（昭二六―法一七七）……四九
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭二六―法二〇三）……五三
△労働者災害補償保險特別会計法（昭二二―法五一）の一部改正（昭二六―法一〇二）……三五

（わ）

△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三―法一四三）の一部改正（昭二六―法二二九）……七〇

部門別索引

一　第十回国会（昭和二十五年十二月十日召集昭和二十六年六月五日閉会）で制定した法律計二百五十四件を十二部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された法令の件名を掲載した。カッコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。例えば△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正（昭二六法二地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律による）とあるのは公職選挙法の一部が公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律で改正されたことを表わしたものである。

第一　憲法関係

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二六・三・八法一五）……二〇
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭二六・三・一九法二五）……二三
○地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の職時特例に関する法律（昭二六・三・二法一一）……三

△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二六法二地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律による）……三
△公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭二五法一〇一）の一部改正――（昭二六法二地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律による）……一七
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二六法二八消防組織法の一部を改正する法律による）……三三
△行政代執行法（昭二三法四三）の一部改正――（昭二六法九五地方税法の一部を改正する法律による）……二〇一

第二　国会関係

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二・一一法八〇）……一
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二・一二・二七法二九七）……一
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法六七）……一〇九
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一七〇）……四八七
○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭二六・三・三一法六八）……一〇九
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七一）……一一〇
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律（昭二三法八九）の廃止――（昭二六法六八国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律による）……一〇九

第三　国家行政組織関係

○国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法八〇）……一三五
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法八一）……一二六
○審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律（昭二六・五・三一法一六三）……三九八
○外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法九八）……一三五
○審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法六七）……四一八
○特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一七〇）……三九八
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改

△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一七九審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律による）……四二
△行政機関職員定員法（昭二四法二六）の一部改正――（昭二六法一七二外務省設置法の一部を改正する法律による）……四九
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一七六審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律による）……四九
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一二五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）……五〇
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一七九審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律による）……四二
△行政機関職員定員法（昭二四法二六）の一部改正――（昭二六法一七二外務省設置法の一部を改正する法律による）……四九
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一七六審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律による）……四九
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一二五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）……五〇
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二六法一七九審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一七九）……四二
△行政機関職員定員法（昭二四法二六）の一部改正――（昭二六法一七二外務省設置法の一部を改正する法律による）……四九
△行政機関職員定員法（昭二四法二六）の一部改正――（昭二六法一七二外務省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一七九）……四二
△厚生省設置法（昭二四法一五二）の一部改正――（昭二六法一七二審議会の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一七二

△運轉者設置法(昭二四法一五七)の一部改正——(昭二六法一八六)……四六
△郵政省設置法(昭二四法一五七)の一部改正——(昭二六法一八六)……四六
△電波監理委員会設置法(昭二五法一三三)の一部改正——(昭二六法一三三)……四六
△労働教育審議会令(昭二四政二一五)……四六
△官吏懲治給與の件(明二五勅八〇)の廃止——(昭二六法一九一)……四六
△皇室会議令等の給與に関する政令(昭二五政一九〇)の廃止——(昭二六法一三三)……四六
△国家公務員災害補償法(昭二六法一九一)……四六
△巡査看守療治料、給助料及葬祭料給與令(昭二六政一四)……四六
△国家公務員法(昭二二法一二〇)の一部改正——(昭二六法一三三)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△通商産業省設置法(昭二四法一〇二)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△工業技術庁設置法(昭二三法一〇七)の一部改正——(昭二六法一七六)……四六
△工業技術庁設置法(昭二三法一〇七)の一部改正——(昭二六法一〇八)……四六
△工業技術庁設置法(昭二三法一〇七)の一部改正——(昭二六法一七六

與令を警部補、消防士補及消防機関士補に準用するの件（明四三勅一二六）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九二

△巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明三四勅一四九）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九二

△巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件（昭一五勅八七）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九二

△航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令（昭一七勅五九七）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九二

△航空勤務者一時賜金令（昭一三勅五六四）の廃止――（昭一三勅五六四）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九二

△特殊試験従事者保護賜金令（昭二〇勅二六六）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△特殊試験従事者一時賜金令（昭二〇勅二六五）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△運輸部内職員の療養に関する件（大三勅一〇五）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△履員扶助令（昭三勅一〇九）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△傭人扶助令（大七勅三八二）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△供給労働者扶助令（昭七勅二）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△伝染病予防救治に従事した為に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明一九閣二三）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△伝染病予防救治に従事する者の療治料に関する件（明三三勅一四一）の廃止――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△伝染病予防救治に従事する者の手当金に関する件（明三三法三〇）の廃止――（昭二六法八七恩給法の一部を改正する法律による）……一四一

△恩給法の一部を改正する法律（昭二二法七七）の一部改正――（昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五三四

△恩給の減額補給及び停止に関する法律（昭七法一三）の廃止――（昭二六法八七恩給法の一部を改正する法律による）……一四一

△昭和七年法律第十三号施行令（昭七勅二〇四）の廃止――（昭二六法八七恩給法の一部を改正する法律による）……一四一

△恩給法臨時特例（昭二三法一九〇）の廃止――（昭二六法八七恩給法の一部を改正する法律による）……一四一

△行政書士法（昭二六法四）の一部改正――（昭二六法三三七税理士法による）……六九三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法一九一国家公務員災害補償法による）……四九三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……一四二

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五三四

△質屋営業法（昭二五法一五八）の一部改正――（昭二六法二二三警察法の一部改正による）……六七七

△古物営業法（昭二四法一〇八）の一部改正――（昭二六法二二三警察法の一部改正による）……六七七

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法二二三警察法の一部改正による）……六七七

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七四

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法二二七民間学術研究機関の助成に関する法律による）……六六八

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法一九二有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律による）……四九七

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正――（昭二六法二三七税理士法による）……六九三

△消防組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・一三法一八）……一三

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五三五

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇八計量法施行法による）……五九五

○地方自治法の一部を改正する法律（昭二六・五・二八法一六〇）……五九一

○地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二六・六・七法二〇三）……五三五

○地方税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法九五）……一六四

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二六・四・五法一三三）……三九

○市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法八六）……一三六

○行政書士法（昭二六・二・二二法四）……一三

○警察法の一部を改正する法律（昭二六・六・一二法一三三）……六七四

○遺失物法の一部を改正する法律（昭二六・五・二三法一五七）……三九〇

○消防組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・一三法一八）……一三

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五三五

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇八計量法施行法による）……五九五

第五　地方行政・治安関係

○地方自治法の一部を改正する法律（昭二六・五・二八法一六〇）……五九一

○地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律（昭二六・六・七法二〇三）……五三五

○地方税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法九五）……一六四

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二六・四・五法一三三）……三九

○市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法八六）……一三六

○行政書士法（昭二六・二・二二法四）……一三

○警察法の一部を改正する法律（昭二六・六・一二法一三三）……六七四

○遺失物法の一部を改正する法律（昭二六・五・二三法一五七）……三九〇

○消防組織法の一部を改正する法律（昭二六・三・一三法一八）……一三

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五三五

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正――（昭二六法二〇八計量法施行法による）……五九五

によ る）……六五四
△民事訴訟用印紙法（昭二三法六五）の一部改正――（昭二六法二二二民事調停法による）……六五六
△罹災都市借地借家臨時処理法（昭二一法二三）の一部改正――（昭二六法二二二民事調停法による）……六五六
△防火地区内借地権処理法（昭二一法四〇）の一部改正――（昭二六法二二二民事調停法による）……六五七
△鉄道抵当法（明三八法五三）の一部改正――（昭二六法一一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六四
△鉄道抵当法（明三八法五三）の一部改正――（昭二六法一一八自動車抵当法施行法による）……六五
△工場抵当法（明三八法五四）の一部改正――（昭二六法一五〇不動産登記法等の一部を改正する法律による）……六三
△工場抵当法（明三八法五四）の一部改正――（昭二六法一八八自動車抵当法施行法による）……六五
△担保附社債信託法（明三八法五二）の一部改正――（昭二六法二六一港湾運送事業法による）……六五
△担保附社債信託法（明三八法五二）の一部改正――（昭二六法二六一港湾運送事業法による）……六五
△民法施行法（明三一法一一）の一部改正――（昭二六法一一六宗教法人法による）……三10
△商法（明三二法四八）の一部改正――（昭二六・六・九法二二一）……六五
○司法書士法の一部を改正する法律（昭二六・六・二三法二三五）……六九
○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九法四七）……六二
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・五・三一法一六七）……四10
○不動産登記法等の一部を改正する法律（昭二六・四・一〇法一五〇）……三六1
○自動車抵当法（昭二六・六・一法一八七）……四五
○自動車抵当法施行法（昭二六・六・一法一八八）……四四
○民事調停法（昭二六・六・九法二二二）……六四
○商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・六・八法二〇九）……五五
○商法の一部を改正する法律施行法（昭二六・六・八法二一〇）……五六
○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭二六・六・八法二一一）……六01
○非訟事件手続法の一部を改正する法律（昭二六・六・八法二一三）……六0五
△民法施行法（明三一法一一）の一部改正――（昭二六法一一六宗教法人法による）……三10
△商法（明三二法四八）の一部改正――（昭二六法二二二非訟事件手続法の一部を改正する法律による）……六0八
△弁護士法（昭二四法二〇五）の一部改正――（昭二六法三三七税理士法による）……六1
△家事審判法（昭二二法一五二）の一部改正――（昭二六法二二二民事調停法による）……六五
△少年法（昭二三法一六八）の一部改正――（昭二六法五九裁判所法等の一部を改正する法律による）……五
△戦時民事特別法廃止法律（昭二〇法四六）の一部改正――（昭二六法二二二民事調停法による）……六七
△小作調停法（大一三法一八）の一部改正――（昭二六法八九農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……一五
△小作調停法（大一三法一八）の廃止――（昭和二六法二二二民事調停法による）……六四
△借地借家調停法（大一一法四一）の廃止――（昭二六法二二二民事調停法による）……六四
△金銭債務臨時調停法（昭七法一六）の廃止――（昭二六法二二二民事調停法による）……六四
△商事調停法（大一五法四二）の廃止――（昭二六法二二二民事調停法

第七　財政・金融関係

○会計法の一部を改正する法律（昭二六・三一法一〇四）……三元
○官庁営繕法（昭二六・六・一法一八一）……四六
○公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・三一五法一九）……三
○食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律（昭二六・三一法七〇）……10六
○公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六・三一法九九）……三
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六・三一法一〇三）……三
○不正作物取締特別会計法等を廃止する法律（昭二六・三一六法三一七）……三
○電源開発促進税法（昭二七法一五八）……三
○地方税法の一部を改正する法律（昭二七法一五九）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇一）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇二）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇三）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇四）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇五）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇六）……三
○地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二七法二〇七）……三
○外国為替資金特別会計法（昭二六・三・三〇法五六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法（昭二六・三・三〇法五七）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法五八）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法五九）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六〇）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六一）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六二）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六三）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六四）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六五）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六七）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六八）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六九）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七〇）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七一）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七二）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七三）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七四）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七五）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法七七）……六
○外国為替資金特別会計法（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六）……六
○繊維製品輸出臨時措置法の一部を改正する法律

○有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律（昭二六・六・二法一九二）……四六
○酒法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律（昭二六・六・一五法一四〇）……七
△財政法（昭二二法三四）の一部改正――（昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による）……三
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……三
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二六法一九二有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律による）……四
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六二）の一部改正――（昭二六法一八日本開発銀行法による）……三
△退職職員に妥給する退職手当妥給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入金及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二六法五六外国為替貸金特別会計法による）……七
△退職職員に妥給する退職手当妥給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二六法一九二有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律による）……四
△退職職員に妥給する退職手当妥給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入金及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……三
△不正保有物資等特別措置特別会計法等の廃止する法律（昭二三法三七）……六
△物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律（昭二二法二九）の一部改正――（昭二六法一四三植物防疫法による）……七
△租税外諸収入金整理に関する法律（明四四法五八）の廃止――（昭二六法一九七租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律による）……六
△外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四政三一一）の一部改正――（昭二六法五八緊要物資輸入金特別会計法による）……七
△旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭二三法七四）の一部改正――（昭二六法四五社会福祉事業法による）……六
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二六法一四二資産再評価法の一部を改正する法律による）……三
△貴金属管理法（昭二五法二二八）の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七八）……二
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法六二）……六
○所得税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六三）……六
○登録税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七九）……四
○相続税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法四〇）……三
○印紙税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法四一）……四
○営業税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法四二）……四
○通行税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法四三）……五
○保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六五）……一〇
○法人税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六四）……一〇
○物品税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七七）……一一
○関税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七六）……一三
○関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法一一）……一三
○関税定率法の一部を改正する法律（昭二六・三・三一法七八）……一二
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六二）……六
○所得税法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六三）……七

△退職職員に表彰する退職手当表彰の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正（昭二六法一〇六農林漁業資金融通特別会計法による）……三四

△退職職員に表彰する退職手当表彰の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正（昭二六法一〇一資金運用部特別会計法による）……三四

△外国為替特別会計法（昭二四法三七）の一部改正（昭二五法二九）外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律による）……一

△外国為替特別会計法（昭二四法三七）の廃止（昭二六法五六外国為替資金特別会計法による）……六

△輸出信用保険特別会計法（昭二五法六八）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△国債整理基金特別会計法（明三九法六二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△貴金属特別会計法（昭二四法三四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△貿易特別会計法（昭二四法四一）の廃止（昭二六法五八麻薬輸入業者特別会計法による）……七

△食糧管理特別会計法（大一〇法三七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△大蔵省預金部特別会計法（大一四法二三）の廃止（昭二六法一〇一資金運用部特別会計法による）……三四

△造幣庁特別会計法（昭二五法六三）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△財産税等収入金特別会計法（昭二二法五三）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△貴金属特別会計法（昭二四法三四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△賀陽特別会計法（昭二四法四一）の廃止（昭二六法五八麻薬輸入業者特別会計法による）……七

△食糧管理特別会計法（大一〇法三七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△大蔵省預金部特別会計法（大一四法二三）の廃止（昭二六法一〇一資金運用部特別会計法による）……三四

△造幣庁特別会計法（昭二五法六三）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△財産税等収入金特別会計法（昭二二法五三）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△貴金属特別会計法（昭二四法三四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△労働者災害補償保険特別会計法（昭二二法五二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△米国対日援助物資等処理特別会計法（昭二五法六五）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△電気通信事業特別会計法（昭二四法一一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△厚生保険特別会計法（昭一九法一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△国立病院特別会計法（昭二四法一九）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△船員保険特別会計法（昭二二法三三）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△失業保険特別会計法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇）の一部改正（昭二六法一〇三郵便貯金特別会計法による）……三六

△簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭一九法二二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△開拓者資金融通特別会計法（昭二二法七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△国鉄鉄馬特別会計法（昭二四法四二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△漁船再保険特別会計法（昭二二法二四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵便貯金特別会計法（昭二三法六六）の一部改正（昭二六法一〇三資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△退職職員に表彰する退職手当表彰の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正（昭二六法一〇六農林漁業資金融通特別会計法による）……三四

△外国為替特別会計法（昭二四法三七）の一部改正（昭二五法二九）外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律による）……一

△外国為替特別会計法（昭二四法三七）の廃止（昭二六法五六外国為替資金特別会計法による）……六

△輸出信用保険特別会計法（昭二五法六八）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△国債整理基金特別会計法（明三九法六二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△農業共済再保険特別会計法（昭一九法二二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△森林火災保険特別会計法（昭二二法二六）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△中小企業信用保険特別会計法（昭二五法二六）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△自作農創設特別措置特別会計法（昭二一法四四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△国有林野事業特別会計法（昭二二法三八）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△特別鉱害復旧特別会計法（昭二三法二七一）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△農業共済再保険特別会計法（昭一九法二二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△森林火災保険特別会計法（昭二二法二六）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△中小企業信用保険特別会計法（昭二五法二六）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇八日本開発銀行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三七

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一四二資産再評価法の一部を改正する法律による）……三四

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三七

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五法七〇）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一四二資産再評価法の一部を改正する法律による）……三四

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三七

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五法七〇）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一四二資産再評価法の一部を改正する法律による）……三四

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三七

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五法七〇）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一四二資産再評価法の一部を改正する法律による）……三四

△租税特別措置法（昭二二法一五）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三七

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五法七〇）の一部改正（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……10

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一九八証券投資信託法による）……三六

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△電気通信事業特別会計法（昭二四法一一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△開拓者資金融通特別会計法（昭二二法七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△国鉄鉄馬特別会計法（昭二四法四二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△漁船再保険特別会計法（昭二二法二四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵便貯金特別会計法（昭二三法六六）の一部改正（昭二六法一〇三資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭一九法二二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三五

△開拓者資金融通特別会計法（昭二二法七）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△国鉄鉄馬特別会計法（昭二四法四二）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△漁船再保険特別会計法（昭二二法二四）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇）の一部改正（昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

△郵便貯金特別会計法（昭二三法六六）の一部改正（昭二六法一〇三資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……三六

行法による）……二四一
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正――（昭二六法四五社会福祉事業法による）……六一
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法一九八証券投資信託法による）……五一六
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……二四一
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法四五社会福祉事業法による）……六一
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正――（昭二六法二三七税理士法による）……六九二
△財産税法（昭二一法五二）の一部改正――（昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による）……四二一
△富裕税法（昭二五法一七四）の一部改正――（昭二六法一九八証券投資信託法による）……五一七
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法九五地方税法の一部を改正する法律による）……二〇〇
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法一八八自動車抵当法施行法による）……四八六
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法一六一港湾運送事業法による）……三九六
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法一四九船舶職員法による）……三六九
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法一二六宗教法人法による）……三二〇
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……二四一
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六四五社会福祉法事業法による）……六〇
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法二五〇森林法施行法による）……七五八
△登録税法（明二九法二七）の一部改正――（昭二六法二三七税理士法による）……六九一
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……二四一
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正――（昭二六法二五〇森林法施行法による）……七五八
△酒税法（昭一五法三五）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三三
△物品税法（昭一五法四〇）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三三
△砂糖消費税法（明三四法一三）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三三
△揮発油税法（昭二四法四四）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三三
△取引所税法（大三法二三）の一部改正――（昭二六法九五地方税法の一部を改正する法律による）……三〇一
△相続税法（昭二五法七三）の一部改正――（昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による）……二三三
△相続税法（昭二五法七三）の一部改正――（昭二六法一九八証券投資信託法による）……五一六
△輸入税の従量税率に関する法律（昭七法四）の廃止――（昭二六法一一〇関税定率法の一部を改正する法律による）……二六九
△食糧の輸入税を免除する法律（昭二二法一八八）の廃止――（昭二六法一一〇関税定率法の一部を改正する法律による）……二六九
△鉄の輸入税免除に関する法律（昭一六法八七）の一部改正――（昭二六法一一〇関税定率法の一部を改正する法律による）……二七〇
△つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭二五法一九二）の廃止――（昭二六法一一〇関税定率法の一部を改正する法律による）……二六九
△贅沢品等の輸入税に関する法律（大一三法二四）の廃止――（昭二六法一一〇関税定率法の一部を改正する法律による）……二六九
△関税定率法（明四三法五四）の一部改正――（昭二六法一二六宗教法人法による）……三二〇
△保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭二六法六五）の一部改正――（昭二六法一一一関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による）……二七一
△日本專売公社法（昭二三法二五五）の一部改正――（昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による）……四二一
△日本專売公社法（昭二三法二五五）の一部改正――（昭二六法二二〇土地收用法施行法による）……六五二
△預金部預金法（大一四法二五）の廃止――（昭二六法一〇〇資金運用部資金法による）……二三一
△金融機関再建整備法（昭二一法三九）の一部改正――（昭二六法一七九審議会の整理等のための経経安定本部設置法等の一部を改正する法律による）……四三一
△金融機関経理応急措置法（昭二一法六）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△金融緊急措置令（昭二一勅八三）の一部改正――（昭二六法一〇八日本開発銀行法による）……二四二
△臨時金利調整法（昭二二法一八一）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭二二法七七）の一部改正――（昭二六法一七五審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律による）……四二六
△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三法一四三）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△銀行法（昭二法二一）の一部改正――（昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による）……七〇六
△日本銀行法（昭一七法六七）の一部改正――（昭二六法二三九信用金庫法施行法による）……七〇五
△日本銀行特別融通及損失補償法（昭二法五五）の一部改正――（昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律に

よる)……四三〇
△普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭一八法四三)の一部改正——(昭二六法一〇〇資金運用部資金法による)……三三
△貯蓄銀行法(大一〇法七四)の一部改正——(昭二六法一〇〇資金運用部資金法による)……三三
△貯蓄銀行法(大一〇法七四)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇六
△相互銀行法(昭二六法一九九)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇六
△銀行等の債券発行等に関する法律(昭二五法四〇)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇七
△日本輸出銀行法(昭二五法二六八)の一部改正——(昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……三三七
△不動産融資及損失補償法(昭七法二四)の一部改正——(昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による)……四三〇
△無盡業法(昭六法四二)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇七
△無盡業法(昭六法四二)の一部改正——(昭二六法一九九相互銀行法による)……五三〇
△信託業法(大一一法六五)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇六
△担保附社債信託法(明三八法五二)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇七
△貸金業等の取締に関する法律(昭二四法一七〇)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇六
△貸金業等の取締に関する法律(昭二四法一七〇)の一部改正——(昭二六法一〇八日本開発銀行法による)……三四一
△協同組合による金融事業に関する法律(昭二四法一八三)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇三
△国民更生金庫法(昭一六法四二)の一部改正——(昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による)……四三〇
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……三三六
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による)……三一八
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二六法一九一国家公務員災害補償法による)……四九二
△国民金融公庫法(昭二四法四九)の一部改正——(昭二五法二九九一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律による)……八
△復興金融金庫法(昭二一法三四)の一部改正——(昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による)……四三一
△復興金融金庫法(昭二一法三四)の一部改正——(昭二六法一〇七復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律による)……三三四
△復興金融金庫法(昭二一法三四)の廃止——(昭二六法一〇八日本開発銀行法による)……三四〇
△復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律(昭二四法一一四)の廃止——(昭二六法一〇八日本開発銀行法による)……三四〇
△商工組合中央金庫法(昭一一法一四)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇五
△信用金庫法(昭二六法二三八)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇八
△農林中央金庫特別融通及損失補償法(昭七法三二)の一部改正——(昭二六法一七五審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律による)……四二六
△南方開発金庫法(昭一七法三三)の一部改正——(昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による)……四三〇
△戦時金融金庫法(昭一七法三二)の一部改正——(昭二六法一七三審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律による)……四三〇
△協同組合による金融事業に関する法律(昭二四法一八三)の一部改正——(昭二六法一〇〇資金運用部資金法による)……三三三
△国民貯蓄組合法(昭一六法六四)の一部改正——(昭二六法一九九相互銀行法による)……五三〇
△国民貯蓄組合法(昭一六法六四)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇五
△納税貯蓄組合法(昭二六法四五)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇五
△農業動産信用法施行令(昭八勅三〇七)の一部改正——(昭二六法一八八自動車抵当法施行法による)……四八五
△中小企業信用保険法(昭二五法二六四)の一部改正——(昭二六法二三九信用金庫法施行法による)……七〇六
△輸出信用保険法(昭二五法六七)の一部改正——(昭二六法一七六審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律による)……四三八
△証券取引法(昭二三法二五)の一部改正——(昭二六法一九八証券投資信託法による)……五一五
△証券取引法(昭二三法二五)の一部改正——(昭二六法二四〇商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律による)……七〇七

第八　産業・経済関係

○農業委員会法(昭二六・三・三一法八八)……一四三
○農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二六・三・三一法八九)……一五五
○農漁業協同組合再建整備法(昭二六・四・七法一四〇)……三四二
○農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律(昭二六・六・一一法二三一)……六七一
○農業協同組合法の一部を改正する法律(昭二六・四・一法一一九)……二八一
○農地調整法等の一部を改正する法律(昭二六・二・二六法五)……一六
○競馬法の一部を改正する法律(昭二六・四・九法一四一)……三四五
○競馬法の一部を改正する法律(昭二六・五・二二法一五六)……三八九

○弁理士法の一部を改正する法律（昭一六・三・六法一三）……九
○特許法の一部を改正する法律（昭一六・三・三・六法九）……八
○実用新案法の一部を改正する法律（昭一六・三・六法一〇）……八
○意匠法の一部を改正する法律（昭一六・三・六法一一）……八
○商標法の一部を改正する法律（昭一六・三・六法一二）……九
○計量法（昭一六・六・七法一〇七）……五三
○計量法施行法（昭一六・六・七法一〇八）……五五
○臨時物資需給調整法の一部を改正する法律（昭一六・三・三一法七四）……一一
○日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭一六・六・八法一一二）……六〇四
○企業再建整備法の一部を改正する法律（昭一六・三・二八法四四）……四六
○有限会社法の一部を改正する法律（昭一六・六・八法一一四）……六〇八
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭一六・四・六法一三八）……三七
○商品券取締法の一部を改正する法律（昭一六・三・三一法三一）……三
○輸出品取締法の一部を改正する法律
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭一六・三・二九法五一）……三五
○鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律（昭一六・三・三一法七五）……一三
○臨時農地価格統制令の一部を改正する法律（昭一六・三・三一法九二）……六〇
○水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭一六・三・一〇法二七）……三〇
○水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭一六・三・七法一四）……九
○漁業法等の一部を改正する法律（昭一六・三・一法九三）……一六
○漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律（昭一六・四・七法一三九）……三四
○漁船法の一部を改正する法律（昭一六・三・三一法九四）……一六
○漁船保険法の一部を改正する法律（昭一六・四・六法一三七）……三六
○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭一六・六・一一法一三〇）……七二
○ニッケル製錬事業助成臨時措置法（昭一六・六・七法一〇六）……五八
○硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律（昭一六・六・七法一〇五）……五八
○高圧ガス取締法（昭一六・六・七法一〇四）……五五
○繊維管理法（昭一六・四・一〇法一四六）……三六
○鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律（昭一六・三・三一法七五）……一三
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭一六・三・二九法五一）……三五
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

発銀行法による）……二四
△産業設備営団法（昭一六法九二の一
部改正――（昭一六法一七三）……審議会
等の整理のための大蔵省設置法等の
一部を改正する法律による）……四〇
△事業者団体法（昭一三法一九一）の一
部改正――（昭一六法一五〇）森林法
施行法による）……七八
△事業者団体法（昭一三法一九一）の一
部改正――（昭一六法一八四）道路運
送法施行法による）……四三
△事業者団体法（昭一三法一九一）の一
部改正――（昭一六法三三九）信用金
庫法施行法による）……七五
△中小企業等協同組合法（昭一四法一
八一）の一部改正――（昭一六法一一
三非訟事件手続法の一部を改正する
法律による）……六八
△中小企業等協同組合法（昭一四法一
八一）の一部改正――（昭一六法一一
三）
九信用金庫法施行法による）……七三
△中小企業信用保険法（昭一三法一六
四）の一部改正――（昭一六法三一五〇
森林法施行法による）……七八
△商工組合中央金庫法（昭一一法一四）
の一部改正――（昭一六法一〇〇資
金運用部教金法による）……三三
△商工組合中央金庫法（昭一一法一四）
の一部改正――（昭一六法一一三非
訟事件手続法の一部を改正する法律
による）……六八
△商工組合中央金庫法（昭一一法一四）
の一部改正――（昭一六法一七三）審議会
等の整理のための大蔵省設置法等の
一部を改正する法律による）……四〇

に関する法律による）……六〇三
△連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四政三〇九）の一部改正――（昭二六法一七六審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律による）……四二九
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四法二二八）の一部改正――（昭二六法五六外国為替資金特別会計法による）……七〇
△商品取引所法（昭二五法二三九）の一部改正――（昭二六法二一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六〇三
△商品取引所法（昭二五法二三九）の一部改正――（昭二六法一七六審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律による）……四二八
△度量衡法（明四二法四）の廃止――（昭二六法二〇八計量法施行法による）……五八五
△消費生活協同組合法（明二三法二〇〇）の一部改正――（昭二六法二一三非訟事件手続法の一部を改正する法律による）……六〇八

第九　交通・通信・建設関係

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一八九）……四八七
○鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭二六・五・三〇法一六二）……三九七
○道路運送法（昭二六・六・一法一八三）……四四一
○道路運送法施行法（昭二六・六・一法一八四）……四六一
○道路運送車両法（昭二六・六・一法一八五）……四六三
○道路運送車両法施行法（昭二六・六・一法一八六）……四八〇
○帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律（昭二六・四・六法一三六）……三三五
○国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭二六・六・二三法二四八）……七二五
○海上運送法の一部を改正する法律（昭二六・六・一一法二三二）……六七三
○港湾運送事業法（昭二六・五・二九法一六一）……三九一
○船主相互保険組合法の一部を改正する法律（昭二六・六・八法二一七）……六一八
○船舶職員法（昭二六・四・一六法一四九）……三六五
○水路業務法の一部を改正する法律（昭二六・三・一〇法一六）……二〇
○海事代理士法（昭二六・三・二三法三二）……三三
○低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売拂に関する法律（昭二六・三・三〇法六一）……七五
○低性能船舶買入法の一部を改正する法律（昭二六・三・三〇法六〇）……七五
○港湾法の一部を改正する法律（昭二六・六・四法一九六）……五〇五
○港則法の一部を改正する法律（昭二六・四・二法一二三）……二八四
○港域法の一部を改正する法律（昭二六・四・二法一二四）……二八四
○水先法の一部を改正する法律（昭二六・四・二法一二二）……二八四
○海難審判法の一部を改正する法律（昭二六・四・二法一二一）……二八三
○河川法の一部を改正する法律（昭二六・五・一九法一五五）……三八九
○モーターボート競走法（昭二六・六・一八法二四二）……七二三
○郵便法の一部を改正する法律（昭二六・四・四法一二八）……三三一
○郵便法の一部を改正する法律（昭二六・六・五法二〇〇）……五三〇
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭二六・四・四法一二九）……三三五
○郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・四・四法一二〇）……三三八
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭二六・四・四法一二一）……三三八
○電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二六・三・二九法五二）……六四
○電信電話料金法の一部を改正する法律（昭二六・六・一法一八二）……四四〇
○電話設備費負担臨時措置法（昭二六・六・九法二二五）……六六二
○有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六・四・五法一三五）……三三三
○国土調査法（昭二六・六・一法一八〇）……四三一
○土地収用法（昭二六・六・九法二一九）……六二四
○土地収用法施行法（昭二六・六・九法二一〇）……六五〇
○北海道開発法の一部を改正する法律（昭二六・六・一三法二三四）……六七八
○特別都市計画法の一部を改正する法律（昭二六・六・四法一九四）……五〇二
○建築士法の一部を改正する法律（昭二六・六・四法一九五）……五〇三
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭二六・三・三一法九七）……二二一
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭二六・三・三一法七三）……一一〇
○軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭二六・　法　）……七七〇
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭二六・六・九法二二四）……六六一
○公営住宅法（昭二六・六・四法一九三）……四九七
△道路運送法（昭二二法一九一）の廃止――（昭二六法一八四道路運送法施行法による）……四六一
△通運事業法（昭二四法二四一）の一部改正――（昭二六法一八四道路運送法施行法による）……四六一
△日本国有鉄道法（昭二三法二五六）の一部改正――（昭二六法一八四道路運送法施行法による）……四六一
△日本国有鉄道法（昭二三法二五六）の一部改正――（昭二六法二二〇土地収用法施行法による）……六五二
△地方鉄道法（大八法五二）の一部改正――（昭二六法二一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六〇四
△軌道法（大一〇法七六）の一部改正――（昭二六法二一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六〇三
△車両規則（昭二二運三六）の廃止――（昭二六法一八六道路運送車両法施行法による）……四八〇
△自動車整備士技能検定規則（昭二四運五〇）の廃止――（昭二六法一八六道路運送車両法施行法による）……四八〇
△自動車整備工場認定規則（昭二三運二七）の廃止――（昭二六法一八六道路運送車両法施行法による）……四八一
△船舶職員法（明二九法六八）の廃止――（昭二六法一四九船舶職員法による）……三六九
△海事代理士法（昭二六法三二）の一部改正――（昭二六法一六一港湾運送事業法による）……三九六
△船舶法（明三二法四六）の一部改正――（昭二六法二一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六〇四
△臨時船舶管理法（昭二一法九三）の一部改正――（昭二六法一四九船舶職員法による）……三六九
△港湾法（昭二五法二一八）の一部改正――（昭二六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……一〇三
△運河法（大二法一六）の一部改正――（昭二六法二一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……六〇一
△水先法（昭二四法一二一）の一部改正――（昭二六法一四九船舶職員法

△北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭一二・六法七三）の一部改正――（昭一二・六法一九六港湾法の一部を改正する法律による）……五四七
△土地家屋調査士法（昭一五法三二・八）の一部改正――（昭一二・六法一九五建築士法の一部を改正する法律による）……五四八
△建築士法（昭一〇法一〇二）の一部改正――（昭一二・六法一九五建築士法及び建築事務所法の一部を改正する法律による）……五四九
△建築事務所法（昭一五法一〇一）の一部改正――（昭一二・六法一九五建築士法の一部を改正する法律による）……五四九
△建設業法（昭一四法一〇〇）の一部改正――（昭一二・六法一七八審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律による）……五五〇
△建設業法（昭一四法一〇〇）の一部改正――（昭一二・六法一一一商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による）……五五一
△都市計画法（大八法三六）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五五二
△運合国軍人等住宅公社法（昭二五法二八一）の一部改正――（昭一二・六法六三所得税法の一部を改正する法律による）……五五三
△建築士法（昭一〇法一〇二）の一部改正――（昭一二・六法一七八審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律による）……五五三
△建築事務所法（昭一五法一〇一）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五五四
△建築士法（昭一〇法一〇二）の一部改正――（昭一二・六法一七八審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律による）……五五四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五五五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五五六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五五七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五五七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五五八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五五八
△建築士法（昭一〇法一〇二）の一部改正――（昭一二・六法一七八審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律による）……五六〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五六一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五六二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五六三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五六三
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五六四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五六五
△地収用法施行法による）……五六五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五六六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五六七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五六七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五六八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五六八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五六九
△地収用法施行法による）……五六九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五七〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五七一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五七一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五七二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五七二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五七三
△地収用法施行法による）……五七三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五七四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五七五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五七五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五七六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五七六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五七七
△地収用法施行法による）……五七七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五七八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五七九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五七九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五八一
△地収用法施行法による）……五八一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五八二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五八三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五八三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五八五
△地収用法施行法による）……五八五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五八六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五八七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五八七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五八八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五八九
△地収用法施行法による）……五八九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五九〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五九一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五九一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五九二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五九二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五九三
△地収用法施行法による）……五九三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五九四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五九五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五九五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五九六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……五九六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……五九七
△地収用法施行法による）……五九七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……五九八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……五九九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……五九九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六〇一
△地収用法施行法による）……六〇一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六〇二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六〇三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六〇三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六〇五
△地収用法施行法による）……六〇五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六〇六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六〇七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六〇七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六〇八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六〇九
△地収用法施行法による）……六〇九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六一〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六一一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六一一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六一二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六一二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六一三
△地収用法施行法による）……六一三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六一四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六一五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六一五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六一六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六一六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六一七
△地収用法施行法による）……六一七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六一八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六一九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六一九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六二一
△地収用法施行法による）……六二一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六二二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六二三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六二三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六二五
△地収用法施行法による）……六二五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六二六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六二七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六二七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六二八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六二九
△地収用法施行法による）……六二九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六三〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六三一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六三一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六三二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六三二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六三三
△地収用法施行法による）……六三三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六三四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六三五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六三五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六三六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六三六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六三七
△地収用法施行法による）……六三七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六三八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六三九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六三九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六四一
△地収用法施行法による）……六四一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六四二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六四三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六四三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六四五
△地収用法施行法による）……六四五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六四六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六四七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六四七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六四八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六四九
△地収用法施行法による）……六四九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六五〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六五一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六五一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六五二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六五二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六五三
△地収用法施行法による）……六五三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六五四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六五五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六五五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六五六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六五六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六五七
△地収用法施行法による）……六五七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六五八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六五九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六五九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六六一
△地収用法施行法による）……六六一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六六二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六六三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六六五
△地収用法施行法による）……六六五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六六六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六六七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六六七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六六八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六六九
△地収用法施行法による）……六六九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六七〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六七一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六七二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六七二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六七三
△地収用法施行法による）……六七三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六七四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六七五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六七六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六七六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六七七
△地収用法施行法による）……六七七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六七八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六七九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六七九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六八一
△地収用法施行法による）……六八一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六八二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六八三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六八三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六八五
△地収用法施行法による）……六八五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六八六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六八七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六八七
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八八
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六八八
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六八九
△地収用法施行法による）……六八九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六九〇
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六九一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六九一
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六九二
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六九二
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六九三
△地収用法施行法による）……六九三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六九四
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六九五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六九五
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六九六
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……六九六
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……六九七
△地収用法施行法による）……六九七
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……六九八
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……六九九
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……六九九
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……七〇〇
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……七〇〇
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……七〇一
△地収用法施行法による）……七〇一
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……七〇二
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……七〇三
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一〇二賃金の適用部賃金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による）……七〇三
△都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明四四法一五）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……七〇四
△昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭二五法一八九）の廃止――（昭一二・六法九七公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による）……七〇四
△不良住宅地区改良法（昭一四法一四）の一部改正――（昭一二・六法一〇土地収用法施行法による）……七〇五
△地収用法施行法による）……七〇五
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法九九公庫の予算及び決算に関する法律による）……七〇六
△住宅金融公庫法（昭一五法一五六）の一部改正――（昭一二・六法一九一国家公務員災害補償法による）……七〇七
△住宅金融公

る法律(昭二六・六・一四法二三六)……六七九
○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二六・六・二〇法二四四)……七一九
○診療エックス線技師法(昭二六・六・一一法二二六)……六六三
○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭二六・四・一四法一四七)……三六三
○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律(昭二六・四・一法一一六)……二七七
○理容師法の一部を改正する法律(昭二六・六・三〇法二五一)……七六〇
○精神衛生法の一部を改正する法律(昭二六・三・三〇法五五)……六六
○予防接種法の一部を改正する法律(昭二六・四・一法一二〇)……二八二
○結核予防法(昭二六・三・三一法九六)……三〇一
○検疫法(昭二六・六・六法二〇一)……五三一
○覚せい剤取締法(昭二六・六・三〇法二五二)……七六一

△社会事業法(昭一三法五九)の廃止——(昭二六法四五社会福祉事業法による)……五九
△社会福祉事業法(昭二六法四五)の一部改正——(昭二六法一六九身体障害者福祉法の一部を改正する法律による)……四一八
△社会福祉主事の設置に関する法律(昭二五法一八二)の廃止——(昭二六法四五社会福祉事業法による)……五九
△生活保護法(昭二五法一四四)の一部改正——(昭二六法一一六あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律による)……二七八
△健康保険法(大一一法七〇)の一部改正——(昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による)……一三三
△社会保険診療報酬支拂基金法(昭二三法一二九)の一部改正——(昭二六法九六結核予防法による)……三一一
△厚生年金保険法(昭一六法六〇)の一部改正——(昭二六法一九一国家公務員災害補償法による)……四九二
△厚生年金保険法(昭一六法六〇)の一部改正——(昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による)……一三三
△船員保険法(昭一四法七三)の一部改正——(昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による)……一三三
△教育所に在る孤兒の後見職務に関する法律(明三三法五一)の廃止——(昭二六法二〇二兒童福祉法の一部を改正する法律による)……五三二
△災害救助法(昭二二法一一八)の一部改正——(昭二六法一〇二資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による)……二三六
△公益質屋法(昭二法三五)の一部改正——(昭二六法四五社会福祉事業法による)……六〇
△医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律(昭二二法一二八)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△医師法(昭二三法二〇一)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五法二四六)の一部改正——(昭二六法二三六医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律による)……六八〇
△医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二四法二七二)の一部改正——(昭二六法二三六医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律による)……六八〇
△歯科医師法(昭二三法二〇二)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△薬事法(昭二三法一九七)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△薬事法(昭二三法一九七)の一部改正——(昭二六法二五二覚せい剤取締法による)……七六九
△予防接種法(昭二三法六八)の一部改正——(昭二六法九六結核予防法による)……三一一
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭二五法二一二)の一部改正——(昭二六法一六九身体障害者福祉法の一部を改正する法律による)……四一八
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭二五法二一二)の一部改正——(昭二六法二〇二兒童福祉法の一部を改正する法律による)……五三二
△予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭二五法二一二)の一部改正——(昭二六法一三三地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律による)……三三〇
△結核予防法(大八法二六)の廃止——(昭二六法九六結核予防法による)……三一一
△伝染病届出規則(昭二二厚令五)の一部改正——(昭二六法九六結核予防法による)……三一一
△優生保護法(昭二三法一五六)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△食品衛生法(昭二二法二三三)の一部改正——(昭二六法一七四審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律による)……四三三
△理容師法特例(昭二三法六七)の一部改正——(昭二六法二五一理容師法の一部を改正する法律による)……七六〇
△海港検疫法(明三二法一九)の廃止——(昭二六法二〇一検疫法による)……五三七
△死体解剖保存法(昭二四法二〇四)の一部改正——(昭二六法二〇一検疫法による)……五三七

第十二　労働関係

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭二六・三・二九法四六)……六二
△労働者災害補償保険法(昭二二法五〇)の一部改正——(昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による)……二三五
△労働組合法(昭二四法一七四)の一部改正——(昭二六法二〇三地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律による)……五三四
△失業保険法(昭二二法一四六)の一部改正——(昭二六法七八国税徴収法の一部を改正する法律による)……二三四

——了——

第九回国会法律集補遺表

区別	頁	段	行	原文	補遺	備考
目次	三		七	法律第　号、	法律第七号	
〃	〃		〃	松江国際文化観光都市建設法	松江国際文化観光都市建設法（昭二六・三・一公布）（衆法）	
〃	〃		八	法律第　号	法律第八号	
〃	〃		〃	芦屋国際文化住宅都市建設法	芦屋国際文化住宅都市建設法（昭二六・三・三公布）（衆法）	
〃	〃		九	法律第　号	法律第一一七号	
〃	〃		〃	松山国際観光温泉文化都市建設法	松山国際観光温泉文化都市建設法（昭二六・四・一公布）（衆法）	
件名索引	一	上	一四	（昭二五・　法　）	（昭二六・三・三法八）	
〃	四	上	終りから一	（昭二五・　法　）	（昭二六・三・一法七）	
〃	〃	中	一	（昭二五・　法　）	（昭二六・四・一法一一七）	
部門別索引	四	下	八	（昭二五・　）	（昭二六・三・一法七）	
〃	〃	〃	一〇	（昭二五・　）	（昭二六・三・三法八）	
〃	〃	〃	一三	（昭二五・　）	（昭二六・四・一法一一七）	

第九回国会法律集印刷後公布された法律の公布年月日、法律番号等を補遺として掲げた。

法律第二百九十三号（昭二五、一二、二一）

◉外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、外国為替特別会計の資本の増加に充てるため、昭和二十五年度において、一般会計から、百億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條中「及び附則第四項」を「、附則第四項」に改め、「相当する金額」の下に「及び外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十三号）の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百九十六号（昭二五、一二、二一）

◉健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十五條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル保険給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前継続シテ六月以上被保険者タリシ者ナルコトヲ要ス

第五十七條に次の一項を加える。

第五十五條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル保険給付ニ之ヲ準用ス

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ五十」を「千分ノ五十五」に、同條第二項中「千分ノ四十五乃至千分ノ五十五」を「千分ノ五十五乃至千分ノ六十五」に改める。

第七十五條ノ二中「千分ノ六十五」を「千分ノ三十五」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　この法律の施行の際に、第五十五條（第五十九條ノ二第五項及び第五十九條ノ四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十七條の規定により保険給付を受けている者については、第五十五條及び第五十七條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百九十七号（昭二五、一二、二七）

◉国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「四万円」を「六万円」に、「三万二千円」を「四万八千円」に、「二万八千八百円」を「四万三千円」に改める。

第十條中「九千円」を「一万二千円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百九十八号（昭二五、一二、二七）

◉特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十六号を次のように改める。

十六　宮内庁長官、侍従長、皇太后宮大夫、東宮大夫及び式部官長

同條第十九号から第二十三号までを次のように改める。

十九　首都建設委員会委員

二十　日本学術会議会員

二十一　旧軍港市国有財産処理審議会委員

二十二　漁港審議会委員

二十二の二　商品取引所審議会の会長及び委員

二十三　侍従、女官長、皇太后宮女官長、東宮ふ育官長、女官、皇太后宮女官、東宮ふ育官及び皇子ふ育官

第九條の見出しを「（首都建設委員会委員等の給與）」に改め、同條中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に、「千円」を「千八百五十円」に改める。

第十條の見出しを「（侍従等の給與）」に改める。

第十一條但書を次のように改める。

但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一條の規定の適用を妨げない。

第十二條第一項中「俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額で」を削り、同條第二項中「百分の三十」を「百分の十」に改める。

第十四條第二号中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に改める。

別表を次のように改める。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	六〇、〇〇〇円
国務大臣 人事官及び検査官 国立国会図書館長 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 地方財政委員会委員長 全国選挙管理委員会委員長 公益事業委員会委員長 文化財保護委員会委員長 大使	四八、〇〇〇円
内閣官房及び長官 衆議院及び参議院の事務総長	四五、〇〇〇円
地方行政調査委員会議長 外国為替管理委員会委員長 統計委員会委員長 電波監理委員会委員長 証券取引委員会委員長 宮内庁長官	四三、〇〇〇円
政務次官 衆議院及び参議院の法制局長	四〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 公正取引委員会委員 地方財政委員会委員 全国選挙管理委員会委員 外国為替管理委員会委員 電波監理委員会委員 公益事業委員会委員 証券取引委員会委員 運輸審議会委員 侍従長 公使	三六、〇〇〇円
地方行政調査委員会議委員 中央更生保護委員会委員 文化財保護委員会委員	三〇、〇〇〇円
皇太后宮大夫 東宮大夫 式部官長	二六、〇〇〇円 二四、〇〇〇円 二二、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円 一八、〇〇〇円
秘書官	八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸

法律第二百九十九号（昭二五、一二、二七）

◉一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。

この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）に関し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、昭和二十五年八月九日附で人事院が国会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に尊重し、職員の俸給、俸給表、俸給の調整、扶養手当、勤務地手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当、非常勤職員の給與並びに給與実施についての規程の制定に関する事項を定めることを目的とする。

第二條第一項中「この法律のすべての規定は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。」を削り、同條第三項を次のように改める。

3　第六條の規定による職務の分類は、給與に関しては、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の施行にかかわらず、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

第二條第三号中「国会及び内閣に」の下に「同時に」を加え、同條第四号中「給與」を「俸給」に改め、同條第五号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五　休暇に関する制度を調査研究して、その適当と認める改訂を国会及び内閣に同時に勧告すること

第三條第一項中「第五條第三項及び第四項」を「第五條第二項」に改める。

第五條第一項中「勤務地手当、」の下に「特殊勤務手当、」を加え、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

2　宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸與される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

第六條第二項第二号中「刑務職員」を「矯正保護職員」に改め、同條第四項中「、第二十三條及び附則第四項」を「及び附則第三項」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

第六條の二　十五級に格付される官職及びその官職を占める職員の俸給は、第四條及び前條の規定に従い、人事院が定める。

第七條中「職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、」を「それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條　職員を新たに採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、その採用し、又は昇格させようとする職務の級の定数に欠員があり、これを補充しようとする場合であつて、且つ、採用し、又は昇格

三号俸	一六、〇〇〇円
二号俸	一四、〇〇〇円
一号俸	一二、〇〇〇円

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　左に掲げる政令は、廃止する。

皇太后宮大夫等の給與に関する政令（昭和二十五年政令第百九十九号）

漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給與に関する政令（昭和二十五年政令第三百五号）

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

させる者が採用し、又は昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2　前項の「職務の級の定数」とは、第六條第一項及び第二十條の規定に基いて決定された職員の職務の級ごとの数をいう。

3　人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、且つ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改訂することができる。

4　職員が現に受けている号俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

一　現に受ける俸給月額と直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が三百円未満である者にあつては、六月以上

二　差額が三百円以上六百円未満である者にあつては、九月以上

三　差額が六百円以上である者にあつては、十二月以上

5　職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より二号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

6　職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額をこえて、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

7　前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8　第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、人事院規則で定める。

第九條を次のように改める。

（俸給の支給方法）

第九條　俸給の計算期間（以下「給與期間」という。）は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき、俸給月額の半額を支給する。

2　各給與期間の俸給の支給日は、人事院規則で定める。

同條の次に次の一條を加える。

第九條の二　新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2　職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

3　前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、給與期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給與期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第十條第一項中「同種の職務を行う官職」並びに同項第一号及び第二号中「同一級の官職」を「同様の職務と責任を有する官職」に改める。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2　扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、その届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3　扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。

第十二條第二項及び第三項を次のように改める。

2　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額とする。

一　一級地　百分の五

二　二級地　百分の十

三　三級地　百分の十五

四　四級地　百分の二十

五　五級地　百分の二十五

3　前項各号の支給地域の区分は、別に法律で定める。

第十四條第三項中「前二項」を「前三項」に、「日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができる。」を「別に勤務を要しない日を定めることができる。」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3　職務の性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつている職員の勤務時間については、各庁の長が従前の例に準じて定めるものとする。この場合において、各庁の長は、人事院の承認を得なければならない。

同條に次の一項を加える。

5　各庁の長は、監視又は断続的勤務に従事する職員の勤務を要しない日につき、前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て別に定めることができる。

第十六條を次のように改める。

（超過勤務手当）

第十六條　正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十）を超過勤務手当として支給する。

第十七條第二項中「正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、」の下に「勤務一時間につき、」を加える。

第十八條中「その間に勤務した全時間に対して、」の下に「勤務一時間につき、」を加える。

第十九條中「勤務地手当」を「これに対する勤務地手当」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

（扶養手当等の支給方法）

第十九條の二　扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十二條の見出しを「（非常勤職員の給與）」に改め、同條中「千円」を「千八百五十円」に改め、「これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。」を削り、同條に次の二項を加える。

2　前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給與との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給與を支給する。

3　前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給與を除く外、他のいかなる給與も支給しない。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條　削除

附則第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一

一級俸給表

職務の級	俸給月額										
	一号俸 円	二号俸 円	三号俸 円	四号俸 円	五号俸 円	六号俸 円	七号俸 円	八号俸 円	九号俸 円	十号俸 円	十一号俸 円
一級	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇五〇	三,一五〇	三,二五〇	三,三五〇					

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸	十四号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	三、四五〇	三、五五〇	三、六五〇	三、七五〇	三、八五〇	四、〇〇〇	四、一五〇	四、三〇〇	四、四五〇					
二級	四、〇〇〇	四、一五〇	四、三〇〇	四、四五〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇
三級	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇				
四級	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五〇〇	七、七〇〇	七、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇		
五級	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇		
六級	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇			
七級	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇	一二、五〇〇	一二、九〇〇						
八級	一二、五〇〇	一二、九〇〇	一三、三〇〇	一三、七〇〇	一四、一〇〇	一四、七〇〇	一五、二〇〇							
九級	一三、七〇〇	一四、二〇〇	一四、七〇〇	一五、二〇〇	一五、七〇〇	一六、二〇〇								

別表第三

警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正保護職員級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	三、四五〇	三、五五〇	三、六五〇	三、七五〇	三、八五〇	四、〇〇〇	四、一五〇	四、三〇〇	四、四五〇				
二級	四、〇〇〇	四、一五〇	四、三〇〇	四、四五〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇
三級	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇				
四級	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五〇〇	七、七〇〇	七、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇		
五級	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇		
六級	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇			
七級	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇	一二、五〇〇	一二、九〇〇						
八級	一二、五〇〇	一二、九〇〇	一三、三〇〇	一三、七〇〇	一四、一〇〇	一四、七〇〇	一五、二〇〇							
九級	一三、七〇〇	一四、二〇〇	一四、七〇〇	一五、二〇〇	一五、七〇〇	一六、二〇〇								

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	三、一五〇	三、二五〇	三、三五〇	三、四五〇	三、五五〇	三、六五〇	四、〇〇〇				
二級	三、三五〇	三、四五〇	三、五五〇	三、六五〇	三、七五〇	四、〇〇〇	四、二五〇	四、五〇	四、七五〇		
三級	三、七五〇	三、八五〇	四、〇〇〇	四、一五〇	四、三〇〇	四、四五〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇		
四級	四、四五〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇
五級	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇			
六級	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五〇〇	七、七〇〇	八、一〇〇			
七級	七、七〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇				
八級	八、九〇〇	九、二〇〇	九、五〇〇	九、八〇〇	一〇、一〇〇	一〇、四〇〇					
九級	一〇、一〇〇	一〇、四〇〇	一〇、七〇〇	一一、〇〇〇	一一、三〇〇						
十級	一一、三〇〇	一一、六〇〇	一一、九〇〇	一二、二〇〇							
十一級	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一三、二〇〇								
十二級	一三、九〇〇	一四、二〇〇									

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　職員のこの法律施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日における職務の級と同一とし、その号俸は、施行日の前日におけるその者の俸給月額（特別俸給表の適用を受ける職員、人事院規則九―六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員又は初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令（昭和二十三年政令第四百一号）第十二條の三第一項各号に掲げる職員にあつては、附則別表第一において、施行日の前日におけるその者の俸給月額に対応する号俸から附則別表第二において、その者の職務の級に応じて定めた号俸数を差し引いた号俸に対応する俸給月額）に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　前項の規定により定められた施行日における職員の新俸給月額とこれに対する附則第十項の規定による勤務地手当の額との合計額が、施行日の前日における俸給月額とこれに対する勤務地手当の額との合計額の一・一倍に相当する額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合においては、施行日における職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、その最低保障額を附則第十項の規定による勤務地手当の支給割合に百分の百を加えたもので除して得た額の直近上位の額に相当する附則別表第一に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

4　前二項の規定により定められた職員の新俸給月額がその職員の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、これらの項の規定にかかわらず、その額をもつて職員の俸給月額とする。

5　第二項の規定の適用については、施行日の前日における職員の職務の級及び俸給月額は、改正前の一般職の職員の給與に関する法律並びにこれに基く政令及び人事院規則その他の規程に從つて定められたものでなければならない。

6　第二項又は第三項の規定により定められた施行日における職員の号俸が施行日の前日における号俸より下位である場合においては、一般職の職員の給與に関する法律第八條第四項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に施行日の前日における号俸を受けていた期間を算入する。

7　第四項の規定より職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給與に関する法律第八條第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

8　施行日の前日までに職員に適用された昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給與に関する法律第八條第五項の規定に準じて昇給させることができる。

9　一般職の職員の給與に関する法律第二條第四号及び第八條第八項に規定する事項については、これに関する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

10　一般職の職員の給與に関する法律第十二條第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間は、勤務地手当の支拂地域については、從前の例によるものとし、その支給割合については、施行日の前日における支給割合（以下「從前の支給割合」という。）が百分の三十であつた地域については百分の二十五、從前の支給割合が百分の二十であつた地域については百分の十五、從前の支給割合が百分の十であつた地域については百分の五とする。

11　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五條の規定に基く国会職員の給料、手当その他の給與の支給に関する規程中この法律の規定にい触する部分は、その効力を失う。

12　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條の二中「大蔵大臣」を「人事院」に改める。

13　俸給の支給方法に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）第一條から第六條まで及び官吏俸給令の特例に関する件（昭和二十一年勅令第三百三号）の例にならないものとする。

附則別表第一

俸給の新旧対照表

号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	二、四〇〇	三、〇〇〇
二	二、四七〇	三、〇〇〇
三	二、五四一	三、〇五〇
四	二、六一三	三、一五〇
五	二、六八八	三、二五〇
六	二、七六五	三、三五〇
七	二、八四四	三、四五〇
八	二、九二六	三、五五〇
九	三、〇〇九	三、六五〇
一〇	三、〇九六	三、七五〇
一一	三、一八四	三、八五〇
一二	三、二七五	四、〇〇〇
一三	三、三六九	四、一五〇
一四	三、四六六	四、三〇〇
一五	三、五六五	四、四五〇
一六	三、六六七	四、六〇〇
一七	三、七七二	四、七五〇
一八	三、八八〇	四、九〇〇
一九	三、九九一	五、〇五〇
二〇	四、一〇五	五、二〇〇
二一	四、二一三	五、三五〇
二二	四、三四四	五、五〇〇
二三	四、四六八	五、七〇〇
二四	四、五九六	五、九〇〇
二五	四、七二七	六、一〇〇
二六	四、八六三	六、三〇〇
二七	五、〇〇二	六、五〇〇
二八	五、一四五	六、七〇〇
二九	五、二九二	六、九〇〇
三〇	五、四四四	七、一〇〇
三一	五、六〇〇	七、三〇〇
三二	五、七六〇	七、五〇〇
三三	五、九二五	七、八〇〇
三四	六、〇九四	八、一〇〇
三五	六、二六九	八、四〇〇
三六	六、四四八	八、七〇〇
三七	六、六三三	九、〇〇〇
三八	六、八二三	九、三〇〇
三九	七、〇一八	九、六〇〇
四〇	七、二一九	九、九〇〇
四一	七、四二六	一〇、二〇〇
四二	七、六三八	一〇、五〇〇
四三	七、八五七	一〇、八〇〇
四四	八、〇八二	一一、一〇〇
四五	八、三一三	一一、四〇〇
四六	八、五五一	一一、七〇〇
四七	八、七九六	一二、一〇〇
四八	九、〇四七	一二、五〇〇
四九	九、三〇六	一二、九〇〇
五〇	九、五七三	一三、三〇〇
五一	九、八四七	一三、七〇〇
五二	一〇、一二九	一四、二〇〇
五三	一〇、四一九	一四、七〇〇
五四	一〇、七一七	一五、二〇〇
五五	一一、〇二四	一五、七〇〇
五六	一一、三三九	一六、二〇〇
五七	一一、六六四	一六、七〇〇
五八	一二、九九八	一七、二〇〇
五九	一二、三四一	一七、七〇〇

六七	一五、四六七	二三、九〇〇	六六	一五、〇三七	二二、二〇〇	六五	一四、六一九	二二、五〇〇	六四	一四、二二二	二二、八〇〇	六三	一三、八一六	二二、一〇〇
六二	一三、〇五八	一八、九〇〇	六一	一三、〇五八	一八、九〇〇	六〇	一二、六九五	一八、三〇〇						

七五		三〇、〇〇〇	七四		二九、〇〇〇	七三	一八、三三〇	二八、〇〇〇	七二		二七、〇〇〇	七一		二六、〇〇〇
七〇	一六、八三四	二五、〇〇〇	六九	一六、三六五	二四、三〇〇	六八	一五、九一〇	二三、六〇〇						

八二		三七、〇〇〇	八一	一三、六一〇	三六、〇〇〇	八〇		三五、〇〇〇	七九	一二、七〇〇	三四、〇〇〇	七八		三三、〇〇〇
七七		三二、〇〇〇	七六	一九、九四〇	三一、〇〇〇									

附則別表第二

俸給の一切の調整表

職員の種別	職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
受ける俸給表の適用を	税務職員及び経済調査官の俸給表の適用を受ける職員		一号俸	三号俸	一号俸	二号俸	一号俸	二号俸	一号俸	二号俸					
	警察庁の警視正以上の階級にある職員、海上保安庁の長官、次長及び海上保安監の職員、検事総長、次長及び検事長、東京高等裁判所長官、最高裁判所の裁判官、会計検査院の検査官並びに人事院の職員で指定するものの俸給表の適用を受ける職員	一号俸	三号俸	二号俸	二号俸	二号俸	三号俸	一号俸	一号俸						
	船員法第四条第一項に規定する船員で船員の級別俸給表の適用を受ける職員	三号俸	三号俸	三号俸	四号俸	四号俸	一号俸	三号俸	四号俸	三号俸	二号俸	二号俸	二号俸		
受けない俸給表の適用を	第一号(1)に掲げる職員	二号俸													
	第一号(2)に掲げる職員	一号俸													
	第二号(1)に掲げる職員	一号俸													
	第二号(2)に掲げる職員	一号俸													
	第三号(1)に掲げる職員	二号俸													
	第三号(2)に掲げる職員	一号俸													
一 人事院規則九―一六第一項各号に掲げる職員を除き、俸給の一律に昇給、昇給の三分の二以上で昇給する職員	第一号に掲げる職員 イ	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	一号俸	一号俸	一号俸
	ロ							二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	
	ハ							二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	一号俸		
	ニ							二号俸	二号俸	二号俸	二号俸	一号俸			
	ホ	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸				
	ヘ						一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸				
	ト					一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸				
	チ				一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸				
	第二号に掲げる職員				二号俸	二号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸			
	第四号に掲げる職員				一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸				
	第五号に掲げる職員			一号俸	一号俸	二号俸	一号俸	一号俸	一号俸	一号俸					
	第七号に掲げる職員		一号俸	一号俸	一号俸	二号俸	一号俸	一号俸	一号俸						

備考

(1) 表中職務の級欄は、当該職員に適用される俸給表に定める職務の級を示すものとする。

(2) 表中イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト又はチに該当する職員は、それぞれ次の通りとする。

イ　医師及び歯科医師

ロ　看護婦及び看護人

ハ　病理細菌技術者、レントゲン技術者(助手を含む。)及び患者係事務職員

ニ　歯科技工、柔嚢士、講師、消毒婦、病棟勤務清掃人、洗濯婦、機関手、作業手、炊夫、水道手、電気手、営繕手、船員、巡視及び運転手

ホ　薬剤師、療工、一般事務職員、事務室勤務清掃人、裁縫婦、小使、交換手、タイピスト、給仕及び門衛

ヘ　医師及び歯科医師

ト　看護婦及び看護人

チ　病理細菌技術者、レントゲン技術者(助手を含む。)、患者係事務職員、消毒婦、病棟勤務清掃人、結核患者に接する洗濯婦、作業手及び患者に接する運転手であつて結核病棟に勤務するもの

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二号（昭二六、二、一）

◉地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（議員の選挙の期日に関する特例）

第一條 この法律施行の日から昭和二十六年四月三十日までの間にその議会の議員の任期が満了することが予定されている地方公共団体において行うべき当該議員の任期満了に因る一般選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第一項の議員の任期満了に因る一般選挙の期日に関する規定にかかわらず、市町村（特別区及び全部事務組合を含む。）の議会の議員の場合にあつては昭和二十六年四月二十三日、都道府県の議会の議員の場合にあつては昭和二十六年四月三十日とする。

2 前項の規定により選挙を行うべき地方公共団体においては、同項の期間内においては、公職選挙法第三十四條第二項但書の規定にかかわらず、その議会の議員の数がその定数の二分の一に達しなくなるまでは、当該地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙は、行わない。

（長の選挙の期日に関する特例）

第二條 この法律施行の日において現に在職する地方公共団体の長でその任期が昭和二十六年四月三十日までの間に満了することが予定されている者の後任者の選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第一項の長の任期満了に因る選挙の期日に関する規定及び同法第三十四條第一項の長が欠けた場合又は長の退職の申出があつた場合の選挙の期日に関する規定にかかわらず、市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。）の長の場合にあつては昭和二十六年四月二十三日、都道府県の長の場合にあつては昭和二十六年四月三十日とする。

2 この法律施行の日において現に退職の申出をしている地方公共団体の長の後任者の選挙については適用しない。

（同時選挙）

第三條 市町村（特別区及び全部事務組合を含む。）が行う第一條第一項の選挙と市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。）が行う前條第一項の選挙と、及び都道府県が行う第一條第一項の選挙とは、それぞれ同時に行わなければならない。

2 前項の規定により行われる選挙は、公職選挙法第百十九條第一項の規定により同時に行われる選挙とする。

（重複立候補の禁止）

第四條 第一條第一項又は第二條第一項の規定により行われる選挙における候補者となつた者は、公職選挙法第八十七條第三項に該当しない場合でも、当該選挙が行われる区域の全部又は一部を含む区域について第一條第一項又は第二條第一項の規定により行われる選挙における候補者となることができない。

2 前項の規定によつて候補者となることができない者は、公職選挙法第八十七條の規定によつて候補者となることができない者とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（公職選挙法の一部改正）

2 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第三十三條第四項を次のように改める。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

第二百五十八條第一項但書の規定を次のように改める。

但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは議員がすべてなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

第二百五十九條但書の規定を次のように改める。

但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の日前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

（内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭二六、二、一二）

◉公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律（参法）

この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねている者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることができる。

附 則

この法律は、昭和二十六年一月十三日から施行する。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第四号（昭二六、二、一二）

◉行政書士法（衆法）

（業務）

第一條 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

（資格）

第二條 第四條の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。

2 左の各号の一に該当する者は、いずれの都道府県においても、行政書士となる資格を有する。

一 弁護士となる資格を有する者

二 弁理士となる資格を有する者

三 公認会計士となる資格を有する者

四 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して八年以上（次條第一号に該当する者にあつては五年以上）になる者

（行政書士試験の受験資格）

第三條 左の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六條第一項に規定する者

二 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

三 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

（行政書士試験）

第四條　都道府県知事は、毎年一回以上行政書士試験を行わなければならない。

2　前項の試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について行う。

3　行政書士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。

4　前三項に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に関し必要な事項は、都道府県規則で定める。

（欠格事由）

第五條　左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

一　未成年者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四　公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五　第十四條第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（登録）

第六條　行政書士となる資格を有する者は、行政書士となるには、その資格を有する都道府県において備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

3　一の都道府県において行政書士の登録を受けている者は、重ねて、他の都道府県において、行政書士の登録を受けることができない。

4　この法律に定めるものを除く外、登録の申請、登録事項の変更、行政書士名簿その他登録に関し必要な事項は、都道府県規則で定める。

5　第二條第一項の規定により行政書士となる資格を有し、行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限り、第二條第一項の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができる。

（登録のまつ消）

第七條　都道府県知事は、行政書士が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一　第五條第二号から第五号までに該当するに至つたとき。

二　前條第五項の規定により他の都道府県知事の認可を受け当該都道府県において行政書士の登録を受けたとき。

三　その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。

四　死亡したとき。

五　前條第三項の規定に違反して登録を受けたとき。

（事務所）

第八條　行政書士は、登録を受けた都道府県において事務所を設けなければならない。その事務所は、一箇所とする。

2　行政書士は、都道府県知事の認可を受けた場合に限り、出張所を設けることができる。

（報酬）

第九條　行政書士が受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2　行政書士は、その業務に関して、前項に規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

3　行政書士は、その事務所又は出張所の見易い場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

（帳簿の備付及び保存）

第十條　行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

2　行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。行政書士でなくなつたときも、また同様とする。

（依頼に応ずる義務）

第十一條　行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

（秘密を守る義務）

第十二條　行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

（立入検査）

第十三條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2　前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3　当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取消等の処分）

第十四條　行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の処分をすることができる。

一　一年以内の業務の停止

二　登録の取消

都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　前項の場合において、都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4　聴聞においては、当該行政書士又はその代理人は、釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

5　都道府県知事は、当該行政書士又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、第一項の処分をすることができる。

（行政書士会）

第十五條　行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、行政書士会を設立することができる。

2　行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（行政書士会の会則）

第十六條　行政書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地

二　会の代表者その他役員に関する規定

三　会議に関する規定

四　会計に関する規定

五　行政書士の品位保持に関する規定

六　その他重要な会務に関する規定

（行政書士会の会員）

第十七條　行政書士会の区域内に事務所を有する行政書士は、その行政書士会の会員となることができる。

（行政書士会連合会）

第十八條　行政書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする行政書士会連合会を設立することができる。

（行政書士でない者の取締）

第十九條　行政書士でない者は、業として第一條に規定する業務を行うことができない。但し、他の法律に別段の定がある場合及び正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2　行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（総理府令への委任）

第二十條　この法律に定めるもの外、行政書士の業務執行、行政書士会及び行政書士連合会に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則）

第二十一條　第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條　第十二條の規定に違反した者は、六月以

下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第九條第二項、第十條又は第十一條の規定に違反した者

二　第十三條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三　第十九條第二項の規定に違反した者

附　則

1　この法律は、昭和二十六年三月一日から施行する。

2　この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つている者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く。）で、同條に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

3　前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つている都道府県において、第六條の規定による登録を受け、及び出張所を設けている者にあつては第八條第二項の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4　第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つている者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く。）は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行うことができる。この場合においては、その者に対して、第七條から第十四條まで及び第二十二條の規定並びに第二十三條第一号及び第二号の罰則を準用する。

5　前項の規定により行政書士の業務を行うことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つている都道府県において、第六條の規定に準じて都道府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行うことができない。

6　都道府県知事は、この法律施行の日から六月以内に、最初の行政書士試験を行わなければならない。

7　この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つている者又は同條に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

8　この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つている者のその業務に関する報酬の額については、第九條第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて同條同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

9　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10　建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、條例の定めるところによるものとし、その條例は、第一條第二項及び第十九條第一項但書の規定の適用については、法律とみなす。

11　地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

九　行政書士に関する事務を処理すること。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第五号　（昭二六、二、二六）

◉農地調整法等の一部を改正する法律

第一條　農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條」に改め、同條の表中

「第十條第二項	前項各号	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條ノ三第一項 」を
「第十條第二項	前項各号	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條ノ二第一項 」に
「第三十四條第二項	議員の数が三分の二に達しなくなつたとき	議員の数が第三項各号の区分ごとにその定数の三分の二に達しなくなつたとき 」を
「第三十條第一項	市町村	都道府県 」を
「第三十條第一項	市町村	都道府県 」に
「第三十條第二項	議員の数が三分の二に達しなくなつたとき	議員の数が第三項各号の区分ごとにその定数の三分の二に達しなくなつたとき 」を

改める。

第二條　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項中「昭和二十六年三月四日」を「昭和二十七年三月四日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第六号　（昭二六、三、一）

◉装蹄師法の一部を改正する法律

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号及び第三号を削り、同項第四号中「実業学校又ハ実業専門学校」を「高等学校又ハ大学」に改め、同号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第六條及び第七條を次のように改め、第八條を削る。

第六條　装蹄師ハ毎年十二月三十一日現在ニ依リ其ノ氏名、住所其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ翌年一月三十一日迄ニ其ノ住所地ヲ管轄スル都道府県知事ヲ経由シ農林大臣ニ届出ツベシ

第七條　削除

第九條第二項中「装蹄師第三條各号ノ一ニ該当スルトキ」の下に「又ハ本法ノ規定ニ違反シタルトキ」を加え、同條を第八條とし、同條の次に次の一條を加える。

第九條　主務大臣前條第二項ノ規定ニ依ル処分ヲ為ス ニハ当該装蹄師ニ対シ予メ期日、場所及当該処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公開ニ依ル聴聞ヲ行ヒ其ノ者又ハ其ノ代理人ガ証拠ヲ呈示シ意見ヲ述ブル機会ヲ與フルコトヲ要ス

第十條中「三百円」を「一万円」に、第十一條中「百円」を「五千円」に改める。

附則に次の一項を加える。

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第一條第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和二十八年十二月三十一日迄ハ装蹄師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

一　装蹄師法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六号）施行ノ際現ニ獣医師タル者

二　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）附則第六項ノ規定ニ依リ獣医師ノ免許ヲ受クル資格アリタル者

三　獣医師法附則第十六項ノ規定ニ依リ認メラレタル学校ヲ卒業シタル者

四　第二号ニ掲グル法律ニ依ル改正前ノ第一條第二項第三号又ハ第四号ニ掲グル者

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第九号　（昭二六、三、六）

◉特許法の一部を改正する法律

特許法（大正十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中「百五十円」を「五百円」に、「二百五十円」を「八百円」に、「五百円」を「千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「二千円」を「六千円」に、同條第二項中「五千円」を「一万五千円」に、「七千五百円」を「二万五千円」に、「一万円」を「三万円」に、同條第三項中「五百円」を「五千円」に、同條第四項中「三千円」を「三万円」に改める。

第百三十三條ノ二から第百三十四條ノ二までの規定中「千円」を「五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならない期限を経過した特許料については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十号　（昭二六、三、六）

◉実用新案法の一部を改正する法律

実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「百円」を「三百円」に、「二百円」を「六百円」に、「四百円」を「千二百円」に改める。

第三十一條ノ二から第三十二條ノ二までの規定中「千円」を「五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならない期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十一号　（昭二六、三、六）

◉意匠法の一部を改正する法律

意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「百円」を「三百円」に、「二百円」を「六百円」に、同條第二項中「百円」を「三百円」に改める。

第三十條ノ二から第三十一條ノ二までの規定中「千円」を「五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならない期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十二号　（昭二六、三、六）

◉商標法の一部を改正する法律

商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「千五百円」を「五千円」に、同條第二項中「二千五百円」を「八千円」に改める。

第三十二條第一項中「五千円」を「一万五千円」に、同條第二項中「七千五百円」を「二万三千円」に改める。

第三十六條ノ二から第三十七條ノ二までの規定中「千円」を「五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならない期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十三号　（昭二六、三、六）

◉弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條中「千五百円」を「三千円」に改める。

第七條中「千五百円」を「三千円」に改める。

第十八條第二号中「千円」を「五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十四号　（昭二六、三、七）

◉水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「前項第一号、第三号及び第四号の組合」を「前項各号の組合」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（財務基準）

第五十七條の二　前三條に定めるもの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準は、政令でこれを定める。

第八十二條第三項中「従事する組合員」を「常時従事する組合員」に改める。

第百二十三條に次の一項を加える。

3　行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

第百二十四條第一項中「行政庁は、」の下に「第百二十二條の規定による報告を徴した場合又は」を加える。

第百二十九條第一項中「千円」を「一万円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十五号　（昭二六、三、八）

◉皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「二千八百万円」を「二千九百万円」に改める。

第八條中「六十五万円」を「七十三万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第十六号　（昭二六、三、一〇）

◉水路業務法の一部を改正する法律

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「海上における安全の確保を図る」を「海空交通の安全の確保に寄與する」に改める。

第四條の次に次の一條を加える。

（航空図誌）

第四條の二　この法律において「航空図誌」とは、航空図、航空暦及びその他の航空に関する図誌をいう。

第十九條に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十條若しくは第二十二條の規定に基き、定置漁業若しくは運輸大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十六條第一項本文の規定に基き、運輸大臣の指定する漁業の許可をしたときは、左の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七條から第四十條までの規定に基き漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。

一　定置漁業にあつては、定置漁具の位置及び定置の期間

二　共同漁業又は許可をした漁業にあつては、漁場の区域、敷設漁具の位置及び漁具敷設の期間のうち運輸大臣の指定するもの

第二十四條の見出しを次のように改める。

（水路図誌及び航空図誌の保護）

第二十四條中「水路図誌」の下に「又は航空図誌」を、「航海」の下に「又は航空」を加える。

第二十五條第一項中「海図、」の下に「航空図、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十七号　（昭二六、三、一二）

◉社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一條―第九條）」を「第一章　総則（第一條―九條）　第二章　社会教育主事及び社会教育主事補（第九條の二―第九條の五）」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　社会教育主事及び社会教育主事補

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九條の二　都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2　市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九條の三　社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

2　社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九條の四　左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一　大学に二年以上在学して、六十二單位以上を修得し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関係のある職にあつた者で、第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

二　教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三　大学に二年以上在学して、六十二單位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の單位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの

（社会教育主事の講習）

第九條の五　社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

2　社会教育主事の講習に関し履修すべき科目、單位その他必要な事項は、文部省令で定める。

第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

附　則

1　この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第　　号）施行の日から施行する。

2　改正後の社会教育法第九條の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二單位以上を修得した者とみなす。

3　この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九條の二第二項中「市町村の教育委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として、」と読み替えるものとする。

4　前項の市町村に市町村の長の補助機関として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命するものとする。

5　この法律施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者（都道府県の教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にあるものを含む。）及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

6　左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。

一　教育事業、社会事業、児童福祉事業又は文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の事業に十年以上従事したこと。

二　年齢三十五年以上であること。

三　社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県の教育委員会において社会教育主事となるのに十分な人格、識見を有する者である旨の認定をしたこと。

7　この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有する者は、別に辞令を発せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

8　この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、社会教育主事補となつたものとする。

（文部・内閣総理署名）

法律第十八号（昭二六、三、一三）

◉消防組織法の一部を改正する法律（衆法）

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第九号を次のように改める。

九　消防の用に供する設備、機械器具及び資材の検定に関する事項

第九條を次のように改める。

第九條　市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一　消防本部
二　消防署
三　消防団
四　消防職員及び消防団員の訓練機関

第十一條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。

第十二條中「條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第十五條第一項中「服務」を「宣誓、服務」に、「国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める」を「地方公務員法の定めるところによる」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

第十五條の二第三項を次のように改める。

消防団員の任免、給與、服務その他の事項は、常勤のものについては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについては、市町村條例でこれを定める。

同條に次の一項を加える。

消防団員の定員は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、国家消防庁の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

同條の次に次の二條を加える。

第十五條の三　市町村の消防団に、消防団長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行うに必要且つ適当な階級のその他の消防団員を置く。

消防団長は、消防団の推薦に基き、市町村長がこれを任命し一定の事由により罷免する。

消防団長は、市町村長の承認を得て、消防団員を任命し、一定の事由により罷免する。

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

第十五條の四　消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合においては、市町村は、その消防吏員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十七條第二項中「都條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條　国家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を與え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができる。

第二十四條第二項中「国家地方警察、」の下に「自治体警察、」を加える。

第四章中第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二　この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、消防職員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に関しては、地方公務員法中の各相当規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第十七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項に次の一号を加え、同條第三項中「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第四号」に改める。

四　消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）

3　この法律施行の際現に公職選挙法の規定によりその期日を公示又は告示してある選挙に関しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第十九号（昭二六、三、一五）

◉公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條の二を第四條の三とし、第四條の次に次の一條を加える。

（予備費）

第四條の二　公団等は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として、相当と認める金額を公団等の予算に計上することができる。

第五條第一項中「国会の議決したところに従い、項」を「その通知を受けたところに従い、項（予算の目的外使用の禁止）」に改める。

第九條の見出しを「（予算の通知）」に改める。

第十條に見出しとして「（移用及び流用）」を加える。

第十條の二に見出しとして「（支出負担行為計画及び支拂計画）」を加え、同條中「第四條の二」を「第四條の三」に改め、同條を第十一條とし、同條の次に次の三條を加える。

（予備費の使用）

第十二條　公団等の長は、予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2　前項の承認があつたときは、その承認に係る予備費使用書に掲げる経費については、第四條の三第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

（予算の繰越）

第十三條　公団等の毎事業年度の支出予算は、これを翌年度において使用することができない。但し、年度内に支出負担行為をし、避け難い事由のため年度内に支拂を終らなかつた支出金に係る支出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第十四條　公団等の長は、前條但書の規定による繰越をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2　前項の承認があつたときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第四條の三第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

第十條の三に見出しとして「（予算の執行に関する実施規定）」を加え、同條中「前三條」を「前六條」に改め、同條を第十五條とし、第十一條を第十六條とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第四條の二、第五條及び第十二條の規定は、公団等の昭和二十六年度分の予算から、改正後の同法第十三條及び第十四條の規定は、公団等の昭和二十五年度分の予算から適用する。

（大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二十号　（昭二六、三、一五）

◉厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ三の次に次の一條を加える。

第十八條ノ四　政府ハ本会計ノ健康保険事業ノ扁祉施設費ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号　（昭二六、三、一五）

◉農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律

1　政府は、農地証券（自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）第二條に規定する農地証券をいう。）の買入償還の促進を図るため、自作農創設特別措置特別会計法第五條第一項の規定にかかわらず、同証券のうち、この法律施行の際までに償還を終つたもの以外のものの償還金を一般会計の負担とすることができる。

2　政府は、前項の規定により一般会計の負担した償還金については、自作農創設特別措置特別会計から、その金額に相当する金額に達するまでの金額を、昭和二十六年度以降、毎年度、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号　（昭二六、三、一五）

◉アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年度末」を「アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年度末」に、「昭和二十四年度末」を「当該年度の前年度末」に、「相当する金額は、昭和二十五年度において」を「相当する金額を当該年度において」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号　（昭二六、三、一五）

◉郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十六年度において、一般会計から、三十五億八千三百八十三万五千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二十四号　（昭二六、三、一五）

◉農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

「昭和二十三年度、昭和二十四年度及び昭和二十五年度」を「昭和二十三年度から昭和二十六年度まで」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号　（昭二六、三、一九）

◉公職選挙法の一部を改正する法律（衆法）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

(1)　目次中「第百六十條（立会演説会に関しその他必要な事項及び実施事務）」を「第百六十條（立会演説会に関しその他必要な事項及び実施事務）」に、「第百六十條の二（任意制公営立会演説会）」を「第百六十條の二（任意制公営立会演説会）」に、「第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）」を「第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）」に、「第百六十六條の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）」を「第百七十二條（選挙公報に関しその他必要な事項）」に、「第百七十二條の二（任意制選挙公報の発行）」を「第百七十七條（燃料及び用紙のあつせん及び返還）」に、「第百七十七條（燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止）」を「第二百七十條（海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係）」に、「第二百七十條（海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係）」を「第二百七十條の二（選挙に関する届出等の時間）」に改める。

(2)　第三十三條第三項中「都道府県の議会の議員及び長」を「都道府県知事」に、「市町村の議会の議員及び長」を「都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員」に改め、同條第七項を次のように改める。

7　定例選挙の期日は、都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならない。

(3) 第三十四條第六項中「都道府県の議会の議員及び長並びに」を「都道府県知事及び」に、「市町村の議会の議員及び長並びに」を「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長及び」に改める。

(4) 第四十條に次の但書を加える。

但し、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情のある場合に限り、予め都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、投票所を開く時刻又は投票所を閉じる時刻をそれぞれ二時間以内の範囲内において、繰り上げ又は繰り下げることができる。

同條に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項但書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(5) 第四十九條中「左に掲げる事由」を「左の各号の一に掲げる事由」に、「第四十五條第一項（投票用紙の交付）」を「第四十五條（投票用紙の交付及び様式）」に改め、第二号及び第三号中「前号に掲げるものを除く外、」を削り、同條に次の一号を加える。

四　交通至難の島その他の地で全国選挙管理委員会が指定する地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事中であるべきこと。

(6) 第八十九條第一項第二号中「技能者、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　事務として委員、顧問、参與、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの

同條第一項第四号中「（常勤の者を除く。）」の下に「及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）」を加える。

同條第一項に次の一号を加える。

五　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十項に規定する公営企業に従事する職員で、政令で指定するもの

同條第三項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

(7) 第百十九條第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙又は都道府県の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合の選挙の期日及び前項の規定による選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、少くとも三十日前（都道府県の議会の議員の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合にあつては、二十日前）に告示しなければならない。

(8) 第百四十一條第一項中「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」及び「都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員」を「都道府県の議会の議員、都道府県知事、都道府県の教育委員会の委員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員」に改める。

(9) 第百四十二條第一項に次の三号を加える。

四　都道府県の議会の議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について二千枚

五　地方自治法第百五十五條第二項（区を設ける指定市）の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には公職の候補者一人について一万枚、議会の議員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚、教育委員会の委員の選挙の場合には公職の候補者一人について三千枚、但し、第百十七條第一項の長の選挙にあつては、二千枚

六　前号の市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には公職の候補者一人について二千枚、議会の議員の選挙の場合には公職の候補者一人について五百枚、教育委員会の委員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚

但し、第百十七條第一項の長の選挙にあつては、三百枚

同條第二項中「無料とし、郵政省において」を「同項第一号から第三号までのものは無料とし、第四号から第六号までのものは有料とし、郵政省において、有料無料を区別していずれも」に改める。

(10) 第百四十三條第一項第四号中「第百五十二條（公営の立会演説会を行うべき選挙）に規定する公営の立会演説会」を「第百五十二條（義務制公営立会演説会）及び第百六十條の二（任意制公営立会演説会）の立会演説会」に改める。

(11) 第百四十四條第一項に次の一号を加える。

五　第百十七條第一項（決選投票の場合）の選挙においては、第一号、第三号及び前号の規定にかかわらず、公職の候補者一人について、都道府県知事の選挙にあつては五百枚、地方自治法第百五十五條第二項の市の市長の選挙にあつては三百枚、その他の市の市長の選挙にあつては百枚、町村長の選挙にあつては二十枚

(12) 第百四十七條第二項但書中「選挙の当日」を「選挙の前日及び当日において」に改める。

(13) 第百六十條の次に次の一條を加える。

（任意制公営立会演説会）

第百六十條の二　市町村長の選挙（第百十七條第一項（決選投票の場合）の選挙を除く。）につにては、市町村は、第百五十五條から第百五十八條まで（立会演説会開催の手続）の規定に準じて、條例の定めるところにより、公営の立会演説会を行うことができる。

2　第百五十四條（立会演説会における演説者）及び第百五十九條（立会演説会場の秩序保持）の規定は、前項の規定により行う立会演説会について、準用する。

(14) 第百六十五條中「この法律に規定する立会演説会」を「第百五十二條（義務制公営立会演説会）又は第百六十條の二（任意制公営立会演説会）の立会演説会」に改める。

(15) 第百六十六條中「この法律に規定する立会演説会又は個人演説会」を「第百五十二條（義務制公営立会演説会）若しくは第百六十條の二（任意制公営立会演説会）の立会演説会又はこの法律に規定する個人演説会」に改める。

(16) 第百六十六條の次に次の一條を加える。

（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）

第百六十六條の二　何人も、午後十時から翌日午前六時までの間に、選挙運動のため、街頭において、演説をし又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を連呼してはならない。

(17) 第百七十二條の次に次の一條を加える。

（任意制選挙公報の発行）

第百七十二條の二　地方自治法第百五十五條第二項（区を設ける指定市）の市の市長の選挙（選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項（決選投票の場合）の選挙を除く。）においては、市の選挙管理委員会は、第百六十七條から第百七十一條まで（選挙公報の発行手続）の規定に準じて、條例の定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

(18) 第百七十三條第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、」を「市町村の選挙管理委員会は、選挙が行われる場合においては、」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　前項の掲示は、当該選挙の投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、一投票区につき、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては三箇所以上五箇所以内の箇所に、参議院（全国選出）議員、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長、市町村の教育委員会の委員及び第百十七條第一項（長の決選投票の場合）の選挙にあつては一箇所に、しなければならない。

(19) 第百七十七條の見出しを「（燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止）」に改め、同條第一項中「第百四十一條第一項（選挙運動に使用する場合）の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料」を「第百四十一條第一項（選挙運動に使用する場合）の規定による衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙における自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料」に改める。

同條第二項中「前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は」を「第百四十二條第一項第一号から第三号まで（無料葉書）の通常葉書の交付を受けた者又は前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは」に改め、同條に次の一項を加える。

3　第百四十二條第一項及び第二項（通常葉書）の規定により選挙運動のために使用する通常葉書の交付を受けた者、前條第一項に規定する特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者又は第一項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは用紙の配給若しくは交付を受けた者は、これらのものを他人に譲渡してはならない。

(20) 第百九十七條第一項第三号に次の但書を加える。

但し、第百四十一條第一項（選挙運動に使用する場合）の規定により、都道府県の議会の議員、市の議会の議員、地方自治法第百五十五條第二項（区を設け

る指定市）の市以外の市の市長及び市の教育委員会の委員の選挙について使用する自動車のために要した支出を除く。

同條第二項中「及び都道府県の教育委員会の委員」を「、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第百五十五條第二項の市の市長」に改め、「（選挙運動に使用する場合）」を削る。

(21) 第二百四十三條第八号中「第一項又は第二項」を「（第百六十條の二第二項（任意制公営立会演説会）において準用する場合を含む。）」に改める。

(22) 第二百四十四條第五号中「（公立会演説会場の秩序保持）」の下に「（第百六十條の二第二項（任意制公営立会演説会）において準用する場合を含む。）」を加える。

同條第六号を第七号とし、同條第五号の次に次の一号を加える。

六　第百六十六條の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）の規定に違反した者

同條に次の一号を加える。

八　第百七十七條第三項（乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止）の規定に違反して譲渡した者

(23) 第二百六十四條第二項第一号中「及び第十号」を「、第十号及び第十一号」に改め、同條第二項中「、第十一号」を削り、同條第三項を第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3　第百六十條の二（任意制公営立会演説会）の規定により行う立会演説会の開催に要する費用及び第百七十二條の二（任意制選挙公報の発行）の規定による選挙公報の発行に要する費用については、当該市町村の負担とする。

(24) 第二百六十九條中「この法律の規定を適用するについては、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

(25) 第二百七十條の次に次の一條を加える。

（選挙に関する届出等の時間）

第二百七十條の二　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

(26) 附則に次の一項を加える。

6　鹿児島県大島支庁管内十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島は、第十五條第一項の規定及び別表第一の適用については、当分の間、鹿児島県鹿児島郡に属するものとみなす。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年三月二十日から施行する。

2　この法律施行の際その選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

3　前項に規定する告示のあつた地方公共団体の長の選挙につき、公職選挙法第百十七條第一項の規定により更に選挙を行うことが必要となつた場合においても、なお従前の例による。

4　この法律施行前に行われた選挙及び前二項の選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二号）の規定により昭和二十六年四月二十三日及び昭和二十六年四月三十日に行われる選挙の期日は、改正後の公職選挙法第三十三條第三項及び第百十九條第三項の規定にかかわらず、昭和二十六年四月三日に告示しなければならない。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二十六号　（昭二六、三、一九）

◉国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「各省大臣」の下に「経済安定本部総裁、」を加える。

第三條第六項中「、第四項」を削り、同條第七項中「及び第四項から前項まで」を「、第四項及び第五項」に改め、同條第八項中「及び第四項から第六項まで」を「、第四項及び第五項」に改め、同第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第四條第一項第二号中「又は第五項」を削り、同條第四項及び第五項を次のように改める。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。但し、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5　旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

同條第六項中「旅行命令書等」を「旅行命令簿等」に改める。

第六條第十四項を次のように改める。

14　内国旅行のうち第二十六條第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

第十四條を次のように改める。

第十四條　削除

第十五條中「第五項又は第六項」を「第四項又は第五項」に改める。

第十六條　第六條第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、左に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて大蔵大臣が指定するものとする。

一　測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二　長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三　前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2　日額旅費の額、支給條件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

第二十八條第一項第二号中「船賃」を「鉄道賃、船賃」に改める。

第四十條第一項を次のように改める。

各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

同條第二項中「旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合」を「同項の規定により旅費を支給しないこととする場合」に改める。

第四十七條第二項を削る。

附則第四項中「死亡手当の定額」の下に「（着後手当及び扶養親族移転料の額の計算の基礎とするこれらの旅費の定額を含む。）」を加える。

附則第八項を次のように改める。

8　外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前十日間の準備期間とを通じた期間が二会計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該二会計年度のうち前会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、昭和二十六年四月一日以後の出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。但し、改正後の同法

附則第八項の規定は、この法律施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二十七号（昭二六、三、二〇）

◉水産業協同組合法等の一部を改正する法律（参法）

（水産業協同組合法の一部改正）

第一條　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百條の十一第三項後段を次のように改める。

この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）又は設立の同意を申し出た水産業協同組合の理事たる者」と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准会員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と読み替えるものとする。

第百條の十一第五項中「（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」の下に「又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。

第百條の十一第六項中「、第八條及び第九條」を「及び第八條」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「水産加工業協同組合共済会、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の水産業協同組合法第百條の十一第三項に係る部分は、この法律施行前にした理事の選任についても、適用する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭二六、三、二三）

◉国家公務員のための国設宿舎に関する法律を改正する法律

国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを「（宿舎の設置等に関する総合調整）」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

（宿舎の設置）

第八條の二　大蔵大臣は、第七條の規定による政令で定める設置計画に基いて、宿舎を設置するものとする。但し、左の各号に掲げる宿舎は、当該各号に掲げる者が設置するものとする。

一　郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計の負担において設置する宿舎　当該特別会計を管理する各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）

二　特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他大蔵大臣以外の者が宿舎を設置することを適当とする事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合に設置する宿舎　当該宿舎の貸與を受ける国家公務員の所属する各省各庁の長

（宿舎の維持及び管理）

第八條の三　各省各庁の長は、第七條の規定による政令の定めるところに従い、宿舎の維持及び管理を行うものとする。

第十條中「左に掲げる国家公務員のために」の下に「予算の範囲内で」を加え、同條に次の一号を加える。

十二　警察予備隊本部長官

第十二條第一項中「政令で定める者のために」の下に「予算の範囲内で」を加える。

第十四條に次の一項を加える。

4　有料宿舎の貸與を受けた者が第十九條第一号又は第二号の規定に該当することとなつた場合においては、居住者は、これらの規定に該当することとなつた日から宿舎を明け渡す日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月末までに、国に拂い込まなければならない。

第十八條の見出しを「（費用及び使用料の所属区分）」に改め、同條第一項中「それぞれ宿舎の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計」を「当該宿舎の所属する会計」に改め、同條第二項中「特別会計」を「当該宿舎の所属する会計」に改め、同條第二項中「特別会計」を「政令で定める特別会計」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　宿舎を、所属を異にする会計（郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計を除く。以下同じ。）の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができる。

（内閣総理大臣・法務総裁・経済安定本部総裁署名）

法律第二十九号（昭二六、三、二三）

◉開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十六年度から、十四億二千三百二十九万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭二六、三、二三）

◉旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「医療施設」を「医療施設若しくは社会事業施設」に、「第一條」を「第一條若しくは第九十八條」に、「三年」を「六年」に、「二割」を「四割」に、「これを譲渡することができる。」を「これを譲渡し、又は時価の五割以内において減額した対価でこれを貸し付けることができる。但し、時価の五割以内において減

額した対価で貸し付けることができる場合は、昭和二十六年三月三十一日において現に貸し付けてある財産を引き続き従前の借受人に対して貸し付ける場合に限る。」に改め、同條第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸付」に改め、同條第三項中「譲渡した後」を「譲渡し、又は貸し付けた後」に、「その割引額を追徴」を「、当該財産を譲渡した場合にはその割引額を追徴し、当該財産を貸し付けた場合にはその契約を解除」に改め、同條に次の一項を加える。

4　第一項の社会事業施設とは、社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第一條に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八條第二項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は戦災者の寮をいう。

第三條第一項中「若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）」を「、戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（改正前の相続税法を含む。）」に、「三年」を「五年」に改める。

第五條中「学校」を「学校その他の教育施設」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号　（昭二六、三、一三）

◉商品券取締法の一部を改正する法律

商品券取締法（昭和七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「国債」を「金銭、国債、地方債又ハ主務大臣ニ於テ確実ト認ムル社債若ハ之ニ準ズル債券」に改める。

第五條に次の二項を加える。

当該官吏前項ノ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スベシ

第一項ノ検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト之ヲ解スルコトヲ得ズ

第六條中「千円」を「五万円」に改める。

第七條中「三百円」を「三万円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号　（昭二六、三、一三）

◉海事代理士法

第一章　総則

（業務）

第一條　海事代理士は、他人の委託により、対価を得て別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をし、並びにこれらの手続に関し書類の作製をし、及び相談に応ずることを業とする。

（資格）

第二條　左の各号の一に該当する者は、海事代理士となる資格を有する。

一・海事代理士試験に合格した者

二　行政官庁において十年以上海事に関する事務に従事した者であつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有していると運輸大臣が認めたもの

（欠格事由）

第三條　左の各号の一に該当する者は、海事代理士となることができない。

一　未成年者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分のあつた日から二年を経過しない者

五　第二十五條第一項の規定により登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

第二章　海事代理士試験

（試験の執行）

第四條　海事代理士試験（以下「試験」という。）は、運輸大臣が、毎年一回行う。

（試験方法）

第五條　試験は、海事代理士の業務を行う能力があるかどうかを判定するため、左の事項について筆記又は口述の方法で行う。

一　一般法律常識

二　海事に関する法令についての専門的知識

三　その他海事代理士の業務を行うのに必要な実務上の知識

2　試験に関する規程の制定、試験問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徴してされなければならない。

3　前項の意見は、海事代理士になるための公正且つ均等な機会を保障するために、十分尊重されなければならない。

（合格証書）

第六條　試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

（受験手数料）

第七條　試験を受けようとする者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第三章　登録

（海事代理士名簿）

第八條　海運局長（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）は、次條から第十二條までの規定による登録をするため、運輸省令で定める様式の海事代理士名簿を備え付けておかなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により各海運局長が備え付ける海事代理士名簿により、全国海事代理士名簿を作製しなければならない。

（登録事項の変更）

第九條　海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　事務所の所在地

四　業務に使用する印章

五　第六條の証書の番号（第二條第一号に該当する者に限る。）

2　海運局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

（あらたな事務所の設置の登録）

第十條　海事代理士が二以上の事務所を設置しようとするときは、運輸省令で定める手続に従い、既に存する事務所の所在地を管轄する海運局長の許可を受けなければならない。

2　海運局長は、あらたに事務所を設置しようとする場所を管轄する海運局長の備え付ける海事代理士名簿に前條第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び同項の規定により登録を受けた印章について登録を受けなければならない。

2　海運局長は、あらたな事務所の設置により当該海事代理士が、みずから誠実且つ敏速にその業務を処理することができなくなるおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

（登録事項の変更）

第十一條　海事代理士は、登録を受けた第九條第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由があつた日から七日以内に、海運局長に変更の登録を申請しなければならない。

2　海運局長は、前項の申請があつたときは、遅滞な

く変更の登録をしなければならない。
（登録のまつ消）
第十二條 左の各号の一に該当する場合には、海運局長は、海事代理士の登録をまつ消しなければならない。
一 海事代理士が業務を廃止したとき。
二 海事代理士が死亡したとき。
三 海事代理士が第三條第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
（業務の廃止等）
第十三條 海事代理士がその業務を廃止したとき、又は死亡したときは、当該海事代理士又はその相続人は、その主たる事務所の所在地を管轄する海運局長にその旨を届け出なければならない。
（海事代理士名簿等の閲覧）
第十四條 何人でも、運輸大臣又は海運局長に対し、全国海事代理士名簿又は海事代理士名簿の閲覧を請求することができる。
（登録料）
第十五條 第九條第一項の登録を受けようとする者は、千円、第十條第一項の登録を受けようとする者は、五百円、第十一條第一項の登録を受けようとする者は、二百円の登録料を納付しなければならない。
（登録の細目）
第十六條 この法律に定めるもの外、登録の申請書の様式その他の海事代理士の登録に関する手続的事項は、運輸省令で定める。

第四章 海事代理士の業務

（海事代理士でない者の業務の制限）
第十七條 海事代理士でない者は、他人の委託により、対価を得て、業として第一條に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。
2 海事代理士でない者は、海事代理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
（誠実等の義務）
第十八條 海事代理士は、誠実且つ敏速に、みずからその事務を処理しなければならない。
（秘密を守る義務）
第十九條 海事代理士は、法律に別段の定がある場合を除く外、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を他に漏してはならない。海事代理士でなくなつた後も、また同様とする。
（業務に使用する印章）
第二十條 海事代理士は、その業務上取り扱つた事項の登録をうけた印章によらなければならない。
（帳簿）
第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。
一 取り扱つた事項の概要
二 委託者の氏名又は名称及び住所
三 委託者から受けた報酬の額
2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。
（報酬）
第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
2 前項の報酬の額は、適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならず、また、特定の者に対し、差別的な取扱をするものであつてはならない。
3 委託者、他の海事代理士その他の利害関係人は、第一項の報酬の額が前項の規定に適合しないと認めるときは、その理由を具して海運局長に申し出て、報酬の額の変更を海事代理士に命ずべきことを求めることができる。
4 海運局長は、第一項の規定により届出があつた報酬の額が第二項の規定に適合しないと認めるとき、又は前項の請求に理由があると認めるときは、報酬の額の届出をした海事代理士に、日時及び場所を通知して公開による聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二項の規定に適合することを述べる十分な機会を與えた後、その申立に理由がないと認めるときは、海事代理士に対し、理由を示して報酬の額を変更すべきことを命ずることができる。
5 前二項の規定は、海事代理士の受けようとする報酬の額が、事情の著しい変更により第二項の規定に適合しないものとなつた場合に準用する。

第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の見易いように掲示しなければならない。
第二十四條 海事代理士は、第二十二條第一項の規定により届け出た報酬の額よりも高額又は低額の報酬を受けてはならない。
（懲戒）
第二十五條 海事代理士が、この法律又はこの法律に基く処分に違反したときは、海運局長は、左に掲げる処分をすることができる。
一 戒告
二 一年以内の業務の停止
三 登録のまつ消
2 海運局長は、前項各号の処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。
3 海運局長は、前項の聴聞を行う場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに、当該海事代理士に通知しなければならない。
4 聴聞においては、当該海事代理士又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。
（報告）
第二十六條 海運局長は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、海事代理士に対し、その業務に関し報告を求めることができる。
2 前項の場合において、海運局長は、当該海事代理士に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

第五章 罰則

第二十七條 第十七條第一項の規定に違反した者又は第二十五條第一項第二号の処分に違反して業務を行つた者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
第二十八條 第十七條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。
第二十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
2 前項の罰は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
第三十條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
（経過規定）
2 この法律施行の際現に第一條に規定する行為を業としている者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十七條の規定にかかわらず、従前の名称を用いて、第一條に規定する行為を業として行うことができる。
3 旧海事代願人取締規則（明治四十一年逓信省令第五十二号）の規定による海事代願人の許可を受けた者は、この法律に基く海事代理士となる資格を有するものとする。
（運輸省設置法の改正）
4 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 海事代理士に関すること。
第四十條第一項第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 海事代理士に関すること。

別表第一

一 運輸省の機関
二 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所
三 都道府県の機関
四 市町村の機関

別表第二

一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
四 船舶職員法（明治二十九年法律第六十八号）
五 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）
六 臨時船舶管理法（昭和二十二年法律第九十三号）
七 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）
八 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）

九　前各号に掲げる法律に基く命令

十　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）

（法務総裁・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭二六、三、二四）

◉国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改正に関する法律

（退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改定）

第一條　昭和二十五年十二年三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一　昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十五号。以下「昭和二十五年法律第百三十五号」という。）附則第二項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一又は第二の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二　昭和二十三年十二月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

2　前項第一号の場合において、同号に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところによりこれを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして同法の規定を適用する。

3　前二項の規定は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一條第一項及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項において準用する共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金について準用する。（公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改正）

第二條　共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年一月分以後その年金額を、昭和二十五年法律第百三十五号附則第三項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。（費用負担）

第三條　国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。）のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

一　共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合　共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二　日本専売公社法第五十一條第二項に規定する共済組合　日本専売公社

三　日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合　日本国有鉄道

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給	仮定俸給
三、一八四円	三、八五〇円
三、二七三	四、〇〇〇
三、三六九	四、一五〇
三、四六六	四、三〇〇
三、五六五	四、四五〇
三、六六七	四、六〇〇
三、七七二	四、七五〇
三、八八〇	四、九〇〇
三、九九一	五、〇五〇
四、一〇五	五、二〇〇
四、二二三	五、三五〇
四、三四四	五、五〇〇
四、四六八	五、七〇〇
四、五九六	五、九〇〇
四、七二七	六、一〇〇
四、八六三	六、三〇〇
五、〇〇二	六、五〇〇
五、一四五	六、七〇〇
五、二九二	六、九〇〇
五、四四四	七、一〇〇
五、六〇〇	七、三〇〇
五、七六〇	七、五〇〇
五、九二五	七、八〇〇
六、〇九四	八、一〇〇
六、二六九	八、四〇〇
六、四四八	八、七〇〇
六、六三三	九、〇〇〇
六、八二三	九、三〇〇
七、〇一八	九、六〇〇
七、二一九	九、九〇〇
七、四二六	一〇、二〇〇
七、六三八	一〇、五〇〇
七、八五七	一〇、八〇〇
八、〇八二	一一、一〇〇
八、三一三	一一、四〇〇
八、五五一	一一、七〇〇
八、七九六	一二、一〇〇
九、〇四七	一二、五〇〇
九、三〇六	一二、九〇〇
九、五七三	一三、三〇〇
九、八四七	一三、七〇〇
一〇、一二九	一四、二〇〇
一〇、四一九	一四、七〇〇
一〇、七一七	一五、二〇〇
一一、〇二四	一五、七〇〇
一一、三三九	一六、二〇〇
一一、六六四	一六、七〇〇
一一、九九八	一七、二〇〇
一二、三四一	一七、七〇〇
一二、六九五	一八、三〇〇
一三、〇五八	一八、九〇〇
一三、四三二	一九、五〇〇
一三、八一六	二〇、一〇〇
一四、二一二	二〇、八〇〇
一四、六一九	二一、五〇〇
一五、〇三七	二二、二〇〇
一五、四六七	二二、九〇〇
一五、九一〇	二三、六〇〇
一六、三六五	二四、三〇〇
一六、八三四	二五、〇〇〇

備考

一　第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給が三、一八四円未満のときは、その仮定俸給又は俸給の一・二一倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、仮定俸給又は俸給が一六、八三四円をこえるときは、その仮定俸給又は俸給の一・四九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二　第一條の規定による年金額の改定の基準となる同條第一項第二号の俸給が三、一八四円以上一六、八三四円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第三十四号（昭二六、三、二四）

◉国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「四十億円」を「六十億円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭二六、三、二六）

◉国立光明寮設置法の一部を改正する法律

国立光明寮設置法（昭和二十三年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「東京都及び栃木県」を「東京都、栃木県及び兵庫県」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭二六、三、二六）

◉経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十七年四月一日以前において、」を「その組織替については、」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭二六、三、二六）

◉不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）

不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（昭和二十三年法律第三十五号）

附　則

1　この法律中附則第二項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から、施行する。

2　政府は、旧不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定により昭和二十六年三月三十一日までに発行された登録国債の償還金及び利子のうち、その支拂に必要な金額に相当する金額が昭和二十五年度までに不正保有物資等特別措置特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたもの以外のものを、旧不正保有物資等特別措置特別会計法（以下「旧特別会計法」という。）第六條第一項の規定にかかわらず、一般会計の負担とすることができる。

3　不正保有物資等特別措置特別会計において、昭和

二十五年度における歳入の收納済額から、同年度における歳出（一般会計への繰入金を除く。）の支出済額を控除して残余があるときは、当該残余額は、昭和二十五年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

4　不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十四年度の決算については、なお従前の例により、同特別会計の昭和二十五年度分の收入支出及び同年度の決算については、旧特別会計法第七條の規定を除き、なお従前の例による。

5　不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十五年度の出納の完結の際同特別会計に属する資産及び負債は、一般会計に帰属するものとする。

6　旧法は、この法律施行前臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く過剰物資等在庫活用規則（昭和二十三年総理庁令、法務庁令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第二号。以下「規則」という。）第二條から第四條までの規定により政府が譲り受けた規則第一條に定める不正保有物資の対価で、この法律施行の際までにその決済を終らなかつたものの決済及びその決済のために交付する登録国債については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

7　前項の規定によりなおその効力を有する旧法第四條第一項の規定により発行する登録国債は、一般会計の負担とする。

法律第三十八号（昭二六、三、二七）

◉厚生年金保険法特例（参法）

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

（目的）

第一條　この法律は、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による障害年金及び遺族年金であつて、昭和二十三年八月一日（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号。以下「昭和二十三年改正法律」という。）の施行の日）前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。

（障害年金の増額）

第二條　昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による障害年金及び遺族年金であつて、昭和二十三年八月一日（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号。以下「昭和二十三年改正法律」という。）の施行の日）前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。

（障害年金の増額）

第二條　昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保険法第三十七條第一項又は健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号。以下「昭和二十二年法律」という。）附則第四條若しくは附則第五條第一項の規定により昭和二十三年改正法律附則第五條第一項

（同法附則第八條において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第三十八号。以下「昭和二十四年改正法律」という。）附則第四項（同法附則第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、従前の障害年金の額の二倍に相当する額とする。

第三條　昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十二年改正法律附則第五條の規定による障害年金であつて、昭和二十三年八月一日前の標準報酬及び同日以後の標準報酬に基いてその額を算定したものの額は、同條及び昭和二十三年改正法律附則第八條において準用する同法附則第五條第一項の規定にかかわらず、労働者年金保険法施行令中改正の件（昭和十九年勅令第三百六十三号）別表第一に定める業務上の事由に因る罹疾の程度一級から三級までに該当したことによつて障害年金を受ける者（以下「旧法による第一種障害年金受給者」という。）に支給するものにあつては、平均報酬月額の五月分に相当する額とし、その他の者（以下「旧法による第二種障害年金受給者」という。）に支給するものにあつては、平均報酬月額の四月分に相当する額とする。

2　前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものとする。

一　罹疾の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間（継続して被保険者であつた期間が三月未満であるときは、その期間。以下同

じ。）の標準報酬月額を平均した額
二　廢疾となつた日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額
三　廢疾前に被保險者の資格を喪失した場合においては、資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額
3　前項の規定により平均報酬月額を定める場合において、同項各号に規定する期間が、昭和二十三年八月一日の前後にまたがるときは、同項各号に規定する額は、同日以後の期間のみによつて算定するものとする。

第四條　前條の規定により障害年金の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いて算定されるときは、その障害年金の額は、同條並びに昭和二十二年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第五條第一項の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第五條　第三條第三項の規定は、昭和二十三年改正法律附則第三條の規定により平均標準報酬月額を定める場合に準用する。

第六條　第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額が、厚生年金保險法別表第一に定める廢疾の程度二級に該当したことによつて障害年金を受ける者又は旧法による第一種障害年金受給者にあつては、三万円、同表第一に定める廢疾の程度二級に該当したことによつて障害年金を受ける者又は旧法による第二種障害年金受給者にあつては、二万四千円をこえるときは、その障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、それぞれ、三万円又は二万四千円とする。

（遺族年金の増額）

第七條　昭和二十六年二月一日において廢疾となつた被保險者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額
三　障害年金を受ける者が死亡したことによる遺族年金については、その障害年金の額の計算の基礎となつた標準報酬月額
3　第三條第三項の規定は、前項の規定により平均報酬月額を定める場合に準用する。

第八條　昭和二十六年二月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した遺族年金の額は、昭和二十二年改正法律附則第四條から附則第六條まで及び昭和二十二年改正法律附則第九條において準用する同法附則第六條（同法附則第九條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和二十三年改正法律附則第六條第一項の規定によつて算定した額の二倍に相当する額とする。

第九條　前條の規定により遺族年金の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いて算定されるときは、その遺族年金の額は、同條並びに昭和二十二年改正法律附則第五條又は附則第六條及び昭和二十三年改正法律附則第九條において準用する同法附則第六條及び昭和二十三年改正法律附則第六條の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第十條　第七條から前條までの規定によつて算定した遺族年金の額が、一万二千円をこえるときは、その遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、一万二千円とする。

第十一條　被保險者又は被保險者であつた者の子が遺族年金を受ける場合において、その子が二人以上であるときは、遺族年金の額は、第七條から前條までの規定によつて算定した額に、その子のうち一人を除いた子一人について二千四百円を增額するものとする。

（既得権の尊重）

第十二條　第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金又は遺族年金の額が従前の額より少いときは、その障害年金又は遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、従前の額とする。

（加給金）

第十三條　昭和二十三年改正法律附則第五條第二項及び第三項の規定は、第二條から第六條まで及び前條の規定によりその額を算定する障害年金に対する加給について、同法附則第七條の規定は、第七條から第十條まで及び前條の規定によりその額を算定する遺族年金に対する加給について、それぞれ、準用する。

（将来の遺族年金に対する措置）

第十四條　第七條から第十二條までの規定は、昭和二十六年二月二日以後において、昭和二十二年改正法律附則第六條の規定によつて遺族年金を受ける権利を有するに至る者に支給する遺族年金の額の算定について、前條の規定は、その遺族年金に対する加給について、それぞれ、準用する。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行し、同年二月分以降の障害年金及び遺族年金について適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号　（昭二六、三、二八）

◉登録税法の一部を改正する法律

登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第六号」を削り、同項第三号中「拂込株金額」を「資本ノ金額」に改め、同項第四号中「増資拂込株金額」を「増加資本ノ金額」に改め、同項第五号から第八号までを次のように改める。

五乃至八　削除

同條第一項第九号中「拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格　千分ノ一・五」を「株式会社ニ在リテハ資本ノ金額　千分ノ一・五　其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格　千分ノ一・五」に改め、同号但書中「拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該会社株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額）千分ノ一・五」に改め、同号但書を次のように改める。

株式会社ニ在リテハ資本ノ金額　千分ノ一・五　其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格　千分ノ一・五

同條第十号中「拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該会社株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額）千分ノ一・五」に改め、同條第十号中「増資拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該会社株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額）千分ノ一・五」に改め、同号但書を次のように改める。

株式会社ニ在リテハ資本ノ金額　千分ノ一・五　其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格　千分ノ一・五

同條第十一号中「拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該会社株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額）千分ノ一・五」に改め、同條第十一号中「増資拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該会社株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額）千分ノ一・五」に改め、同号但書を次のように改める。

株式会社ニ在リテハ資本ノ金額　千分ノ一・五　其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格　千分ノ一・五

同條第十二号中「更正」を「更正、」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第六條の改正規定及び附則第二項の規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から、第八條の改正規定中保健婦及び助産婦に関する部分は、昭和二十六年九月一日から施行し、同項第十四号ノ四中「取締役」を「代表取締役、取締役」に改め、同項第十四号ノ五、第十五号但書及び第十八号ノ四を削る。

第八條中「歯科医師」の下に「保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人」を加え、同條第一号中「医師、歯科医師　金三千円」を「医師、歯科医師　保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人　金三千円」に改める。

第十四條第五号中「設定鉱区」を「分割後ノ鉱区」に改め、同條第七号を次のように改める。

七　抵当権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

七ノ二　鉱業法第五十一條ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当権ノ変更　毎一件　金三百円

同條第十六号中「更正、」を削る。

第十五條第二号中「設定鉱区」を「分割後ノ鉱区」に改め、同條第四号を次のように改める。

四　抵当権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

四ノ二　鉱業法第五十一條ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当権ノ変更　毎一件　金三百円

同條第十二号中「更正、」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第六條の改正規定及び附則第二項の規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から、第八條の改正規定中保健婦及び助産婦に関する部分は、昭和二十六年九月一日から施行し、

第十四條及び第十五條の改正規定は、鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）施行の日から適用する。

2　改正前の登録税法第六條第一項第七号の規定は、商法の一部を改正する法律施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十号　（昭二六、三、二八）

◉相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條」を「扶養義務者（配偶者及び民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條」に改める。

第十二條第一項に次の一号を加える。

七　第三條第一項第一号に掲げる保険金の合計額のうち十万円までの金額

第十四條第二項中「骨牌税、」を削り、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を「地方税法（昭和二十五年法律第　号）」に改める。

第三十五條の次に次の一條を加える。

（更正の期間）

第三十五條の二　確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書に係る期限後申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、前條の規定による更正（課税価格又は相続税額を減額する更正を除く。）又は決定は、確定申告書、最終確定申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書又は明細書の提出があつた場合には、その日と申告書又は明細書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。但し、詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者の当該相続税についてはこの限りでない。

2　前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十六條第一項中「前條」を「第三十五條」に改める。

第四十五條第六項中「国税庁長官又は」を削る。

第五十六條第一項中「二月一日から同月末日」を「月一日から同月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條第一項第七号及び第三十五條の二の改正規定は、昭和二十六年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

2　この法律施行の際、昭和二十六年一月一日以後に相続又は遺贈に因り相続税法第三條第一項第一号に掲げる財産を取得した者が当該財産の価額を課税価格に算入した概算申告書を提出している場合において、当該申告に係る課税価格又は相続税額が同法第十二條第一項第七号の改正規定の施行に因り過大となることとなつたときは、この者は、この法律施行後四月以内に、当該概算申告書に係る同法第三十二條第一項の規定による更正の請求をすることができる。

3　昭和二十五年十二月三十一日までに相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書に係る期限後申告書又は相続税法第五十七條第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、詐偽その他不正の行為により当該相続税を免れた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、同法第三十五條の規定による課税価格又は相続税額の更正（課税価格又は相続税額を減額する更正を除く。）又は決定をすることができない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号　（昭二六、三、二八）

◉印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号から同項第五号までのうち「記載金高千円以下ノモノ　二十円」を「記載金高一万円以下ノモノ　三円　同一万円以下ノモノ　二十円」を「記載金高一万円以下ノモノ　三円　同三万円以下ノモノ　六円」に、「記載金高ナキモノ　一円二十銭」を「記載金高ナキモノ　六円」に改める。

同項第十号から同項第十二号までを次のように改める。

十　預金証書

十一　貯金証書

十二　出資証券

同項第三十三号中「預金通帳」の下に「、貯金通帳又ハ積金通帳」を加える。

同條第二項中「価額ノ単位及数量」に改める。

第五條第一号中「ヨリ」を「ノ」に改め、同條第四号ノ四から同條第五号ノ二までを削り、同條第五号ノ三を同條第五号とし、同條第五号ノ四及び第五号ノ五を削り、同條第五号ノ六を同條第五号ノ二とし、同條第六号ノ二から同條第六号ノ四中「業務ニ関スル」を削り、同條第六号ノ二ノ二から同條第六号ノ五までを削り、同條第六号ノ三を同條第六号ノ二とし、同條第六号ノ五ノ二中「ヨリ」を「ノ」に改め、同号を同條第六号ノ五とし、同條第六号ノ六ノ三を同條第六号ノ六中「業務ニ関スル」を「発スル」に改め、同條第七号中「百円」を「千円」に改め、同條第九号中「農業協同組合連合会、産業組合連合会」を「又ハ農業協同組合連合会」に、「百円」を「千円」に改め、同條第十号ノ二中「百円」を「千円」に改め、同條第十号中「十円」を「五十円」に改め、同條第十二号中「千円」を「百円」に、「其ノ出資者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ者ニ対シテ為ス事業ヲ含ム」を「其ノ出資者以外ノ者ニ対シテ為ス事業ヲ含ミ其ノ出資者ガ出資ヲ為シタル法人ニ対シテ為ス営業ヲ除ク」に改め、同條第二十五号中「百円」を「千円」に改める。

第十一條中「脱税高二十倍ノ罰金」を「三万円以下ノ罰金又ハ科料」に改め、同條但書を削り、同條に次の一項を加える。

前項ノ犯罪ニ係ル証書、帳簿ニ対スル印紙税相当額ノ十倍ガ三万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ三万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第十三條中「五百円以下ノ罰金又ハ十円以上ノ科料」を「二千円以下ノ罰金又ハ科料」に改める。

第十四條中「第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削る。

第十四條ノ二中「罰金刑」を「刑」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

3　改正前の印紙税法第五條第五号、第五号ノ二、第五号ノ四、第六号、第六号ノ二ノ二、第六号ノ二ノ三、第六号ノ三ノ二、第六号ノ四、第六号ノ五又は第九号に掲げる法人（第六号に掲げる法人にあつては産業組合に限り、第九号に掲げる法人にあつては産業組合及び産業組合連合会に限る。）が発する証書及び帳簿については、改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭二六、三、二八）

◉骨牌税法の一部を改正する法律

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「麻雀」の下に「（紙製麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク）」を加え、「百三十円」を「五十円」に改め、同條に次の一項を加える。

一組ノ骨牌ニシテ之ヲ切断スルコトニ依リ二組以上ノ骨牌ト為シ得ルモノニ在リテハ其ノ二組以上ノ骨牌ニ付課セラルベキ骨牌税額ノ合計額ヲ以テ其ノ税率トス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノニ　骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ骨牌ヲ製造所ヨリ引取ルモ更ニ骨牌税ヲ課セズ但シ第二項ニ依リ骨牌税ニ相当スル金額ノ還付ガ為サレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ当該骨牌ノ引取人ガ命令ノ定ムル手続ニ依リ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ当該骨牌ニ課セラレタル骨牌税ニ相当スル金額ヲ還付ス但シ貼用印紙ガ脱落シ若ハ毀損シ若ハ納税済証印ノ印影ガ汚損シ若ハ第六條ノ装置ヲ為サザル骨牌若ハ同條ノ装置ガ破毀セラレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ当該骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス

第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二第一項中「骨牌税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項から第四項までを次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ヲ為スコトヲ得

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付之ヲ準用ス

第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ三第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス

第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二第一項中「骨牌税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項から第四項までを次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付之ヲ準用ス

第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ三第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條　第十五條乃至第十六條及第二十一條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。但し、この法律施行前に骨牌税を課せられた骨牌を製造所にもどし入れし、又は移入した場合における当該骨牌については、改正後の骨牌税法第十一條ノ二の規定を適用し、改正前の骨牌税法第十五條第三項、第十五條ノ二第四項及び第十五條ノ三第二項の規定により現金をもつて骨牌税を納付した骨牌については、改正後の骨牌税法第十三條第三項、第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項の規定を適用する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭二六、三、二八）

◉通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及汽船」を「、汽船（以下汽車等ト称ス）及航空機」に改める。

第三條　左ノ者ニハ通行税ヲ課セズ但シ第一号又ハ第二号ニ掲グル者ノ支拂ヲ寝台料金ニ対スル通行税並第三号又ハ第四号ニ掲グル者（汽車等ノ三等ノ乗客及汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク）ノ支拂ヲ本法施行地内ニ在ル停車船場（飛行場ヲ含ム以下同ジ）間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金及第三号又ハ第四号ニ掲グル者ガ汽車等ノ三等ノ乗客又ハ汽船ノ二等ノ乗客トシテ支拂フ本法施行地内ニ在ル停車船場間ノ寝台料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラズ

一　第九條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

附則第一項の次に次の一項を加える。

本法ハ本州、北海道、四国、九州及其ノ附属ノ島（命令ノ定ムル地域ヲ除ク）ニ之ヲ施行ス

附則第三項中「汽車、電車、乗合自動車及汽船」を「汽車等」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の通行税法第一條、第三條、第八條、第九條、第十條及び第十二條の規定中航空機の乗客、航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機搭乗券を販売する者に関する部分は、この法律施行の日から起算して六月をこえない期間内において政令で定める日から適用する。

3　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。

4　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

ついては、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十四号（昭二六、三、二八）

◉企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号ヵ中「第二百九十一條第三項」を「第二百九十一條第四項」に改める。

第六條第一項第三号中「資本金額」を「会社が発行する株式の総数」に改め、同項第六号中「その会社の商号、目的、資本金額並びに本店及び支店の所在地」を「その会社について商法第百六十六條第一項第一号乃至第八号に掲げる事項」に改め、同項第七号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その会社の商号、目的、資本金額、本店及び支店の所在地」を「その会社について商法第百六十六條第一項第一号乃至第八号に掲げる事項」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　会社が発行する株式の総数の増加及び新株の引受権に関する事項並びに第二十九條の三第一項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に関する事項又は第二十九條の四の規定による新株の引受権の譲渡に関する事項

第二十四條中「特別経理株式会社」の下に「（第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終り、特別経理株式会社でなくなつた者を含む。以下第二十五條、第二十六條、第二十九條の三第一項、第四十三條及び第五十三條において同じ。）」を加える。

第二十九條の二第二項中「商法第二百八條第一項及び第二百九條第三項」を「商法第二百八條第一項、第二百九條第三項及び第二百十條第四項」に改める。

第二十九條の三第一項を次のように改める。

特別損失の額について株主又は会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者の負担額の計算をする特別経理株式会社の新株の発行に当り額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を発行する場合においては、決定整備計画の定めるところにより新株の引受権を有する当該特別経理株式会社の株主又は債権者で新株の引受人とならないものは、当該特別経理株式会社に対して、その発行価額が額面株式の一株の金額をこえる金額から株式の発行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計画に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができる。但し、第二十九條の四の規定により、その新株の引受権を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

同條第三項中「商法第二百八十八條第二項」を「商法第二百八十八條ノ二」に改め、同條第四項を削る。

第二十九條の四を次のように改める。

第二十九條の四　前條第一項の会社の新株の発行に当つては、決定整備計画の定めるところにより新株の引受権を有する株主又は会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者は、その新株の引受権を他に譲渡することができる。

第二十九條の五第一項中「第二会社の設立又は資本増加の登記」を「第二会社の設立の登記又は新株発行による変更の登記」に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二　第六條第一項第二十号の規定により決定整備計画の定めるところにより行われる特別経理株式会社の会社が発行する株式の総数の増加については、商法第三百四十七條第一項の規定は、これを適用しない。

第三十一條中「資本の増加」を「発行済株式の総数と同数以上の新株の発行」に、「、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條」を「及び第二百八十條ノ八」に改める。

第三十四條第四項中「商法第二百二條第二項に規定する金額」を「二十円」に、「同法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せなければ」を「二十円以上にしなければ」に改め、同條第六項中「商法第二百二條第二項に規定する金額」を「二十円」に、「同法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せられない間」を「二十円以上にせられない間」に改める。

第三十四條の五第二項中「商法第二百八十八條第一項」を「商法第二百八十八條」に、「同項」を「同條」に改める。

第三十四條の九第三項中「第九條第四項」を「第九條第五項」に、「地方税法による事業税に係るこれに相当する條例」を「地方税法第七百四十四條第十三項」に改める。

第三十五條の五中「商法第三百四十二條第一項」を「商法第三百七十五條第一項」に改める。

第四十一條第一項中「決定整備計画の全部の実行を終つたときには、」を「決定整備計画の全部（第六條第一項第七号中第二会社の株式の処分に関する事項及び同項第十五号に掲げる事項並びに過度経済力集中排除法第三條の規定により指定された会社以外の会社で決定整備計画の定めるところにより解散したものについて特別管理人の全部の同意があつた場合における第六條第一項第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）の実行を終つたときには、」に改める。

第四十二條第一項中「実行を終つた日」を「決定整備計画の実行を終つた日」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二　第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた会社は、第六條第一項第七号中第二会社の株式の処分に関する事項及び同項第十五号に掲げる事項については、その特別経理株式会社でなくなつた後においても、第二会社の株式の処分方法の変更で命令で定めるものを除き、決定整備計画の定めるところに従い、これを実行しなければならない。

第四十三條中「取得」を「所有」に改め、「又は当該株式の議決権の行使を命令の定める者に委任すること」の下に「若しくは当該株式の議決権の行使につき主務大臣の承認を受くべきこと」を加える。

第四十五條第一項中「第四十三條の規定による命令」を削る。

第四十七條の二第一項及び第三項中「決定整備計画の全部の実行を終る日」を「第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終る日」に改める。

第四十九條第三項を次のように改める。

前項の規定により当該官吏が臨検検査をするときは、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第二項の臨検検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五十四條の二第二項中「第四十一條、」の下に「第四十二條の二、」を加える。

第五十六條第四号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十二條の二（第五十四條の二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

附　則

1　この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

2　この法律施行前に整備計画の認可を受けた特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項の実行については、第六條、第二十九條の三及び第二十九條の四の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、決定整備計画に定める事項を改正後のこれらの規定に従つたものとするため、当該特別経理株式会社の特別管理人が企業再建整備法第二十條第一項の規定により決定整備計画の変更の認可を申請することを妨げない。

3　前項の特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項のうち第二会社の設立、合併及び資本の増加については、商法の一部を改正する法律施行後も、なお同法による改正前の商法の規定を適用する。但し、商法の一部を改正する法律施行後にする当該第二会社の設立の登記、合併による変更又は設立の登記及び資本増加の登記については、商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第　号）第五條但書、第三十九條第一項但書及び第四十四條第一項但書の規定の適用があるものとする。

4　前項に規定する合併の場合において、合併の相手方である株式会社が商法の一部を改正する法律施行後に合併契約書承認の決議をするときは、当該会社については、同項の規定にかかわらず、同法による改正後の商法第四百八條ノ二の規定を適用する。

5　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「増加若しくは」を削る。

（法務総裁・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭二六、三、二九）

◉社会福祉事業法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　社会福祉審議会（第六條―第十二條）
第三章　福祉に関する事務所（第十三條―第十六條）
第四章　社会福祉主事（第十七條・第十八條）
第五章　指導監督及び訓練（第十九條―第二十一條）
第六章　社会福祉法人
第一節　通則（第二十二條―第二十八條）
第二節　設立（第二十九條―第三十三條）
第三節　管理（第三十四條―第四十三條）
第四節　解散及び合併（第四十四條―第五十三條）
第五節　助成及び監督（第五十四條―第五十六條）
第七章　社会福祉事業（第五十七條―第七十條）
第八章　共同募金及び社会福祉協議会（第七十一條―第八十三條）
第九章　雑則（第八十四條―第八十九條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）その他の社会福祉を目的とする法律と相まつて、社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2　左の各号に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一　生活保護法にいう養老施設、救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二　児童福祉法にいう乳児院、母子寮、養護施設、虚弱児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は教護院を経営する事業

三　身体障害者福祉法にいう身体障害者更生指導施設、中途失明者更生施設又は身体障害者収容授産施設を経営する事業

四　公益質屋又は授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3　左の各号に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一　生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を與え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二　児童福祉法にいう助産施設、保育所又は児童厚生施設を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三　無料又は低額な料金で身体障害者福祉法にいう養い、要具製作施設、点字図書館又は点字出版施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

四　生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

五　生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

六　前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4　この法律における「社会福祉事業」には、左の各号

に掲げる事業は、含まれないものとする。

一　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）にいう更生保護事業

二　実施期間が六月（前項第六号に掲げる事業にあつては、三月）をこえない事業

三　社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四　第二項各号及び前項第一号から第五号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、収容保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人に満たないもの

五　第三項第六号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五十万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（社会福祉事業の趣旨）

第三條　社会福祉事業は、援護、育成又は更生の措置を要する者に対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助することを趣旨として経営されなければならない。

（社会福祉事業の経営主体）

第四條　社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

（事業経営の準則）

第五條　国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、左の各号に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確ならしめなければならない。

一　国及び地方公共団体は、法律により帰せられたその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二　国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三　社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、社会福祉審議会に、委員の総数の三分の一以内の臨時委員を置くことができる。

（委員）

第八條　社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、左の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一　社会福祉事業に従事する者

二　社会福祉事業に関して学識経験がある者

三　関係行政庁の職員

2　関係行政庁の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の三分の一をこえてはならない。

3　社会福祉事業に従事する者又は社会福祉事業に関して学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、一年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第九條　社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十條　社会福祉審議会に、生活保護法の施行に関する事項を調査審議するため、生活保護専門分科会を置く。

2　社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な専門分科会を置くことができる。

3　専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員

長が指名する。

4　第八條第一項の規定は、専門分科会に属すべき委員に準用する。

（議務）

第十一條　社会福祉審議会の議務は、厚生省社会局において処理する。

（運営）

第十二條　この法律で定めるものの外、議事の手続その他社会福祉審議会の運営に関し必要な事項は、社会福祉審議会が定める。

第三章　福祉に関する事務所

（設置）

第十三條　都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2　前項の福祉地区の数は、別表の通りとする。

3　第一項の市以外の市は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置しなければならない。

4　町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

5　町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該組合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

6　福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるところとする。

7　町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8　町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（組織）

第十四條　福祉に関する事務所には、長及び少くとも左の所員を置かなければならない。但し、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、みずから現業事務の指導監督を行うときは、第二号の所員を置くことを要しない。

一　指導監督を行う所員

二　現業を行う所員

三　事務を行う所員

2　所の長は、都道府県知事又は市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

3　指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4　現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5　事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の事務をつかさどる。

6　第一項第二号及び第三号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（所員の定数）

第十五條　所員の定数は、条例で定める。但し、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ左の各号に掲げる数以上でなければならない。

一　都道府県の設置する事務所については、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百五十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二　市の設置する事務所については、被保護世帯の数が三百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が六十を増すごとに、これに一を加えた数

三　町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

（服務）

第十六條　所の長並びに第十四條第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同條第二項から第四項までに規定する職務にのみ従事しなければならない。但し、同條第二項但書の場合において、所の長が現業事務の指導監督を行い、又は町村の設置する福祉に関する事務所において、現業を行う所員の職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、当該町村における他の社会福祉に関する事務を行うことを妨げない。

第四章　社会福祉主事

（設置）

第十七條　都道府県及び市に、社会福祉主事を置く。

2　町村に、社会福祉主事を置くことができる。

3　前二項の社会福祉主事は、この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に関する都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助することを職務とする。

（資格）

第十八條　社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員として、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に該当するもののうちから任用しなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基く高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二　厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三　厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

第五章　指導監督及び訓練

（指導監督）

第十九條　都道府県知事及び地方自治法第百五十五條第二項の市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に関しそれぞれその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、これを実施しなければならない。

（訓練）

第二十條　この法律、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に対し、地方自治法第百五十五條第二項の市の長はその所部の職員に対し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

（指導監督又は訓練の実施にあたる職員）

第二十一條　前二條の指導監督又は訓練の実施にあたる職員は、三年以上国又は地方公共団体において社会福祉に関する事務に従事した経験を有する社会福祉主事でなければならない。

第六章　社会福祉法人

第一節　通則

（定義）

第二十二條　この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（名称）

第二十三條　社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（要件）

第二十四條　社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

（収益事業）

第二十五條　社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2　前項の収益事業に関する会計は、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第二十六條　社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第二十七條　社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（準用規定）

第二十八條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三條（法人の権利能力）及び第四十四條（不法行為能力）の規定は、社会福祉法人に準用する。

第二節　設立

（申請）

第二十九條　社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少くとも左の各号に掲げる事項を定め、厚生省令で定める手続に従い、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

一　目的
二　資産の総額
三　名称
四　社会福祉事業の種類
五　事務所の所在地
六　役員に関する事項
七　会議に関する事項
八　資産の管理及び会計に関する事項
九　評議員会を置く場合には、これに関する事項
十　収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類
十一　解散に関する事項
十二　定款の変更に関する事項
十三　公告の方法

2　設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3　第一項第十一号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十條　厚生大臣は、前條第一項の規定の認可の申請があつたときは、当該申請にかかる社会福祉法人の資産が第二十四條の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

（定款の補充）

第三十一條　社会福祉法人を設立しようとする者が、第二十九條第二項第三号から第十三号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、厚生大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

（成立の時期）

第三十二條　社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（準用規定）

第三十三條　民法第四十一條（贈與、遺贈の規定の準用）、第四十二條（寄附財産の帰属）及び第五十一條第一項（財産目録）（法人設立の時に関する部分に限る。）の規定は、社会福祉法人の設立に準用する。この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可ノアリタル時」とあるのは、「社会福祉法人成立ノ時」と読み替えるものとする。

第三節　管理

（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第三十四條　社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2　役員の任期は、二年をこえることはできない。但し、再任を妨げない。

3　役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一をこえて含まれることになつてはならない。

4　左の各号の一に該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

一　生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者
二　第五十四條第二項の規定による厚生大臣の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

（役員の欠員補充）

第三十五條　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（理事の代表権）

第三十六條　理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。但し、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第三十七條　社会福祉法人の業務は、定款に別段の定がないときは、理事の過半数をもつて決する。

（監事の職務）

第三十八條　監事は、左の各号に掲げる職務を行う。

一　理事の業務執行の状況を監査すること。
二　社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
三　理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、厚生大臣）に報告すること。
四　前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
五　理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第三十九條　監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

（評議員会）

第四十條　社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

2　評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて組織する。

3　社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとすることができる。

（定款の変更）

第四十一條　定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第三十條の規定は、前項の認可に準用する。

（会計）

第四十二條　社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

2　社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常に、これを各事務所に備えて置かなければならない。

3　理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

（準用規定）

第四十三條　民法第五十五條から第五十七條まで（代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項（裁判所の管轄）の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五條中「定款、寄附行為又ハ総会ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「厚生大臣ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四節　解散及び合併

（解散事由）

第四十四條　社会福祉法人は、左の事由によつて解散する。

一　理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
二　定款に定めた解散事由の発生
三　目的たる事業の成功の不能
四　合併
五　破産
六　厚生大臣の解散命令

2　前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、厚生大臣の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3　清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（残余財産の帰属）

第四十五條　解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除く外、厚生大臣に対する清算結了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2　前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（合併）

第四十六條　社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

（合併手続）

第四十七條　社会福祉法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

2　合併は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第三十條の規定は、前項の認可に準用する。

第四十八條　社会福祉法人は、前條第二項に規定する厚生大臣の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第四十九條　債権者が、前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十條　合併により社会福祉法人を設立する場合においては、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第五十一條　合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第五十二條　社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

（準用規定）

第五十三條　民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八條から第八十二條まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十條、第百三十六條から第百三十七條まで及び第百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

第五節　助成及び監督

（一般的監督）

第五十四條　厚生大臣は、法令、法令に基いてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2　厚生大臣は、社会福祉法人が、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、解散を命ずることができる。但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

3　厚生大臣は、前項の規定により社会福祉法人の解散を命ずる場合には、当該社会福祉法人に、厚生大臣の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5　弁明を聴取した者は、聴取書及び処分の決定についての意見を附した報告書を作り、これを厚生大臣に提出しなければならない。

（収益事業の停止）

第五十五條　厚生大臣は、第二十五條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う社会福祉法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止

を命ずることができる。

一　当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二　当該社会福祉法人が当該事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業以外の目的に使用すること。

三　当該事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

（助成及び監督）

第五十六條　国又は地方公共団体は、社会福祉法人の経営する社会福祉事業施設が災害によつて破損した場合において、緊急にこれを復旧する必要があると認めるときは、省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも当該社会福祉法人に有利な條件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第八條第一項（地方公共団体の財産の処分の制限）の規定の適用を妨げない。

2　前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

一　事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二　助成の目的に照して、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算につき必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三　社会福祉法人の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3　国又は地方公共団体は、社会福祉法人に対する助成に関する措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4　第五十四條第三項から第五項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定による返還を命ずる場合に準用する。

第七章　社会福祉事業

（施設の設置）

第五十七條　市町村（特別区を含む。この章において以下同じ。）又は社会福祉法人は、施設を設置して、第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一　施設の名称及び種類

二　設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三　條例、定款その他の基本約款

四　建物その他の設備の規模及び構造

五　事業開始の予定年月日

六　施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七　要援護者等に対する処遇の方法

2　国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする他の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3　前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項の外、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法

二　施設の管理者の資産状況

三　建物その他の設備の使用の権限

四　経理の方針

五　事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置

4　都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十條の規定により厚生大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査する外、左の各号に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一　当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。

二　当該事業の経営者が社会的信望を有すること。

三　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。

四　当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五　脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと。

5　都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を與えなければならない。

6　都道府県知事は、前項の許可を與えるに当つて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める條件を附することができる。

（変更）

第五十八條　前條第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2　前條第二項の規定による許可を受けた者は、同條第一項第四号、第五号及び第七号並びに同條第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

3　前條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。

（廃止）

第五十九條　第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を経営する者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（施設の最低基準）

第六十條　厚生大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに被援護者等に対する処遇の方法について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

2　社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

（管理者）

第六十一條　社会福祉施設には、專任の管理者を置かなければならない。

（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）

第六十二條　市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に左の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一　経営者の名称及び主たる事務所の所在地

二　事業の種類及び内容

三　條例、定款その他の基本約款

2　国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、第二種社会福祉事業を開始しようとするときは、その事業の開始前に、その事業を経営しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3　前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第五十七條第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第五十七條第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。

5　第五十七條第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（変更及び廃止）

第六十三條　前條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（第二種社会福祉事業）

第六十四條　国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十二條第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3　前條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（第二種社会福祉事業）

第六十四條　国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十二條第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

らない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（調査）

第六十五條　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他の事業経営の状況を調査させることができる。

（改善命令）

第六十六條　都道府県知事は、第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同條第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十條の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、同條の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（許可の取消等）

第六十七條　都道府県知事は、第五十七條第一項、第六十二條第一項若しくは第六十四條第一項の届出をし、又は第五十七條第二項若しくは第六十二條第二項の許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第五十七條第六項（第五十八條第三項及び第六十二條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十九條第二項の規定による條件に違反し、第五十八條第一項若しくは第二項、第六十三條若しくは第六十四條第二項の規定に違反し、第六十五條の規定による報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同條の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前條の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは被援護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第五十七條第二項若しくは第六十二條第二項の許可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、第五十七條第一項若しくは第二項、第六十二條第一項又は第六十四條第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは被援護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（聽聞）

第六十八條　第五十四條第三項から第五項までの規定は、都道府県知事が前條の規定による命令を制限し、その停止を命じ、又は許可の取消をする場合に準用する。

（寄附金の募集）

第六十九條　社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、厚生省令で定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣）に対し、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

3　第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、厚生省令で定める手続に従い、募集の期間経過後遅滞なく、寄附金の募集の結果を報告しなければならない。

（適用除外）

第七十條　第五十七條から第六十八條までの規定は、他の法律によつて、その設置につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届け出を要するものとされている施設については、適用しない。

第八章　共同募金及び社会福祉協議会

（共同募金）

第七十一條　この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位としてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生緊急保護法による更生保護事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）の過半数にその寄附金を配分することを目的とするものをいう。

（共同募金会）

第七十二條　共同募金を行う事業は、第二條の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

2　共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3　共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4　共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

（共同募金会の認可）

第七十三條　厚生大臣は、共同募金会の設立の認可に当つては、第三十條に規定する事項の外、左の各号に掲げる事項をも審査しなければならない。

一　当該共同募金の区域内に社会福祉協議会が存すること。

二　特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。

三　当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないこと。

四　役員又は評議員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（社会福祉協議会）

第七十四條　前條第一号の社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、都道府県の区域を単位とし、左の各号に掲げる事業を行うことを目的とする団体であつて、その区域内において社会福祉事業又は厚生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならない。

一　社会福祉を目的とする事業に関する調査

二　社会福祉を目的とする事業の綜合的企画

三　社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成

四　社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

2　関係行政庁の職員は、協議会の役員となることができる。但し、役員の総数の五分の一をこえてはならない。

3　協議会は、社会福祉事業若しくは更正保護事業を経営する者又は社会福祉事業に奉仕する者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（共同募金の期間）

第七十五條　共同募金会は、毎年一回、厚生大臣が定める期間内に限つて共同募金を行うことができる。

（計画の公告及び届出）

第七十六條　共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、協議会の意見をきき、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

（共同募金の性格）

第七十七條　共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

（共同募金の配分）

第七十八條　共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。

2　国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

（結果の公告及び届出）

第七十九條　共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

（共同募金会に対する解散命令）

第八十條　厚生大臣は、共同募金会については、第五十四條第二項の事由が生じた場合の外、第七十三條各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

（受配者の寄附金募集の禁止）

第八十一條　共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

（適用除外）

第八十二條　第六十九條の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

（連合会）

第八十三條　共同募金会又は協議会は、それぞれ、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会又は社会福祉協議会連合会を設立することができる。

第九章　雑則

（罰則）

第八十四條　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五十五條に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者

二　第五十七條第二項又は第六十二條第二項の規定に違反した者

三　第六十七條第一項若しくは第二項に規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は同條第一項の規定により許可を取り消されたにかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者

四　第六十九條第一項の規定による許可を受けないで、又は同條第二項の許可條件に違反して寄附金を募集した者

五　第六十九條第二項の規定による條件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第八十五條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六十九條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第七十六條又は第七十九條の規定による公告及び届出を怠つた者

第八十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又はその人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これらに準ずべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

第八十七條　左の各号の一に該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第三十三條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは、不実の記載をしたとき。

三　第四十二條第二項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第四十八條又は第四十九條第二項の規定に違反したとき。

五　第五十三條において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告を怠つたとき。

六　第五十三條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告をしたとき。

第八十八條　第二十三條又は第七十二條第四項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

（実施命令）

して社会福祉事業に関する事務に従事した経験を有する者

二　昭和二十年五月十五日以降において、三年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護又は更生保護に関する事務に従事した経験を有する者

6　社会福祉主事の設置に関する法律第二條第一項第一号又は第二号の規定によつてした厚生大臣の指定は、第十八條第一号又は第二号の規定によつてした指定とみなす。

（福祉に関する事務所に関する経過規定）

7　都道府県は、当分の間、第十三條第一項の規定にかかわらず、地方自治法第百五十五條第一項の規定による支庁又は地方事務所に、第十三條第六項に定める事務を行う組織を置くことができる。

8　第十四條から第十六條までの規定は、前項の組織に準用する。

9　第十三條第一項及び第三項から第五項までの事務所の長は、当分の間、第十六條の規定にかかわらず、当該都道府県又は市町村の社会福祉に関する事務をつかさどる他の職を兼ねることができる。

10　町村は、昭和二十六年度に限り、第十三條第七項の規定にかかわらず、同年十月一日に福祉に関する事務所を設置することができる。この場合においては、その町村は、同年四月三十日までに、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（社会福祉法人への組織変更）

11　この法律の施行の際、現に民法第三十四條の規定により設立した法人で、社会福祉事業を経営しているもの（以下「公益法人」という。）は、昭和二十七年五月三十一日までに、その組織を変更して社会福祉法人となることができる。

12　前項の規定により、公益法人がその組織を変更して社会福祉法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、財団たる公益法人は、寄附行為の変更に関する規定がないときでも、厚生大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。

13　前項の組織変更は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

14　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

（社会事業を行う者の経過規定）

15　この法律の施行の際、現に社会事業法の定めるところにより、届出をして社会事業を経営している者は、昭和二十七年五月三十一日までは、その事業又は施設につき、この法律により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（寄附金の募集の経過規程）

16　この法律の施行前に社会事業法第五條の規定によつて都道府県知事又は厚生大臣がした寄附金募集の許可及びそれに附した條件は、第六十九條の規定によつてした許可及びそれに附した條件とみなす。

（共同募金の経過規定）

17　この法律の施行の際、現にその名称中に「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いている者は、昭和二十七年五月三十一日までは、第七十二條第四項の規定にかかわらず、その文字を用いることができる。

18　この法律の施行の際、現に共同募金の事業を行つている者は、昭和二十七年五月三十一日までは、第七十二條第三項の規定にかかわらず、その事業を行うことができる。

（社会事業法の罰則の適用に関する経過規定）

19　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公益質屋法の一部改正）

20　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第十七條及び第十九條中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

（登録税法の一部改正）

21　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「労働組合、」の下に「社会福祉法人、」を、「労働組合法、」の下に「社会福祉事業法、」を加える。

第十九條第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四ノ三　社会福祉事業法ニヨル社会福祉法人ガ社会福祉事業ノ用ニ供スル土地及建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（地方税法の一部改正）

22　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八條中「又は社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第二條の規定による事業開始の届出をした社会事業（以下「社会事業」という。）」を「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）」に改める。

第三百四十八條第二項第九号中「社会事業」を「社会福祉事業」に改める。

（所得税法の一部改正）

23　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第九号中「宗教法人」を「社会福祉法人、宗教法人」に改める。

（法人税法の一部改正）

24　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「宗教法人」を「社会福祉法人、宗教法人」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

25　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の表中、中央社会事業審議会の項を次のように改める。

社会福祉審議会	厚生大臣の諮問に応じて、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議すること。

（旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部改正）

26　旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「社会事業施設」を「社会福祉事業施設」に改め、同條第四項を次のように改める。

4　第一項の社会福祉事業施設とは、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二條に規定する社会福祉事業の用に供する施設及び保護を要する引揚者又は戦災者の寮をいう。

別表

区分	福祉地区の数
区の存する区域	おおむね人口十万ごとに一
その他の区域	地方事務所又は支庁の管轄する区域	地方事務所又は支庁ごとに一
	その他の区域	おおむね人口十万ごとに一
道府県域（むつ）庁の管轄する区域	地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。）ごとに一	地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。）ごとに一
	その他の区域	おおむね人口十万ごとに一
都	地方自治法第百五十五條第二項の市	おおむね人口十万ごとに一
	その他の区域	おおむね人口十万ごとに一

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生大臣署名）

法律第四十六号（昭二六、三、二九）

◉労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條　百人以上の労働者を使用する個個の事業であつて十二月三十一日において保険関係の成立後三年を経過したものについての保険金と保険料との割合（当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険金と保険料との割合）が、百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるときは、主務大臣は、同種の事業について定められた保険料率を、百分の三十の範囲内に

おいて命令で定める率だけ引き上げ、又は引き下げた率を当該事業についての次の保険年度（次條の保険年度をいう。）の保険料率とすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月三十一日から適用する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭二六、三、二九）

◉犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「委員三人」を「委員三人（関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員五人）」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭二六、三、二九）

◉教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「三分」を「一分」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭二六、三、二九）

◉昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律

（この法律の目的）

第一條　この法律は、義務教育の無償の理想のより広範囲な実現への試みとして、地方公共団体に対して、昭和二十六年度に公立学校に入学する児童の教科用図書の給與を奨励することを目的とする。

（教科用図書の給與に対する国の補助）

第二條　国は、前條の目的に資するため、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）が、昭和二十六年度にその設置する小学校の第一学年に入学する児童（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四條第一項の規定により当該市町村が国、都道府県又は学校法人に教育を委託した児童を含み、学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。）に対して、その第一学年の課程において、使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書を給與する場合には、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2　国は、前條の目的に資するため、都道府県が、昭和二十六年度にその設置する盲学校及びろう学校の小学部の第一学年に入学する児童（学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。）に対して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語、算数その他の教科用図書を給與する場合には、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

3　前二項の規定による国の補助金の交付の手続については、政令で定める。

（都の特例）

第三條　前條第一項の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に関しては、都は、市町村とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第五十号（昭二六、三、二九）

◉農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二及び第十三條の三中「昭和二十四年度及び昭和二十五年度において」を「昭和二十四年度から昭和二十六年度までにおいて」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭二六、三、二九）

◉公認会計士法の一部を改正する法律（参法）

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号及び第四号中「二年」を「三年」に改め、同條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同條第五号中「処分を受けた者」を「処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者」に改め、同條第七号中「昭和八年法律第五十三号」を「昭和二十四年法律第二百五号」に改め、「受けた者」の下に「。但し、これらの法律により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。」を加える。

第十條中「その他の実務」の下に「（税に関する実務を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一條を次のように改める。

（第三次試験受験の要件）

第十一條　第三次試験は、会計士補となつて、第十二條の規定による実務補習を受けた期間が一年をこえ、且つ、会計士補となる資格を取得した後における左の各号に掲げる期間（同條の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く。）が通算して二年をこえる者に限り、これを受けることができる。

一　第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間

二　財務に関する監査、分析その他の実務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間

第十二條第一項中「会計士補」の下に「又は会計士補となる資格を有する者」を加える。

第二十四條第二項中「地方公共団体の吏員」を「地方公務員」に改める。

第三十二條第五項に次の但書を加える。

但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合においては、前項の規定による聴聞を行わないで、これをすることができる。

第三十七條第十号を同條第十一号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第九号の次に次の一号を加える。

十　必要と認める場合に、外国公認会計士の組織する団体に対して、その行う事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

第四十六條の六第二項中「第三部六人以内」を「第四部十四人以内」に、「第四部十二人以内」を「第四部十四人以内」に改める。

第四十七條中「公認会計士」の下に「又は外国公認会計士」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（公認会計士でない者の業務の制限）

第四十七條の二　公認会計士でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求に応じ報酬を得て第二條第一項に規定する業務を営んではならない。

第五十條中「第四十七條の規定に違反した者」の下に「又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四條各号の一に該当するものを含む。）で第四十七條の二の規定に違反したもの」を加え、「一万円以下」を「三万円以下」に改める。

第五十一條に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第五十二條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五千円以下」を「三万円以下」に改める。

第五十三條中「一万円以下」を「三万円以下」に改め、同條に次の一項を加える。

2　第五十四條第二号又は第三号に該当する者については、前項の規定を適用しない。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の過料に処する。

一　公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者（第四條各号の一に該当する者を除く。以下第二号において同じ。）で第四十七條の二の規定に違反したもの

二　公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八條の規定に違反したもの

三　会計士補となる資格を有する者（第四條各号の一に該当する者を除く。）で第四十八條第二項の規定に違反したもの

第五十五條中「千円以下」を「二万円以下」を「五年以内」に改める。

第五十七條第一項中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第六十三條第三項中「並びに第四十九條」を「、第四十七條、第四十八條第一項並びに第四十九條」に改め、「この場合において、」の下に『これらの規定中「公認会計士」とあるのは、「計理士」と、』を加える。

同條第四項中「二年以下」を「二年以下」に、「五千円以下」を「三万円以下」に改め、同條第五項の次に次の三項を加える。

6　第三項において準用する第四十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

8　第三項において準用する第四十七條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

同條第六項中「二万円以下」を「三万円以下」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項中「千円以下」を「二万円以下」に改め、同項を同條第十項とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　公認会計士法第四條第二号及び第四号の改正規定は、この法律施行の際公認会計士又は会計士補である者が現に有する地位に影響を及ぼさない。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十二号　（昭二六、三、二九）

◉電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

別表二　電話に関する料金、第一類　加入電話に関する料金、第六　装置料中「千五百円」を「四千円」に、「七百円」を「千五百円」に、「四百円」を「五百円」に改める。

同表、同類、第九　臨時電話に関する料金、一　装置料中「千二百円」を「三千二百円」に改める。

同表、第四類　専用電話に関する料金、第一　市内専用電話料、四　移転料中「四百二十円」を「千五百円」に、「六百円」を「四千円」に、「百八十円」を「二千五百円」に、「二百四十円」を「五百円」に改める。

同表、同類、第二　市外専用電話料、一　市外線専用料中「日本放送協会」を「放送事業者」に、同三　端末設備料及び四　端末維持料中「新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用」を「時間専用」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（電気通信大臣・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第五十三号　（昭二六、三、三〇）

◉裁判所職員定員法

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。

第一條　下級裁判所の裁判官の員数は、左の表に掲げる通りとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	一、一〇〇人
判事補	四七二人
簡易裁判所判事	七二八人

第二條　裁判官以外の裁判所の職員の員数は、左の表に掲げる通りとする。

区分	員数
司法研修所教官	一一人
裁判所書記官研修所教官	八人
裁判所調査官	二四人
裁判所事務官	三、五九二人
裁判所書記官	二、三六一人
裁判所書記官補	二、一二六人
家事調査官	四九人
家事調査官補	一一人
少年調査官	三四八人
少年調査官補	四〇三人
裁判所技官	一〇〇人

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　裁判所書記官補は、当分の間、第二條に定める員数をこえて任命することができる。この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数をこえてはならない。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第五十四号　（昭二六、三、三〇）

◉在外公館等借入金の返済の準備に関する法律

（在外公館等借入金の返済に関する法律案の提出その他の措置）

第一條　政府は、在外公館等借入金（在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいう。以下「借入金」という。）の返済を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金の返済に関し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金の返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

（返済の方法の基準）

第二條　前條の法律案において、借入金の返済の方法

は、国民負担の衡平の見地から、公正且つ妥当な基準に基いて定められなければならない。

（在外公館等借入金評価審議会）

第三條　大蔵省に在外公館等借入金評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、第一條の法律案の準備に資するため必要な、借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議する。

第四條　審議会は、大蔵事務次官及び委員八人以内で組織する。

2　大蔵事務次官は、審議会の会長として会務を総理する。

3　委員は、外務省及び大蔵省の職員並びに学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。この場合において、外務省及び大蔵省の職員のうちから任命する委員の数は、三人以内としなければならない。

4　委員は、非常勤とする。

第五條　前二條に定めるもの外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

二十四　在外公館等借入金の返済の準備に関すること。

第十三條第一項の表中

資産再評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

を

資産再評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。
在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済に関する法律案の準備に資するため必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

に改める。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭二六、三、三〇）

◉精神衛生法の一部を改正する法律（参法）

精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　精神衛生審議会において、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十五條の次に次の一條を加える。

（検察官の通報）

第二十五條　検察官は、精神障害のある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は精神障害のある被告人について裁判（懲役、禁こ又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く。）が確定したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第四十九條第二項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭二六、三、三〇）

◉外国為替資金特別会計法

（設置）

第一條　政府の行う外国為替等（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項に規定する対外支拂手段及び外貨債権並びに対外支拂の決済上必要な金銀地金をいう。以下同じ。）の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

（管理及び運営）

第二條　この会計は、外国為替管理委員会を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2　内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わせるものとする。

（外国為替資金）

第三條　外国為替資金は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

（外国為替資金補足のための一時借入金及び融通証券）

第四條　外国為替資金に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。）に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して一時これを補足することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額について、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（外国為替資金の運営）

第五條　外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、外国為替資金に属する外国為替等を外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。）及び外国にある外国銀行で大蔵大臣の指定するもの（以下「外国為替銀行等」と総称する。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。）又は同資金に属する現金を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から、外国為替（借越の契約に基く場合を含む。）、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替等を借り入れ、若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担において、外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて現金を借り入れることができる。

4　外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から外国為替等をいい、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

5　この会計において、外国為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（外国為替資金の運営の事務の委託）

第六條　外国為替管理委員会は、前條の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

（外国為替等の売買に伴う損益の処理）

第七條　外国為替等の売買に伴つて生じた利益は、この会計の当該年度の歳入に組み入れ、外国為替等の売買に伴つて生じた損失は、この会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該不足額は翌年度において補てんするものとする。

2　前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

（外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理）

第八條　外国為替資金に属する外国為替等の価額は、外国為替相場（外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替及び外国貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により大蔵大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金については物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）に規定する統制額とする。以下同じ。）に変更があつたときは、その都度、変更後の外国為替相場

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出の予算の区分）

第十一條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第十二條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第十條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（決算上の剰余の繰入）

第十三條　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七條第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金及び附属雑収入の収納済額の合計額（以下「収納済額の合計額」という。）から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第七條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十二條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等の合計額」という。）を控除して残余があるときは、これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

（決算上の不足の補てん）

第十四條　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出をもつて補てんする。但し、その補てんのための歳出予算額が当該年度において計上されていないため補てんできないとき、又は計上された当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するため補てんできないときは、その補てんできない金額は、翌年度において補てんするものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十五條　内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十六條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳出の支拂上の余裕金の預託）

第十七條　この会計において、歳出の支拂上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに外国為替資金に属する現金の繰替使用）

第十八條　この会計において、歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は外国為替資金に属する現金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3　前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等の事務）

第十九條　第四條第一項の規定による一時借入金及び融通証券、前條第一項の規定による一時借入金及び融通証券並びに同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第二十條　第四條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十八條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の利子及び償還金並びに

この会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（資金支出負担行為計画及び資金支拂計画）

第二十一條　外国為替管理委員会は、政令で定めるところにより、外国為替等の買取並びに外国為替資金に属する現金の預入及び貸付の原因となる契約その他の行為（以下「資金支出負担行為」という。）の所要額並びに外国為替資金に属する現金の支拂（以下「資金支拂」という。）の所要額を定め、資金支出負担行為の計画（以下「資金支出負担行為計画」という。）又は資金支拂の計画（以下「資金支拂計画」という。）に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、資金支出負担行為計画については、外国為替管理委員会及び資金支拂計画については、外国為替管理委員会、会計検査院及び日本銀行にその旨を通知しなければならない。

3　外国為替管理委員会は、資金支出負担行為又は資金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に定める金額をこえてはならない。

（支出未済額の繰越）

第二十二條　この会計において、支拂義務の生じた歳出で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（金銀地金の取得）

第二十三條　この会計において取得することができる金銀地金は、対外支拂の決済上必要なものに限る。

（会計の運営に関する事務の委託）

第二十四條　外国為替管理委員会は、第六條に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2　前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替資金の運営に要する経費の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（実施規定）

第二十五條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二

十七号）は、廃止する。

3　外国為替特別会計の昭和二十五年度分の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4　外国為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費につき、昭和二十五年度中に支拂義務の生じた歳出金（以下「支出決定済歳出金」という。）で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、この会計に繰り越して使用することができる。

5　第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

6　この法律施行の際外国為替特別会計に属する資産（現金及び未收金債権を除く。）及び負債（支出決定済歳出金に係るものを除く。）は、外国為替資金に帰属するものとする。

7　外国為替特別会計の昭和二十五年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する現金のうち支出決定済歳出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの（以下「繰越負債」という。）の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未收金債権は、出納の完結の際外国為替資金に帰属するものとする。

8　繰越負債は、出納の完結の際この会計に帰属するものとし、同特別会計の歳出をもつて弁済するものとする。

9　出納の完結の際外国為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の歳入に繰り入れるものとする。

10　旧外国為替特別会計法第十四條第四項但書の規定により借り入れ、又は発行した借入金又は融通証券でこの法律施行の際償還未済のものは、第四條第一項の規定により当該借入又は発行の日において借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券とみなす。但し、当該借入金又は融通証券の額は、同條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額の計算には算入しないものとする。

11　外国為替及外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「外国為替特別会計」を「外国為替資金特別会計」に改める。

12　外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「外国為替特別会計」を「外国為替資金特別会計」に改める。

第四條第九号中「外国為替特別会計への」に、「外国為替資金特別会計への」に改める。

13　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣庁特別会計」を「外国為替資金特別会計、造幣庁特別会計」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十七号　（昭二六、三、三〇）

◉農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「農業勘定」を「再保険金支拂基金勘定、農業勘定」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノニ　再保険金支拂基金勘定ニ於テハ一般会計及農業勘定ヨリノ受入金並ニ其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子收入ヲ以テ其ノ歳入トシ農業勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及蚕繭共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ農業勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル農業勘定ヘノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及蚕繭共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ同勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルルモノトス

第三條中「一般会計及食糧管理特別会計」を「一般会計、食糧管理特別会計及再保険金支拂基金勘定」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條　再保険金支拂基金勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

農業勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該年度迄ノ再保険金支拂基金勘定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額（前年度迄ニ同勘定ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル金額ヲ控除シタル金額）ニ達セザルトキハ其ノ差額ニ相当スル金額ハ之ヲ農業勘定ノ積立金（当該年度ノ決算上前條第四項及第七條第二項ノ規定ニ依リ補足スベキ金額アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ補足シタル後ノ積立金）ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入ルベシ

第九條第二項中「一時借入金」の下に「又ハ再保険金支拂基金勘定ニ属スル現金ノ繰替使用」を加え、同條第三項中「一時借入金」の下に「又ハ繰替使用金」を加える。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号　（昭二六、三、三〇）

◉緊要物資輸入基金特別会計法

（設置）

第一條　外国で生産された物資で政府において緊急に取得することを必要とするものの取得及び売拂を円滑にするために緊要物資輸入基金を置き、その運用に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（緊要物資輸入基金）

第三條　緊要物資輸入基金（以下「基金」という。）は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

（基金の運用）

第四條　基金は、政府において特殊需要に応ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資に運用することができる。

2　この会計において、基金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（基金の運用に伴う利益又は損失の処理）

第五條　この会計において、前條第一項の規定による基金の運用によつて利益を生じたときは、これをこの会計の当該年度の歳入に組み入れ、同項の規定による基金の運用によつて損失を生じたときは、これをこの会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該

害ノ発生ニ伴フ農業勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル農業勘定ヘノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及蚕繭共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ同勘定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルルモノトス

第三條中「一般会計及食糧管理特別会計」を「一般会計、食糧管理特別会計及再保険金支拂基金勘定」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條　再保険金支拂基金勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

農業勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該年度迄ノ再保険金支拂基金勘定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額（前年度迄ニ同勘定ヨリ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル金額ヲ控除シタル金額）ニ達スル金額ハ之ヲ再保険金支拂基金勘定ニ繰入ルルモノトシ猶残余アルトキハ農業勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

家畜勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農業勘定又ハ家畜勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第六條ノニ　前條第二項ノ規定ニ依リ農業勘定ノ剰余金ヲ再保険金支拂基金勘定ニ繰入レタル場合ニ於テ

不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2　前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の組入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

（基金に属する現金の出納命令の委任）

第六條　通商産業大臣は、基金に属する現金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

（歳入及び歳出）

第七條　この会計においては、第五條第一項の規定による利益の組入金、第四條第二項及び第十五條の規定による預託金の利子、第十六條第二項但書の規定による借入金の借入及び融通証券の発行に因る収入金、第十二條の規定による一般会計からの補てん金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、第十六條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第五條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第八條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第九條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第十條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第八條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（決算上の剰余の繰入）

第十一條　この会計において、毎会計年度の決算上、当該年度における第五條第一項の規定による利益の組入金、第四條第二項及び第十五條の規定による預託金の利子並びに附属雑収入の収納済額の合計額（以下「収納済額の合計額」という。）から当該年度における事務取扱費、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第五條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等の合計額」という。）を控除して残余があるときはこれを一般会計に繰り入れるものとする。

（決算上の不足の補てん）

第十二條　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出をもつて補てんする。但し、その補てんのための歳出予算額が当該年度において計上されていないため補てんできないとき、又は計上された当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するため補てんできないときは、その補てんできない金額は、翌年度において補てんするものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十三條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書を同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十四條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算をとともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳出の支拂上の余裕金）

第十五條　この会計において、歳出の支拂上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに基金に属する現金の繰替使用）

第十六條　この会計において、歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は基金に属する現金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3　前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等の事務）

第十七條　前條第一項の規定による一時借入金及び融通証券並びに同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十八條　この会計の負担に属する一時借入金、借入金及び融通証券の利子、第十六條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（基金支出負担行為計画及び基金支拂計画）

第十九條　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、基金に属する現金の支出の原因となる契約その他の行為（以下「基金支出負担行為」という。）の所要額を定め、基金支出負担行為計画（以下「基金支出負担行為計画」という。）を作製して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の承認をしたときは、基金支出負担行為計画については、通商産業大臣及び会計検査院に、基金支拂計画については、通商産業大臣、会計検査院及び日本銀行に、その旨を通知しなければならない。

3　通商産業大臣は、基金支出負担行為又は基金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た基金支出負担行為計画又は基金支拂計画に定める金額をこえてはならない。

（支出未済額の繰越）

第二十條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第二十一條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律中附則第三項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）は、廃止する。

3　昭和二十五年度において旧貿易特別会計法第十條第二項の規定により借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券で、昭和二十六年三月三十一日までに償還できないもの（以下「未償還借入金等」という。）は、同條第三項の規定にかかわらず、貿易特別会計の昭和二十五年度の歳入をもつて償還することができる。

4　貿易特別会計の昭和二十五年度分の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算については、なお、従前の例による。

5　この法律施行の際貿易特別会計に属する資産（現金及び未収金債権を除く。）及び負債（同特別会計に

おいて昭和二十五年度中に支拂義務の生じた歳出金でこの法律施行の際までに支出済とならなかつたものに係る負債及び未償還借入金等を除く。）のうち、昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）乙号国庫債務負担行為に基いて同会計において昭和二十五年度中にした行為に係るものは、基金に帰属するものとし、残余のものは、一般会計に帰属するものとする。

6　貿易特別会計の昭和二十五年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する未收金債権及び同特別会計において昭和二十五年度中に支拂義務の生じた歳出金で出納の完結の際までに支出済とならなかつたものに係る負債は、出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

7　出納の完結の際貿易特別会計に属する現金は、出納の完結の際一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

8　昭和二十五年度における貿易特別会計の歳出予算中同年度において支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度の一般会計に繰り越して使用することができる。

9　第二十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

10　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改める。

第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売拂に関する事業を行うこと。（臨時通商業務局の所掌に係ることを除く。）

11　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「の貿易特別会計に対し有していた債権で同特別会計の廃止に伴い一般会計に対する債権となつたもの」に改める。

12　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「貿易特別会計、」の下に「中小企業信用保険特別会計、」を加える。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号　（昭二六、三、三〇）

◉裁判所法等の一部を改正する法律

第一條　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一條の三第二項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十五條第二項及び第五十六條の二第二項を削る。

第五十六條の三第一項中「二級の」を削る。

第五十六條の五第二項、第五十七條第二項及び第四項、第五十八條第二項及び第四項、第六十條第二項、第六十一條第二項並びに第六十一條第二項を削る。

第六十一條の二を第六十一條の四とし、同條第二項を削り、第六十一條の三を第六十一條の五とし、同條第二項を削り、第六十一條の次に次の二條を加える。

第六十一條の二（家事調査官）　各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官を置く。

家事調査官は、第三十一條の三第一項第一号の審判及び調停に必要な調査を掌る。

家事調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一條の三（家事調査官補）　各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官補を置く。

家事調査官補は、上司の命を受けて、家事調査官の事務を補助する。

第六十三條第一項後段を削る。

第六十四條の見出しを「（任免）」に改め、同條中「及び叙級」を削る。

第六十五條中「裁判所書記官補、」の下に「家事調査官、家事調査官補、」を加える。

第六十五條の次に次の一條を加える。

第六十五條の二（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項）　裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

第二條　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「裁判所書記官補、」の下に「家事調査官、家事調査官補、」を加える。

第三條　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号を次のように改める。

十二　裁判官及びその他の裁判所職員

第四條　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條　削除

附　則

1　この法律のうち、裁判所法第六十五條の二及び国家公務員法第二條の改正規定は昭和二十七年一月一日から、その他の規定は昭和二十六年四月一日から施行する。

2　裁判所法第三十一條の三第二項の改正規定施行前に家庭裁判所に公訴の提起があつた事件については、同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、家事調査官補に家事調査官の職務を行わせることができる。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第六十号　（昭二六、三、三〇）

◉低性能船舶買入法の一部を改正する法律（参法）

低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七條の次に次の一條を加える。

（保管期間等の特例）

第十七條の二　運輸大臣が特別の必要があると認めて告示をもつて指定した船舶に係る第十五條から前條までの規定の適用については、これらの規定中「昭和二十六年」とあるのは「昭和二十七年」と読み替えるものとする。

2　前項の船舶については、その買入契約で定める引渡の時期は、昭和二十七年四月一日以後であつてはならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号　（昭二六、三、三〇）

◉低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売拂に関する法律（参法）

（売拂）

第一條　低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）の規定により国が所有権を取得した船舶

（以下「買入船がい」という。）であつて、運輸大臣が外航船腹の需給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船がいを運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船舶としての船級を取得するに必要な改造を行うことを條件として、左の各号により売り拂うことができる。

一　当該買入船がいを政府に売却した者に対し、当該買入船がいの買入価格に、運輸大臣が当該買入船がいの対価を支拂つた日から大蔵大臣が売拂の対価を受け取る日までの日数に応じその買入価格に対して日歩二銭七厘の率をもつて計算した額を加えた価格で売り拂うこと。

二　前号によつて売り拂うことが困難なときは、一般の例によつて売り拂うこと。

（引渡）

第二條　大蔵大臣は、前條の規定により買入船がいを売り拂つたときは、その対価の支拂を受けた後でなければ当該買入船がいを買受人に引き渡してはならない。

（準用等）

第三條　低性能船舶買入法第十四條、第十五條、第十六條第一項第三項及び第十七條の二第一項の規定は、第一條の売拂の場合に準用する。

第四條　第一條に規定する買入船がいについては、低性能船舶買入法第十七條及び第十八條の規定の適用はないものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭二六、三、三〇）

◉租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「所得税、」の下に「法人税、」を加え、「、砂糖消費税」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二　所得税法第一條第一項に規定する者が、同法の施行地において支拂を受ける公債、社債若しくは銀行預金その他命令で定める預金の利子又は命令で定める合同運用信託の利益については、同法第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、命令で定める手続により納税義務者がした申告により、他の所得とこれを区分し、利子又は利益の支拂の際、その利子又は利益の金額に対し、百分の五十の税率を適用して所得税を課することができる。

前項の規定による所得税は、その利子又は利益の支拂の際、支拂者においてこれを徴收し、その徴收の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならない。

所得税法の適用については、前項の規定により徴收して納付すべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴收して納付すべき所得税と、前項の納付の期限は、同法第三十七條に規定する納付の期限とみなし、同法第六十九條の二の規定並びに同法第七十二條及び第七十四條の規定（同法第六十九條の二の規定に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定により徴收せらるべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴收せらるべき所得税とみなす。

第五條の四の次に次の四條を加える。

第五條の五　所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書を提出する個人が、昭和二十六年一月一日以後、日本経済の再建に資する機械その他の設置及び船舶で命令で定めるもの（以下本條中機械等という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供したときは、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同法の規定により総收入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を同法第九條第一項第三号又は第四

号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第九條第七項及び同法第九條の八の規定にかかわらず、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額で当該期間に係るもののうち、同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき当該期間に係る償却額の百分の百五十に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定の適用を受ける法人の機械等を事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額（事業年度の終了の日が当該期間内に属さない事業年度の償却額にあつては、当該事業年度のうち当該期間に属さない期間に係る法人税法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき償却額をこえる額に限る。）の合計額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき前項に規定する期間に係る当該機械等の償却額（以下本條中普通償却限度額という。）の百分の百五十に相当する金額（以下本條中特別償却限度額という。）に満たない場合において、当該機械等が事業の用に供された日以後三年を経過した日から二年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入される償却額をこえる額の償却をしたときは、そのこえる償却額のうち当該不足金額又は当該機械等の特別償却限度額から普通償却限度額を控除した額のうちいずれか低い額の範囲内で命令で定める金額に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前三項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に前三項の規定により必要な経費又は損金に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六　法人税法第十七條第一項第二号に掲げるその他の法人に対しては、各事業年度の積立金に対する法人税を課さない。

第五條の七　法人税法第十七條第一項第二号に掲げる同族会社に対しては、同法第十七條の規定にかかわらず、各事業年度の積立金の金額のうち年五十万円をこえる金額について、百分の五の税率により、各事業年度の積立金に対する法人税を課する。

第五條の八　金融機関が銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項の規定（第十七條第二項において準用する場合を含む。）により利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に対する配当をしたときは、当該配当の金額は、法人税法による当該利益又は剰余金の生じた事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂を受くべき利子（無記名の公債及び社債の利子については、同日以後に支拂を受けた金額）及び利益について適用する。

3　法第五條の五第一項及び第四項（所得税に関する部分に限る。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。

4　法第五條の五第二項から第四項まで（法人税に関する部分に限る。）の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から、法第五條の六及び第五條の七の規定は、法人の昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に対する法人税から、法第五條の八の規定は、法人の昭和二十六年三月三十一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から適用する。

5　この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九條の規定による申告書を政府に提出する場合に

おいて、同條に規定する前事業年度の法人税額のうちに各事業年度の積立金に対する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に対する法人税額を控除した税額をもつて前事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水（砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水をいう。以下同じ。）の製造場及び保税地域以外の場所において、同一人が、この法律施行前に輸入（関税法（明治三十二年法律第六十一号）第百四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した砂糖、糖蜜若しくは糖水で改正前の租税特別措置法第十一條第一項又は第二項の規定により砂糖消費税を課せられなかつたもの（以下「輸入砂糖等」という。）を各種類を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日にこれを製造場から引き取つたものとみなして、砂糖消費税を課する。この場合においては、その税額が一万円以下のときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴收する。

税額一万円をこえるとき
　昭和二十六年四月及び五月
税額五万円をこえるとき
　同年四月から六月まで
税額十万円をこえるとき
　同年四月から七月まで

7 前項の規定に該当する者は、その所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵場所の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に申告しなければならない。

8 油糧砂糖配給公団が第六項の規定に該当する者である場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同公団が所持する輸入砂糖等の貯蔵の場所からその輸入砂糖等を引き取るときに当該引取人からその砂糖消費税を徴收することができる。

9 油糧砂糖配給公団は、前項の承認を受けようとするときは、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂糖等を貯蔵の場所から引き取ろうとする者は、その引き取ろうとする輸入砂糖等の引取の日時、種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した引取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該当する者で、輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第一項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合においては、その輸入砂糖等は、第六項の規定にかかわらず、当該承認を受けた時において同法第五條第一項又は第十一條第一項の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

12 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭二六、三、三〇）

◉所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「及び財産区」を「、財産区及び港湾法の規定による港務局」に改め、同條第二号中「法令による公団」の下に「及び連合国軍人等住宅公社」を加え、同條第七号中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改め、同條第十号中「及び社会保険診療報酬支拂基金」を「、社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協会」に改め、同條第十一号中「国家公務員法第九十八條の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体」を「国家公務員法第九十八條又は地方公務員法第五十四條の規定に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体」に改める。

第五條第一項第一号中「（株式又は出資については、その拂込金額　以下本條において同じ。）」を削り、同項第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項に次の一号を加える。

四　個人が株式を有している場合において、当該株式を発行する法人が法人税法第十六條に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該個人の有する株式に対応する部分の金額

同條第二項中「前項各号」を「前項第一号乃至第三号」に、「当該財産が当該法人以外の法人の株式又は出資であるときは、その拂込金額のうち、当該法人の」を「その取得した財産が株式又は出資であるときは、当該株式又は出資の価額のうち、当該財産取得の基因となつた」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項第一号又は第二号の場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうちに株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号の場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前二項及び第十條の二第四項において準用する同條第二項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第一項第一号又は第二号の場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号の場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。

一　当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二　当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第六條第七号中「又は贈與」を「又は個人若しくは法人からの贈與」に改める。

第八條第一項中「（当該親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額）」を削り、「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同條第二項の次に次の三項を加える。

この法律において老年者とは、年齢六十五歳以上の者をいう。

この法律において寡婦とは、左に掲げる者で、扶養親族を有し、且つ、老年者でないものをいう。

一　夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

二　夫の生死の明らかでない者

この法律において勤労学生とは、学校教育法第一條又は第九十八條に規定する学校の学生、生徒又は児童で、自己の勤労に基いて得た第九條第一項第四号乃至第六号、第九号又は第十号に規定する所得を有し、且つ、左の各号に掲げる要件を備えているものをいう。

一　自己の勤労に基いて得た所得以外の所得の金額が五万円をこえない者であること

二　第九條の規定により計算した総所得金額が十万円をこえない者であること

同條第三項中「前二項」を「前五項」に、「年の中途において死亡した者」を「年の中途において死亡した者については、又、その者」に改め、同條第四項中「不具者」の下に「及び第四項第二号に規定する寡婦」を加える。

第九條第三項中「他のいずれの」を「いずれの所得の計算上の損失の金額を他のいずれの」に改める。

第九條の二第一項中「第二十六條の四（第二十九條第五項」を「第二十六條の三（第二十九條第三項」に、「第三十六條」を「第十四條の二第一項第一号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除され

た純損失の金額及び第三十六條」に、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に、「第十四條第一項第二号」を「第十四條第二号」に改め、同條第三項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第四項中「第二十六條の三第一項の規定による損失申告書」を「第二十六條の二第一項の規定による損失申告書又は第二十六條第一項の規定による確定申告書」に、「、第二十六條第一項の規定による確定申告書又は第二十六條の二第一項の規定による農業確定申告書」を「又は確定申告書」に改め、同條第五項中「その年のいずれの所得」を「いずれの年の純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額を、又、その純損失の金額のうちいずれの所得の計算上の損失の金額を、その年のいずれの所得」に改める。

第十條第二項中「及び国税徴収法」を「、国税徴収法」に改め、「徴収するものを除く。」の下に「及び地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を加え、同條第三項中「市町村民税」の下に「(市町村民税に係る延滞金額を含む。)」を加え、同條第五項中「第十條の七」を「第十條の六」に改める。

第十條の二第四項中「、「財産の価額」とあるのは「株式又は出資の拂込金額」と」を削る。

第十條の三を削る。

第十條の四第二項中「、農業確定申告書」を削り、同條を第十條の三とする。

第十條の五第二項中「、農業確定申告書」を削り、同條を第十條の四とする。

第十條の六第二項中「(第十條の三に規定する株式又は出資を取得するために要した金額を含む。以下本條において同じ。)」を削り、同條第三項中「収入金額」を「収入金額から伐採費又は譲渡に関する経費を控除した金額」に改め、同條を第十條の五とする。

第十條の七を第十條の六とする。

第十一條の四第一項中「と扶養親族の総所得金額(当該扶養親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合において、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額　以下本條において同じ。)との合計額」及び「控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の総所得金額から」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十一條の五　第一條第一項の規定に該当する個人の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために支拂つた保険料がある場合においては、その支拂つた保険料の金額(その金額が二千円をこえる場合においては、二千円)を、その個人の総所得金額から控除する。

第十一條の五中「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同條を第十一條の六とする。

第十一條の六第一項及び第二項中「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の八　第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十一條の九　第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十一條の十　第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十二條第一項中「二万五千円」を「三万円」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「前四條及び第四項」を「前八條及び前項」に改める。

第十三條中「前五條」を「前九條」に、

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
八万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十二万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五」

を

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五」

に

改める。

第十三條の二及び第十三條の三を削る。

第十四條第二項から第四項までを削る。

第十四條の二第一項中「前條第一項」を「前條」に、「、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額」を「その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額、当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額又は当該各年において純損失の金額がある場合においては当該純損失の金額のうち変動所得の計算上の損失の部分の金額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、なお特別所得金額の四分の一に相当する金額に残額があるときは当該純損失の金額のうち普通所得の計算上の損失の部分の金額を控除した後の金額につき第九條の二第一項後段若しくは第三項後段及び第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額」に改め、同條第二項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第十五條第一項中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「三十万円」を「四十四万円」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同條第二項を削る。

第十六條中「若しくは第二十六條の二第一項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書」を「の規定による確定申告書」に、「又は農業確定申告書」を「又は第二十六條の二の規定による損失申告書」に改める。

第二十一條第一項中「(第二十一條の二第一項に規定する農業所得者を除く。)」を削り、「六月一日」を「七月一日」に、「二万五千円」を「三万円」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に、「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第三号中「乃至第十三條の三」を削り、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第九條の二第一項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額又は同條第三項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

同條第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「三十五万五千円」を「五十万円」に、「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乗じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得(以下本項において農業所得という。)の金額が毎年六月一日の現況によれば総所得金額の十分の七に相当する金額をこえると見積られる者は、同日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえると見積られる場合においては、その年七月一日において総所得金額が三万円をこえると見積られるときにおいても、第一項の規定にかかわらず、七月予定申告書を提出することを要しない。

同條第三項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第一項第八号」を「第一項第九号」に、「六月一日」を「七月一日」に改め、同條第四項から第六項までを削る。

第二十一條の二を削る。

第二十一條の三第一項中「又は第二十六條の二第一項」及び「又は農業確定申告書」を削り、「前二條」を「前條」に改め、同條第四項中「毎年五月一日(農業所得者については、六月一日　以下本條において同じ。)」を「毎年六月一日」に、「同日後五月三十一日(農業所得者については、六月三十日　以下本條において同じ。)」を「同日後六月三十日」に改め、同條第五項中「五月一日」を「六月一日」に、「前二條」を「前條」に改め、同條第六項中「前二條」を「前條」に改め、同條第七項中「五月一日」を「六月一日」に、「五月三十一日」を「六月三十日」に改め、同條第十項中「前二條」を「前條」に改め、同條第十一項中「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同條を第二十一條の二とする。

第二十二條を削る。

第二十二條の二第一項中「農業所得者」を「第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人」に、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に改め、同項第二号中「第二十一條の二第二項」を「第二十一條第三項」に、「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「二万五千円」を「三万円」に改め、同條第二項中「第二十一條第三項乃至第六項」を「第二十一條第四項」に、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に、「第二十一條第三項及び第六項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、同條第六項中「五月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と」を「同項中「七月一日」とあるのは、「十一月一日」と」に改め、同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「農業十一月予定申告書」を「同條第四項」を「十一月予定申告書」に、「同條第四項、第五項及び第七項」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十三條第一項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「十月一日」を「十一月一日」に改め、「以下第二項において同じ。」を削り、「同月三十一日」を「同月三十日」に、「十月修正予定申告書」を「修正予定申告書」に改め、同條第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「十月一日」を「十一月一日」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、「本條において」を削り、「同月三十一日」を「同月三十日」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「第二十一條の三第七項」を「第二十一條の二第二項、第三項及び第七項」に、「前二項」を「前項」に、「更正の請求」を「更正の請求をなす場合及び当該請求」に、「この場合において「五月一日(第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年五月三十一日)」とあるのは「九月三十日(農業所得者については、十月三十一日)」とあるのは「総所得金額の見積額又は予定納税額」と、「申請書」とあるのは「請求書」と、同條第七項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、「第二十一條第一項第八号又は第九号」に、「第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合」を「第二十三條第二項の規定による更正の請求をなし、当該請求に因り第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合」に改める。

第二十四條中「、第二十一條の二及び前三條に規定する申告書」を「乃至前條の規定による申告書、申請書又は請求書」に改める。

第二十五條中「第十一條の三乃至第十一條の六」を「第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の十」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十一條第一項第八号」を「第二十一條第一項第八号又は第九号」に、「第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合」を「第二十三條第二項の規定による更正の請求をなし、当該請求に因り第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合」に改める。

第二十六條第一項中「(農業所得者を除く。)」を削り、「二万五千円」を「三万円」に、「一月一日から同月三十一日」を「二月一日から同月末日」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十六條の三第二項の規定に該当」を「第二十六條の二の規定による損失申告書を提出」に改め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第三号中「第十三條乃至第十三條の三」を「第十三條」に改め、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同條第二項各号中「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乗じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に改め、同項第一号中「三十五万五千円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「又は納税義務者とその扶養親族

の給與所得を合算する場合」を削り、「十万円」を「十五万円」に改め、同項第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同條第五項中「第二十一條第四項及び第五項並びに」を削る。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三第一項中「その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合で」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改め、「以下本條において同じ。」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合」を加え、「一月一日から同月三十一日まで(農業所得者については、翌年二月一日から同月末日まで)」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同條第二項中「その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合で」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改め、「零である場合」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合」を加え、同條第三項を次のように改め、同條を第二十六條の二とする。

前條第四項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二十六條の四第一項中「前三條」を「前二條」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第四項及び第七項中「第十條の三」を「第十條の四」に、「第十條の三に改め、同條を第二十六條の二とする。

第二十七條中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の二」を「第二十六條の三」に、「第二十六條の二に改め、「若しくは農業確定申告書」、「又は修正農業確定申告書」及び「、修正農業確定申告書」を削り、「第二十三條第六項乃至第八項」を「第二十三條第六項」に改める。

第二十八條中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、「第二十六條の二」を削り、「第二十六條の二」を「第二十六條の三」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「、第二十六條の二」を「第二十六條の三」に、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第七項中「第十條の三」を「第十條の四」に改める。

第三十條第一項を削り、同條第二項中「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同條第三項を次のように改める。

十一月予定申告書を提出した者(第二十二條第三項において準用する第二十一條の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。)は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、

政府に納付しなければならない。

第三十一條中「十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「修正予定申告書」に改め、「又は第二項」を削り、「六月予定申告書又は農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改める。

第三十二條第一項中「又は農業確定申告書」を削り、同條第三項中「第二十一條の二に改め、「若しくは農業確定申告書」を「又は農業七月予定申告書」に改める。

第三十三條第二項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、農業十一月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書又は修正農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書、確定申告書」に、「第二十一條の二」を「第二十二條」に改め、同條第三項中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、同條第四項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、「前項の場合」の下に「及び損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を加え、同條第四項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十一條の二」を「第二十二條」に改める。

第三十四條第三項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改める。

第三十五條第二項中「若しくは農業確定申告書」を削る。

第三十六條第一項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第四項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第三十六條の二第一項中「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第二項中「農業確定申告書」を削り、同條第三項中「前條第五項乃至第七項」を「前條第三項乃至第七項」に改める。

第三十六條の三第一項中「農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「農業確定申告書」を削る。

第三十八條第一項第一号から第五号まで及び第八号中「第三十九條」を「第三十九條第一項又は第二項」に改め、同項第八号中「第十一條の五」を「第十一條の六」に、「三十万円」を「四十四万円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

自己を不具者、老年者、寡婦又は勤労学生として第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者に対し給與を支拂う場合においては、その申告に応じ、その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族一人を有するものとして前項の規定を適用する。

同條第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改める。

第三十九條第一項中「給與の支拂を受ける者を除く。」の下に「以下本條において同じ。」を加え、「並びに扶養親族及び不具者の氏名」を「及び扶養親族又は不具者を有する場合にはその氏名、自己が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合にはその事実」に改め、同條第二項中「給與の支拂者又は扶養親族若しくは不具者に」を「当該申告に係る事項について」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地において支拂を受ける給與所得を有する者は、命令の定めるところにより、第十一條の五の規定により控除を受ける保險料の金額その他必要な事項を記載した申告書を、給與の支拂者を経由し、毎年最後に給與の支拂を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。

同條第三項中「前二項」を「前三項」に改める。

第四十條中「支拂をなす者」の下に「(当該個人に係る前條の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対しその年最後に給與の支拂をなすものに限る。)」を加え、「三十五万五千円と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乗じて計算した金額との合計金額」を「五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額」に、「第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除前の当該所得に対して第十五條の規定を適用した場合における税額」を「当該給與所得の收入金額(当該個人が前條第三項の規定による申告書を提出している場合においては、その申告に応じ、当該收入金額から第十一條の五の規定により控除を認められる保險料の金額を控除した金額)並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に応じた別表第三に掲げる税額」に、「その年最後に又はその翌年において給與の支拂をなす際徴收すべき所得税額にこれを充当し、(徴收すべき税額がないときは還付し、)不足額は、その年最後に又はその翌年において給與の支拂をなす際、」を「その年最後に給與の支拂をなす際徴收すべき所得税額にこれを充当し、なお過納額があるときはその翌年において給與の支拂をなす際徴收すべき所得税額に順次これを充当し(これらの場合に徴收すべき税額がないときは、還付し)、不足額は、その年最後に給與の支拂をなす際これを徴收し、なお不足額があるときはその翌年において給與の支拂をなす際」に改め、同條に次の一項を加える。

第三十八條第二項の規定は、前項の場合において別表第三に掲げる税額を求めるときについて、これを準用する。

第四十四條第一項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に改め、「又は農業確定申告書」及び「又は修正」を削り、「若しくは農業確定申告書を提出する義務があつた者又は前年分について損失申告書を提出した者」を「を提出する義務があつた者若しくは前年分について損失申告書を提出した者でその年分について七月予定申告書若しくは十一月予定申告書を提出したもの又は修正予定申告書を提出した者」に改め、同條第二項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、同條第三項中「、第二十三條第一項又は第二項の規定に該当する事実」を「不足額」に改め、同條第五項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第四十五條第一項及び第二項中「第三十條第一項乃至第三項」を「第三十條第一項又は第二項」に改める。

第四十六條第一項中「農業確定申告書、」及び「修正農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、「又は農業確定申告書」を削り、同條第四項中「又は農業確定申告書」を削り、同條第六項及び第七項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第四十六條の二の次に次の一條を加える。

第四十六條の三　確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項に規定する申告書を提出した者については、その申告した年分に係る第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定(その者が損失申告書又は第二十九條第一項に規定する損失申告書に相当する申告書の提出と同時に第三十六條の規定による所得税額の還付の請求をなした場合には、当該請求の基礎となつた純損失の金額に係る第四十六條の規定による更生を含む。)は、第九條の二第一項又は第三項の規定による損失の金額の控除に関し、当該損失を生じた年分に係る第二十六條の二第一項第一号に規定する額についてなす第四十六條第一項又は第六項の規定による更正を除く外、これらの申告書の提出期限から三年を経過した日(その日前にこれらの申告書の提出があつた場合には、その日とこれらの申告書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)以後においては、これをなすことができない。但し、詐僞その他不正の行為により所得税を免れ又は第三十六條若しくは第三十六條の二の規定による所得税額の還付を受けた者の当該所得税又は当該所得税額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第四十八條第一項中「第二十三條第六項」を「第二十三條第四項」に、「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に、「同條第五項」を「同條第五項(第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。)及び同項」に、「第二十三條第三項若しくは第四項」を「第二十三條第二項」に、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「第二十三條第八項」を「第二十三條第六項」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、当該再調査の請求の目的となつている処分が、青色申告書(当該申告書と同時に提出した第三十六條第二項(同條第五項において準用する場合を含む。)の書類を含む。)に係る第四十六條の規定による更正又は当該更正に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分である場合においては、当該更生に係る第四十七條の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴收を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第五項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴收法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十六條の四第九項(第二十九條第五項」を「第二十六條の三第九項(第二十九條第三項)に改め、同條第六項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第四十九條第二項中「第二十三條第八項及び第二十四條」を「第二十三條第六項、第二十四條及び前條第二項但書」に改め、同條第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第五十三條中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書又は修正農業確定申告書」を「確定申告書又は修正確定申告書」に改める。

第五十四條第一項中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書」を「確定申告書」に改める。

第五十五條第一項第二号中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書」に改め、同項第三号中「、修正農業確定申告書」及び「、農業確定申告書」を削

り、同項第四号中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改める。

第五十七條第一項中「、農業確定申告書」、「若しくは農業確定申告書」及び「、修正農業確定申告書」を削り、「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、「若しくは修正農業確定申告書」を削り、同條第二項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第五十七條の二第二項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十一條の二第一項中「この法律の施行地において法人が」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、」に改め、「当該法人は、」を削り、同項第一号中「（株式又は出資についてはその拂込金額以下本條において同じ。）」を削り、同項第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五條第三項の規定は、前項第一号及び第二号に規定する金銭以外の財産のうちに株式又は出資がある場合における当該株式又は出資の価額並びに同項第三号に規定する株式又は出資の価額について、これを準用する。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「金額」の下に「及び同項第一号又は第三号に規定する金銭以外の財産のうちに無額面株式を発行する法人の株式がある場合には、第五條第三項第一号に掲げる当該株式の価額」を加え、同條第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第六十一條の三　この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、当該法人の法人税法第十六條に規定する積立金額を資本に組み入れた場合においては、命令の定めるところにより、政府及びその組入をなした時における株主、社員又は出資者に対して、その資本に組み入れた金額を株式又は出資の数で除して計算した一株又は出資一口当りの金額その他必要な事項を通知しなければならない。

第六十二條第一項中「一月二十五日」を「一月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第三十九條の規定による申告に応じ、その者の有する扶養親族及び不具者の数、第十一條の五の規定により控除を受けた保険料の金額並びにその者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかの別

第六十二條の三第一項中「農業確定申告書」を「、修正農業確定申告書」を削り、同條第二項、第二十六條の三第三項、第六十六條の二第二項、第三項」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第六十二條の四第一項中「又は農業確定申告書」及び「（第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定するあん分前の税額。）」を削り、同條第三項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十五條第五項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十七條第一項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第六十九條の四中「、農業確定申告書」及び「若しくは農業確定申告書」を削る。

第七十條第一号中「又は農業確定申告書」を削り、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」に、同條第二号中「第二十一條の三」を「第二十一條の二第一項」の下に「又は第六十一條の三」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　所得税の簡易税額表　（第十五條の規定による所得税額表）

(一)

課税総所得金額又は調整所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500円未満		0	20	51,000	52,000	10,250	20	112,000	114,000	26,100	23
500	1,000	100	20	52,000	53,000	10,500	20	114,000	116,000	26,700	23
1,000	1,500	200	20	53,000	54,000	10,750	20	116,000	118,000	27,300	23
1,500	2,000	300	20	54,000	55,000	11,000	20	118,000	120,000	27,900	23
2,000	2,500	400	20	55,000	56,000	11,250	20	120,000	122,000	28,500	23
2,500	3,000	500	20	56,000	57,000	11,500	20	122,000	124,000	29,100	23
3,000	3,500	600	20	57,000	58,000	11,750	20	124,000	126,000	29,700	23
3,500	4,000	700	20	58,000	59,000	12,000	20	126,000	128,000	30,300	24
4,000	5,000	800	20	59,000	60,000	12,250	20	128,000	130,000	30,900	24
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,500	20	130,000	132,000	31,500	24
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,750	20	132,000	134,000	32,100	24
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	13,000	20	134,000	136,000	32,700	24
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	13,250	21	136,000	138,000	33,300	24
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	13,500	21	138,000	140,000	33,900	24
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,750	21	140,000	142,000	34,500	24
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	14,000	21	142,000	144,000	35,100	24
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	14,250	21	144,000	146,000	35,700	24
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,500	21	146,000	148,000	36,300	24
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,750	21	148,000	150,000	36,900	24
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	15,000	21	150,000	152,000	37,500	25
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	15,250	21	152,000	154,000	38,200	25
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,500	21	154,000	156,000	38,900	25
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,750	21	156,000	158,000	39,600	25
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	16,000	21	158,000	160,000	40,300	25
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	16,250	21	160,000	162,000	41,000	25
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	16,500	21	162,000	164,000	41,700	25
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,750	21	164,000	166,000	42,400	25
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	17,000	21	166,000	168,000	43,100	25
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	17,250	21	168,000	170,000	43,800	26
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	17,500	21	170,000	172,000	44,500	26
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,750	21	172,000	174,000	45,200	26
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	18,000	21	174,000	176,000	45,900	26
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	18,250	21	176,000	178,000	46,600	26
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	18,500	22	178,000	180,000	47,300	26
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	18,750	22	180,000	182,000	48,000	26
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	19,000	22	182,000	184,000	48,700	26
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	19,250	22	184,000	186,000	49,400	26
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	19,500	22	186,000	188,000	50,100	26
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	19,750	22	188,000	190,000	50,800	27
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	20,000	22	190,000	192,000	51,500	27
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	20,250	22	192,000	194,000	52,200	27
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	20,500	22	194,000	196,000	52,900	27
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	20,750	22	196,000	198,000	53,600	27
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	21,000	22	198,000	200,000	54,300	27
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	21,250	22	200,000	202,000	55,000	27
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	21,500	22	202,000	204,000	55,800	27
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	21,750	22	204,000	206,000	56,600	27
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	22,000	22	206,000	208,000	57,400	27
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	22,250	22	208,000	210,000	58,200	27
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	22,500	22	210,000	212,000	59,000	28
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	23,100	22	212,000	214,000	59,800	28
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	23,700	22	214,000	216,000	60,600	28
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	24,300	22	216,000	218,000	61,400	28
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	24,900	23	218,000	220,000	62,200	28
50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	25,500	23	220,000	222,000	63,000	28

別表第二　給與所得の所得税源泉徴收額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴收額表）

イ　月　額　表　（一）

その月の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第一号による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											第三條第五項の規定による税額の算出の基礎となる給與の金額に相当する金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	510
3,000	3,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	544
3,200	3,400	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	578
3,400	3,600	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612
3,600	3,800	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	646
3,800	4,000	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680
4,000	4,200	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714
4,200	4,400	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	748
4,400	4,600	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	782
4,600	4,800	282	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816
4,800	5,000	316	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	854
5,000	5,200	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	897
5,200	5,400	384	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	939
5,400	5,600	418	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	982
5,600	5,800	452	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,024
5,800	6,000	486	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067
6,000	6,200	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1,109
6,200	6,400	554	304	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1,152
6,400	6,600	588	338	88	0	0	0	0	0	0	0	0	1,194
6,600	6,800	622	372	122	0	0	0	0	0	0	0	0	1,237
6,800	7,000	656	406	156	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279
7,000	7,200	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
7,200	7,400	724	474	224	0	0	0	0	0	0	0	0	1,364
7,400	7,600	758	508	258	8	0	0	0	0	0	0	0	1,407
7,600	7,800	792	542	292	42	0	0	0	0	0	0	0	1,449
7,800	8,000	826	576	326	76	0	0	0	0	0	0	0	1,492
8,000	8,200	867	610	360	110	0	0	0	0	0	0	0	1,534
8,200	8,400	909	644	394	144	0	0	0	0	0	0	0	1,577
8,400	8,600	952	678	428	178	0	0	0	0	0	0	0	1,619
8,600	8,800	994	712	462	212	0	0	0	0	0	0	0	1,662
8,800	9,000	1,037	746	496	246	0	0	0	0	0	0	0	1,704
9,000	9,200	1,079	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0	1,747
9,200	9,400	1,122	814	564	314	64	0	0	0	0	0	0	1,789
9,400	9,600	1,164	852	598	348	98	0	0	0	0	0	0	1,832
9,600	9,800	1,207	894	632	382	132	0	0	0	0	0	0	1,874
9,800	10,000	1,249	937	666	416	166	0	0	0	0	0	0	1,925
10,000	10,200	1,292	979	700	450	200	0	0	0	0	0	0	1,976
10,200	10,400	1,334	1,022	734	484	234	0	0	0	0	0	0	2,027
10,400	10,600	1,377	1,064	768	518	268	18	0	0	0	0	0	2,078
10,600	10,800	1,419	1,107	802	552	302	52	0	0	0	0	0	2,129
10,800	11,000	1,462	1,149	837	586	336	86	0	0	0	0	0	2,180
11,000	11,200	1,504	1,192	879	620	370	120	0	0	0	0	0	2,231
11,200	11,400	1,547	1,234	922	654	404	154	0	0	0	0	0	2,282
11,400	11,600	1,589	1,277	964	688	438	188	0	0	0	0	0	2,333
11,600	11,800	1,632	1,319	1,007	722	472	222	0	0	0	0	0	2,384
11,800	12,000	1,674	1,362	1,049	756	506	256	6	0	0	0	0	2,435
12,000	12,200	1,717	1,404	1,092	790	540	290	40	0	0	0	0	2,486
12,200	12,400	1,759	1,447	1,134	824	574	324	74	0	0	0	0	2,537
12,400	12,600	1,802	1,489	1,177	864	608	358	108	0	0	0	0	2,588
12,600	12,800	1,844	1,532	1,219	907	642	392	142	0	0	0	0	2,639
12,800	13,000	1,889	1,574	1,262	949	676	426	176	0	0	0	0	2,690
13,000	13,200	1,940	1,617	1,304	992	710	460	210	0	0	0	0	2,741
13,200	13,400	1,991	1,659	1,347	1,034	744	494	244	0	0	0	0	2,792
13,400	13,600	2,042	1,702	1,389	1,077	778	528	278	28	0	0	0	2,843
13,600	13,800	2,093	1,744	1,432	1,119	812	562	312	62	0	0	0	2,894
13,800	14,000	2,144	1,787	1,474	1,162	849	596	346	96	0	0	0	

（二）

課税総所得金額又は調整所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
222,000	224,000	63,800	28	293,000	296,000	92,200	31	368,000	371,000	125,600	34
224,000	226,000	64,600	28	296,000	299,000	93,400	31	371,000	374,000	126,950	34
226,000	228,000	65,400	28	299,000	302,000	94,600	31	374,000	377,000	128,300	34
228,000	230,000	66,200	29	302,000	305,000	95,900	31	377,000	380,000	129,650	34
230,000	233,000	67,000	29	305,000	308,000	97,250	31	380,000	383,000	131,000	34
233,000	236,000	68,200	29	308,000	311,000	98,600	32	383,000	386,000	132,350	34
236,000	239,000	69,400	29	311,000	314,000	99,950	32	386,000	389,000	133,700	34
239,000	242,000	70,600	29	314,000	317,000	101,300	32	389,000	392,000	135,050	34
242,000	245,000	71,800	29	317,000	320,000	102,650	32	392,000	395,000	136,400	34
245,000	248,000	73,000	29	320,000	323,000	104,000	32	395,000	398,000	137,750	34
248,000	251,000	74,200	29	323,000	326,000	105,350	32	398,000	401,000	139,100	34
251,000	254,000	75,400	30	326,000	329,000	106,700	32	401,000	404,000	140,450	34
254,000	257,000	76,600	30	329,000	332,000	108,050	32	404,000	407,000	141,800	35
257,000	260,000	77,800	30	332,000	335,000	109,400	32	407,000	410,000	143,150	35
260,000	263,000	79,000	30	335,000	338,000	110,750	33	410,000	413,000	144,500	35
263,000	266,000	80,200	30	338,000	341,000	112,100	33	413,000	416,000	145,850	35
266,000	269,000	81,400	30	341,000	344,000	113,450	33	416,000	419,000	147,200	35
269,000	272,000	82,600	30	344,000	347,000	114,800	33	419,000	422,000	148,550	35
272,000	275,000	83,800	30	347,000	350,000	116,150	33	422,000	425,000	149,900	35
275,000	278,000	85,000	30	350,000	353,000	117,500	33	425,000	428,000	151,250	35
278,000	281,000	86,200	31	353,000	356,000	118,850	33	428,000	431,000	152,600	35
281,000	284,000	87,400	31	356,000	359,000	120,200	33	431,000	434,000	153,950	35
284,000	287,000	88,600	31	359,000	362,000	121,550	33	434,000	437,000	155,300	35
287,000	290,000	89,800	31	362,000	365,000	122,900	33	437,000	440,000	156,650	35
290,000	293,000	91,000	31	365,000	368,000	124,250	34	440,000円		158,000	35

（備　考）課税総所得金額とは、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除及び基礎控除をなした後の金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第14條第1号の規定に従つて計算した金額をいう。

イ 月額表（二）

その月の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
14,000	14,200	2,195	1,829	1,517	1,204	892	630	380	130	0	0	0	2,945
14,200	14,400	2,246	1,872	1,559	1,247	934	664	414	164	0	0	0	2,996
14,400	14,600	2,297	1,922	1,602	1,289	977	698	448	198	0	0	0	3,047
14,600	14,800	2,348	1,973	1,644	1,332	1,019	732	482	232	0	0	0	3,098
14,800	15,000	2,399	2,024	1,687	1,374	1,062	766	516	266	16	0	0	3,153
15,000	15,500	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	50	0	0	3,212
15,500	16,000	2,577	2,202	1,835	1,523	1,210	898	635	385	135	0	0	3,361
16,000	16,500	2,705	2,330	1,955	1,629	1,317	1,004	720	470	220	0	0	3,510
16,500	17,000	2,832	2,457	2,082	1,735	1,423	1,110	805	555	305	55	0	3,658
17,000	17,500	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	150	0	3,825
17,500	18,000	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	250	0	4,000
18,000	18,500	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	350	100	4,175
18,500	19,000	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	450	200	4,350
19,000	19,500	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	4,525
19,500	20,000	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	4,717
20,000	20,500	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	4,917
20,500	21,000	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	5,117
21,000	21,500	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	5,317
21,500	22,000	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	5,517
22,000	22,500	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	5,717
22,500	23,000	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	5,917
23,000	23,500	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	6,117
23,500	24,000	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	6,317
24,000	24,500	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	6,517
24,500	25,000	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	6,717
25,000	25,500	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	6,917
25,500	26,000	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	7,117
26,000	26,500	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	7,317
26,500	27,000	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	7,517
27,000	27,500	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	7,717
27,500	28,000	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	7,917
28,000	28,500	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	8,142
28,500	29,000	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	8,367
29,000	29,500	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	8,592
29,500	30,000	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	8,817
30,000	31,000	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	9,042
31,000	32,000	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	9,492
32,000	33,000	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	9,942
33,000	34,000	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	10,392
34,000	35,000	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	10,842
35,000	36,000	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	11,292
36,000	37,000	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	11,742
37,000	38,000	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	12,192
38,000	39,000	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	12,642
39,000	40,000	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	13,092
40,000	41,000	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	13,542
41,000	42,000	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	13,992
42,000	43,000	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	14,442
43,000	44,000	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	14,892
44,000	45,000	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	15,342
45,000	46,000	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	15,834
46,000	47,000	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	16,334
47,000	48,000	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	16,834
48,000	49,000	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	17,334
49,000	50,000	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	17,834
50,000	51,000	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	18,334
51,000	52,000	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	18,834
52,000	53,000	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	19,334
53,000	54,000	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	19,834
54,000	55,000	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	20,334

イ 月額表（三）

その月の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	20,834
56,000	57,000	20,084	19,459	18,834	18,209	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	21,334
57,000	58,000	20,584	19,959	19,334	18,709	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	21,834
58,000	59,000	21,084	20,459	19,834	19,209	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	22,334
59,000	60,000	21,584	20,959	20,334	19,709	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	22,834
60,000円		22,084	21,459	20,834	20,209	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	23,334
60,000円をこえる金額		60,000円の場合の税額に、給與の金額のうち60,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											
扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに280円を控除した金額													

（備考　税額の求め方）　まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族1人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二　給與所得の所得税源泉徴收額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴收額表）

ロ　週　額　表（一）

その週の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙十一号に額 第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	給與の金額の17%に相当する金額
700	750	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
750	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
800	850	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
850	900	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
900	950	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153
950	1,000	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
1,000	1,050	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,050	1,100	61	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
1,100	1,150	70	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
1,150	1,200	78	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
1,200	1,250	87	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
1,250	1,300	95	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
1,300	1,350	104	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227
1,350	1,400	112	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
1,400	1,450	121	62	4	0	0	0	0	0	0	0	0	248
1,450	1,500	129	71	12	0	0	0	0	0	0	0	0	259
1,500	1,550	138	79	21	0	0	0	0	0	0	0	0	269
1,550	1,600	146	88	29	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,600	1,650	155	96	38	0	0	0	0	0	0	0	0	291
1,650	1,700	163	105	46	0	0	0	0	0	0	0	0	301
1,700	1,750	172	113	55	0	0	0	0	0	0	0	0	312
1,750	1,800	180	122	63	5	0	0	0	0	0	0	0	322
1,800	1,850	189	130	72	14	0	0	0	0	0	0	0	333
1,850	1,900	198	139	80	22	0	0	0	0	0	0	0	344
1,900	1,950	208	147	89	31	0	0	0	0	0	0	0	354
1,950	2,000	219	156	97	39	0	0	0	0	0	0	0	365
2,000	2,050	230	164	106	48	0	0	0	0	0	0	0	376
2,050	2,100	240	173	114	56	0	0	0	0	0	0	0	386
2,100	2,150	251	181	123	65	6	0	0	0	0	0	0	397
2,150	2,200	261	190	131	73	15	0	0	0	0	0	0	407
2,200	2,250	272	199	140	82	23	0	0	0	0	0	0	418
2,250	2,300	283	210	148	90	32	0	0	0	0	0	0	429
2,300	2,350	293	220	157	99	40	0	0	0	0	0	0	440
2,350	2,400	304	231	165	107	49	0	0	0	0	0	0	453
2,400	2,450	315	242	174	116	57	0	0	0	0	0	0	466
2,450	2,500	325	252	182	124	66	7	0	0	0	0	0	478
2,500	2,550	336	263	191	133	74	16	0	0	0	0	0	491
2,550	2,600	346	273	200	141	83	24	0	0	0	0	0	504
2,600	2,650	357	284	211	150	91	33	0	0	0	0	0	517
2,650	2,700	368	295	222	158	100	41	0	0	0	0	0	529
2,700	2,750	378	305	232	167	108	50	0	0	0	0	0	542
2,750	2,800	389	316	243	175	117	58	0	0	0	0	0	555
2,800	2,850	400	327	254	184	125	67	8	0	0	0	0	568
2,850	2,900	410	337	264	192	134	75	17	0	0	0	0	580
2,900	2,950	421	348	275	202	142	84	25	0	0	0	0	593
2,950	3,000	431	358	285	212	151	92	34	0	0	0	0	606
3,000	3,050	443	369	296	223	159	101	42	0	0	0	0	619
3,050	3,100	456	380	307	234	168	109	51	0	0	0	0	631
3,100	3,150	469	390	317	244	176	118	59	1	0	0	0	644
3,150	3,200	482	401	328	255	185	126	68	9	0	0	0	657
3,200	3,250	494	412	339	266	193	135	76	18	0	0	0	670
3,250	3,300	507	422	349	276	203	143	85	26	0	0	0	682
3,300	3,350	520	433	360	287	214	152	93	35	0	0	0	695
3,350	3,400	533	445	370	297	224	160	102	43	0	0	0	708
3,400	3,450	545	458	381	308	235	169	110	52	0	0	0	721

ロ　週　額　表（二）

その週の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙十一号に額 第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,450	3,500	558	470	392	319	246	177	119	60	2	0	0	734
3,500	3,550	571	483	402	329	256	186	127	69	11	0	0	749
3,550	3,600	584	496	413	340	267	194	136	77	19	0	0	764
3,600	3,650	596	509	424	351	278	205	144	86	28	0	0	779
3,650	3,700	609	521	434	361	288	215	153	94	36	0	0	793
3,700	3,750	622	534	447	372	299	226	161	103	45	0	0	808
3,750	3,800	635	547	459	382	309	236	170	111	53	0	0	823
3,800	3,850	647	560	472	393	320	247	178	120	62	3	0	838
3,850	3,900	660	572	485	404	331	258	187	128	70	12	0	853
3,900	3,950	673	586	498	415	342	269	196	137	79	20	0	868
3,950	4,000	688	601	513	427	354	281	208	147	89	30	0	886
4,000	4,100	703	616	528	440	367	294	221	157	99	40	0	903
4,100	4,200	734	646	558	470	392	319	246	177	119	60	2	938
4,200	4,300	769	676	588	500	417	344	271	198	139	80	22	973
4,300	4,400	804	706	618	530	443	369	296	223	159	100	42	1,008
4,400	4,500	839	737	648	560	473	394	321	248	179	120	62	1,043
4,500	4,600	874	772	678	590	503	419	346	273	200	140	82	1,080
4,600	4,700	909	807	708	620	533	445	371	298	225	160	102	1,120
4,700	4,800	944	842	739	650	563	475	396	323	250	180	122	1,160
4,800	4,900	979	877	774	680	593	505	421	348	275	202	142	1,200
4,900	5,000	1,014	912	809	710	623	535	448	373	300	227	162	1,240
5,000	5,100	1,049	947	844	742	653	565	478	398	325	252	182	1,280
5,100	5,200	1,086	982	879	777	683	595	508	423	350	277	204	1,320
5,200	5,300	1,126	1,017	914	812	713	625	538	450	375	302	229	1,360
5,300	5,400	1,166	1,052	949	847	745	655	568	480	400	327	254	1,400
5,400	5,500	1,206	1,090	984	882	780	685	598	510	425	352	279	1,440
5,500	5,600	1,246	1,130	1,019	917	815	715	628	540	452	377	304	1,480
5,600	5,700	1,286	1,170	1,054	952	850	748	658	570	482	402	329	1,520
5,700	5,800	1,326	1,210	1,093	987	885	783	688	600	512	427	354	1,560
5,800	5,900	1,366	1,250	1,133	1,022	920	818	718	630	542	455	379	1,600
5,900	6,000	1,406	1,290	1,173	1,057	955	853	751	660	572	485	404	1,640
6,000	6,100	1,446	1,330	1,213	1,096	990	888	786	690	602	515	429	1,680
6,100	6,200	1,486	1,370	1,253	1,136	1,025	923	821	720	632	545	457	1,720
6,200	6,300	1,526	1,410	1,293	1,176	1,060	958	856	753	662	575	487	1,760
6,300	6,400	1,566	1,450	1,333	1,216	1,099	993	891	788	692	605	517	1,800
6,400	6,500	1,606	1,490	1,373	1,256	1,139	1,028	926	823	722	635	547	1,840
6,500	6,600	1,646	1,530	1,413	1,296	1,179	1,063	961	858	756	665	577	1,884
6,600	6,700	1,686	1,570	1,453	1,336	1,219	1,102	996	893	791	695	607	1,929
6,700	6,800	1,726	1,610	1,493	1,376	1,259	1,142	1,031	928	826	725	637	1,974
6,800	6,900	1,766	1,650	1,533	1,416	1,299	1,182	1,066	963	861	759	667	2,019
6,900	7,000	1,806	1,690	1,573	1,456	1,339	1,222	1,106	998	896	794	697	2,064
7,000	7,100	1,846	1,730	1,613	1,496	1,379	1,262	1,146	1,033	931	829	727	2,109
7,100	7,200	1,891	1,770	1,653	1,536	1,419	1,302	1,186	1,068	966	864	762	2,154
7,200	7,300	1,936	1,810	1,693	1,576	1,459	1,342	1,226	1,109	1,001	899	797	2,199
7,300	7,400	1,981	1,850	1,733	1,616	1,499	1,382	1,266	1,149	1,036	934	832	2,244
7,400	7,500	2,026	1,895	1,773	1,656	1,539	1,422	1,306	1,189	1,072	969	867	2,289
7,500	7,600	2,071	1,940	1,813	1,696	1,579	1,462	1,346	1,229	1,112	1,004	902	2,334
7,600	7,700	2,116	1,985	1,853	1,736	1,619	1,502	1,386	1,269	1,152	1,039	937	2,379
7,700	7,800	2,161	2,030	1,898	1,776	1,659	1,542	1,426	1,309	1,192	1,075	972	2,424
7,800	7,900	2,206	2,075	1,943	1,816	1,699	1,582	1,466	1,349	1,232	1,115	1,007	2,469
7,900	8,000	2,251	2,120	1,988	1,857	1,739	1,622	1,506	1,389	1,272	1,155	1,042	2,514
8,000	8,250	2,296	2,165	2,033	1,902	1,779	1,662	1,546	1,429	1,312	1,195	1,078	2,559
8,250	8,500	2,408	2,277	2,146	2,014	1,883	1,762	1,646	1,529	1,412	1,295	1,178	2,671
8,500	8,750	2,521	2,390	2,258	2,127	1,995	1,864	1,746	1,629	1,512	1,395	1,278	2,784
8,750	9,000	2,633	2,502	2,371	2,239	2,108	1,976	1,846	1,729	1,612	1,495	1,378	2,896
9,000	9,250	2,746	2,615	2,483	2,352	2,220	2,089	1,958	1,829	1,712	1,595	1,478	3,009
9,250	9,500	2,858	2,727	2,596	2,464	2,333	2,201	2,070	1,939	1,812	1,695	1,578	3,121
9,500	9,750	2,971	2,840	2,708	2,577	2,445	2,314	2,183	2,051	1,920	1,795	1,678	3,234
9,750	10,000	3,083	2,952	2,821	2,689	2,558	2,426	2,295	2,164	2,032	1,901	1,778	3,346
10,000	10,250	3,196	3,065	2,933	2,802	2,670	2,539	2,408	2,276	2,145	2,013	1,882	3,459

別表第二　給與所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　日　額　表　（一）

その日の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八條第一項第六号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											給與の金額の17%に相当する金額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
110円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0
110	120	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
130	140	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0
140	150	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
150	160	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0
160	170	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
170	180	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
180	190	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
190	200	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
200	210	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
210	220	18	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
220	230	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
230	240	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
240	250	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
250	260	25	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
260	270	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	50	0
270	280	29	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	52	0
280	290	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	54	0
290	300	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	56	0
300	310	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	58	0
310	320	37	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	61	0
320	330	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	63	0
330	340	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	65	0
340	350	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	68	2
350	360	46	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	70	4
360	370	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	73	5
370	380	50	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	75	7
380	390	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	78	9
390	400	54	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	81	11
400	410	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	83	12
410	420	59	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	86	14
420	430	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	88	16
430	440	63	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	91	17
440	450	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	93	19
450	460	68	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	96	21
460	470	71	59	48	38	27	19	11	2	0	0	0	98	22
470	480	73	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	101	24
480	490	76	63	53	42	32	22	14	6	0	0	0	103	26
490	500	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	107	28
500	520	81	68	57	46	36	26	17	9	1	0	0	113	31
520	540	86	73	61	51	40	30	21	12	4	0	0	119	34
540	560	91	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	125	38
560	580	96	84	71	59	49	38	28	19	11	2	0	132	43
580	600	102	90	77	64	54	43	33	23	15	6	0	139	47
600	620	110	96	83	70	59	48	38	27	19	10	2	146	51
620	640	117	102	89	76	64	53	43	32	23	14	6	153	55
640	660	124	109	95	82	70	58	48	37	27	18	10	161	60
660	680	131	116	101	88	76	63	53	42	32	22	14	169	64
680	700	138	123	108	94	82	69	58	47	37	26	18	177	68
700	720	145	130	115	100	88	75	63	52	42	31	22	185	72
720	740	152	137	122	108	94	81	69	57	47	36	26	193	77
740	760	159	144	129	115	100	87	75	62	52	41	31	201	81
760	780	167	151	136	122	107	93	81	68	57	46	36	209	86
780	800	175	159	143	129	114	99	87	74	62	51	41	217	92
800	820	183	167	150	136	121	106	93	80	67	56	46		

ロ　週　額　表　（三）

その週の給與の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,250	10,500	3,308	3,177	3,046	2,914	2,783	2,651	2,520	2,389	2,257	2,126	1,994	3,571
10,500	10,750	3,421	3,290	3,158	3,027	2,895	2,764	2,633	2,501	2,370	2,238	2,107	3,694
10,750	11,000	3,533	3,402	3,271	3,139	3,008	2,876	2,745	2,614	2,482	2,351	2,219	3,819
11,000	11,250	3,652	3,515	3,383	3,252	3,120	2,989	2,858	2,726	2,595	2,463	2,332	3,944
11,250	11,500	3,777	3,631	3,496	3,364	3,233	3,101	2,970	2,839	2,707	2,576	2,444	4,069
11,500	11,750	3,902	3,756	3,610	3,477	3,345	3,214	3,083	2,951	2,820	2,688	2,557	4,194
11,750	12,000	4,027	3,881	3,735	3,589	3,458	3,326	3,195	3,064	2,932	2,801	2,669	4,319
12,000	12,250	4,152	4,006	3,860	3,714	3,570	3,439	3,308	3,176	3,045	2,913	2,782	4,444
12,250	12,500	4,277	4,131	3,985	3,839	3,693	3,551	3,420	3,289	3,157	3,026	2,894	4,569
12,500	12,750	4,402	4,256	4,110	3,964	3,818	3,672	3,533	3,401	3,270	3,138	3,007	4,694
12,750	13,000	4,527	4,381	4,235	4,089	3,943	3,797	3,651	3,514	3,382	3,251	3,119	4,819
13,000	13,250	4,652	4,506	4,360	4,214	4,068	3,922	3,776	3,620	3,495	3,363	3,232	4,944
13,250	13,500	4,777	4,631	4,485	4,339	4,193	4,047	3,901	3,755	3,609	3,476	3,344	5,069
13,500	13,750	4,902	4,756	4,610	4,464	4,318	4,172	4,026	3,880	3,734	3,588	3,457	5,194
13,750	14,000	5,027	4,881	4,735	4,589	4,443	4,297	4,151	4,005	3,859	3,713	3,569	5,319
14,000	14,250	5,152	5,006	4,860	4,714	4,568	4,422	4,276	4,130	3,984	3,838	3,692	5,444
14,250	14,500	5,277	5,131	4,985	4,839	4,693	4,547	4,401	4,255	4,109	3,963	3,817	5,569
14,500	14,750	5,402	5,256	5,110	4,964	4,818	4,672	4,526	4,380	4,234	4,088	3,942	5,694
14,750	15,000	5,527	5,381	5,235	5,089	4,943	4,797	4,651	4,305	4,359	4,213	4,067	5,819
15,000円		5,652	5,506	5,360	5,214	5,068	4,922	4,776	4,630	4,484	4,338	4,192	5,944

15,000円をこえる金額	15,000円の場合の税額に、給與の金額のうち15,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに70円を控除した金額	

（備考．税額の求め方）　まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族1人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三　年末調整のための簡易税額表（第四十條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料控除後の給与の金額		扶養親族及び不具者の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
35,890	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,890	36,480	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,480	37,060	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,060	37,650	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,650	38,240	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,240	38,830	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,830	39,420	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39,420	40,000	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000	41,180	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41,180	42,360	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42,360	43,530	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43,530	44,710	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44,710	45,890	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,890	47,060	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060	48,240	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240	49,420	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420	50,590	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590	51,770	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770	52,950	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950	54,120	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120	55,300	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300	56,480	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480	57,650	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650	58,830	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830	60,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,180	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180	62,360	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360	63,530	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530	64,710	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710	65,890	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890	67,060	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060	68,240	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240	69,420	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420	70,590	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590	71,770	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770	72,950	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950	74,120	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120	75,300	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300	76,480	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480	77,650	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	78,830	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830	80,000	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	81,180	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180	82,360	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360	83,530	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530	84,710	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710	85,890	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890	87,060	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060	88,240	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240	89,420	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420	90,590	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0
90,590	91,770	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0
91,770	92,950	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0
92,950	94,120	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0
94,120	95,300	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

ハ　日額表（二）

その日の給与の金額		甲　第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八條第一項第二号に規定による税額	丙　第三十八條第一項第三号に規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
820	840	191	175	158	143	128	113	99	86	73	61	51	225	98
840	860	199	183	166	150	135	120	106	92	79	67	56	233	104
860	880	207	191	174	157	142	127	113	98	85	73	61	241	110
880	900	215	199	182	165	149	134	120	105	91	79	66	249	116
900	920	223	207	190	173	156	141	127	112	97	85	72	257	122
920	940	231	215	198	181	164	148	134	119	103	91	78	265	128
940	960	239	223	206	189	172	155	141	126	111	97	84	274	134
960	980	247	231	214	197	180	163	148	133	118	103	90	283	140
980	1,000	255	239	222	205	188	171	155	140	125	110	96	292	146
1,000	1,050	263	247	230	213	196	179	163	147	132	117	102	301	153
1,050	1,100	285	267	250	233	216	199	183	166	150	135	120	323	170
1,100	1,150	308	289	270	253	236	219	203	186	169	152	138	346	188
1,150	1,200	330	312	293	274	256	239	223	206	189	172	155	368	205
1,200	1,250	353	334	315	296	277	259	243	226	209	192	175	391	225
1,250	1,300	375	357	338	319	300	281	263	246	229	212	195	413	245
1,300	1,350	398	379	360	341	322	303	285	266	249	232	215	436	265
1,350	1,400	420	402	383	364	345	326	307	288	269	252	235	458	285
1,400	1,450	443	424	405	386	367	348	330	311	292	273	255	481	305
1,450	1,500	465	447	428	409	390	371	352	333	314	295	276	503	325
1,500	1,550	488	469	450	431	412	393	375	356	337	318	299	528	345
1,550	1,600	510	492	473	454	435	416	397	378	359	340	321	553	365
1,600	1,650	536	515	495	476	457	438	420	401	382	363	344	578	388
1,650	1,700	561	540	519	499	480	461	442	423	404	385	366	603	410
1,700	1,750	586	565	544	523	502	483	465	446	427	408	389	628	433
1,750	1,800	611	590	569	548	527	506	487	468	449	430	411	653	455
1,800	1,850	636	615	594	573	552	531	510	491	472	453	434	678	478
1,850	1,900	661	640	619	598	577	556	535	513	494	475	456	703	500
1,900	1,950	686	665	644	623	602	581	560	539	518	498	479	728	523
1,950	2,000	711	690	669	648	627	606	585	564	543	522	501	753	545
2,000 円		736	715	694	673	652	631	610	589	568	547	526	778	568

2,000 円をこえる金額	2,000 円の場合の税額に、給与の金額のうち 2,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額

扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その10人をこえる 1 人ごとに 10 円を控除した金額

（備考　税額の求め方）　まずその者の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合にはこれらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二)

その年の保険料控除後の給与の金額		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
95,300	96,480	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
104,710	105,890	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
125,890	127,060	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
127,060	128,240	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
128,240	129,420	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
129,420	130,590	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
130,590	131,770	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
131,770	132,950	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
132,950	134,120	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
134,120	135,300	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
135,300	136,480	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
136,480	137,650	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
137,650	138,830	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
138,830	140,000	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
140,000	141,180	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
141,180	142,360	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
142,360	143,530	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
143,530	144,710	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
144,710	145,890	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
145,890	147,060	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
147,060	148,240	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
148,240	149,420	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
149,420	150,590	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
150,590	151,770	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
151,770	152,950	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
152,950	155,300	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
155,300	157,650	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
157,650	160,000	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
160,000	162,360	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
162,360	164,710	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
164,710	167,060	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
167,060	169,420	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0
169,420	171,770	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0
171,770	174,120	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0
174,120	176,480	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0
176,480	178,830	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0

(三)

その年の保険料控除後の給与の金額		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
178,830	181,180	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0
181,180	183,530	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0
183,530	185,890	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0
185,890	188,240	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0
188,240	190,590	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0
190,590	192,950	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0
192,950	195,300	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0
195,300	197,650	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0
197,650	200,000	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0
200,000	202,000	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0
202,000	204,000	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0
204,000	206,000	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0
206,000	208,000	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0
208,000	210,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0
210,000	212,000	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0
212,000	214,000	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400
214,000	216,000	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800
216,000	218,000	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200
218,000	220,000	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600
220,000	222,000	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000
222,000	224,000	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400
224,000	226,000	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800
226,000	228,000	43,100	37,850	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200
228,000	230,000	43,800	38,550	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600
230,000	232,000	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000
232,000	234,000	45,200	39,950	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400
234,000	236,000	45,900	40,650	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800
236,000	238,000	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200
238,000	240,000	47,300	42,050	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600
240,000	242,000	48,000	42,750	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000
242,000	244,000	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400
244,000	246,000	49,400	44,150	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800
246,000	248,000	50,100	44,850	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200
248,000	250,000	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600
250,000	252,000	51,500	46,250	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000
252,000	254,000	52,200	46,950	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400
254,000	256,000	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800
256,000	258,000	53,600	48,350	43,100	37,850	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200
258,000	260,000	54,300	49,050	43,800	38,550	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600
260,000	262,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000
262,000	264,000	55,800	50,450	45,200	39,950	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500
264,000	266,000	56,600	51,150	45,900	40,650	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000
266,000	268,000	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500
268,000	270,000	58,200	52,550	47,300	42,050	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000
270,000	272,000	59,000	53,250	48,000	42,750	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500
272,000	274,000	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000
274,000	276,000	60,600	54,650	49,400	44,150	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500
276,000	278,000	61,400	55,400	50,100	44,850	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000
278,000	280,000	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500
280,000	282,000	63,000	57,000	51,500	46,250	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000
282,000	284,000	63,800	57,800	52,200	46,950	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500
284,000	286,000	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000
286,000	288,000	65,400	59,400	53,600	48,350	43,100	37,850	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500
288,000	290,000	66,200	60,200	54,300	49,050	43,800	38,550	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000
290,000	293,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500
293,000	296,000	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250
296,000	299,000	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000
299,000	302,000	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750
302,000	305,000	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500
305,000	308,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500	21,250

(四)

その年の保険料控除後の給与の金額		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
308,000	311,000	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000
311,000	314,000	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800
314,000	317,000	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700
317,000	320,000	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600
320,000	323,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500
323,000	326,000	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400
326,000	329,000	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300
329,000	332,000	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200
332,000	335,000	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100
335,000	338,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000
338,000	341,000	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900
341,000	344,000	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800
344,000	347,000	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700
347,000	350,000	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600
350,000	353,000	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500
353,000	356,000	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400
356,000	359,000	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300
359,000	362,000	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200
362,000	365,000	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200
365,000	368,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250
368,000	371,000	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300
371,000	374,000	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350
374,000	377,000	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400
377,000	380,000	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450
380,000	383,000	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500
383,000	386,000	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550
386,000	389,000	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600
389,000	392,000	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650
392,000	395,000	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700
395,000	398,000	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750
398,000	401,000	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800
401,000	404,000	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850
404,000	407,000	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900
407,000	410,000	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950
410,000	413,000	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000
413,000	416,000	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200
416,000	419,000	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400
419,000	422,000	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600
422,000	425,000	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800
425,000	428,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000
428,000	431,000	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200
431,000	434,000	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400
434,000	437,000	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600
437,000	440,000	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800
440,000	443,000	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000
443,000	446,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	449,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	452,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	455,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	458,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	461,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	464,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	467,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	470,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	473,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	476,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	479,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	482,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	485,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	488,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000

(五)

その年の保険料控除後の給与の金額		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
488,000	491,000	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200
491,000	494,000	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400
494,000	497,000	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600
497,000	500,000	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800
500,000円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500,000	503,000		151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
503,000	506,000		152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
506,000	509,000		153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
509,000	512,000		155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
512,000	515,000		156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
515,000円			158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
515,000	518,000			151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250
518,000	521,000			152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600
521,000	524,000			153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950
524,000	527,000			155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300
527,000	530,000			156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650
530,000円				158,000	—	—	—	—	—	—	—	—
530,000	533,000				151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000
533,000	536,000				152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350
536,000	539,000				153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700
539,000	542,000				155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050
542,000	545,000				156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400
545,000円					158,000	—	—	—	—	—	—	—
545,000	548,000					151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750
548,000	551,000					152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100
551,000	554,000					153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450
554,000	557,000					155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800
557,000	560,000					156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150
560,000円						158,000	—	—	—	—	—	—
560,000	563,000						151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500
563,000	566,000						152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850
566,000	569,000						153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200
569,000	572,000						155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550
572,000	575,000						156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900
575,000円							158,000	—	—	—	—	—
575,000	578,000							151,250	144,500	137,750	131,000	124,250
578,000	581,000							152,600	145,850	139,100	132,350	125,600
581,000	584,000							153,950	147,200	140,450	133,700	126,950
584,000	587,000							155,300	148,550	141,800	135,050	128,300
587,000	590,000							156,650	149,900	143,150	136,400	129,650
590,000円								158,000	—	—	—	—
590,000	593,000								151,250	144,500	137,750	131,000
593,000	596,000								152,600	145,850	139,100	132,350
596,000	599,000								153,950	147,200	140,450	133,700
599,000	602,000								155,300	148,550	141,800	135,050
602,000	605,000								156,650	149,900	143,150	136,400
605,000円									158,000	—	—	—
605,000	608,000									151,250	144,500	137,750
608,000	611,000									152,600	145,850	139,100
611,000	614,000									153,950	147,200	140,450
614,000	617,000									155,300	148,550	141,800
617,000	620,000									156,650	149,900	143,150
620,000円										158,000	—	—

K 1579

（六）

その年の保険料控除後の與給の金額		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620,000	623,000										151,250	144,500
623,000	626,000										152,600	145,850
626,000	629,000										153,950	147,200
629,000	632,000										155,300	148,550
632,000	635,000										156,650	149,900
635,000 円											158,000	—
635,000	638,000											151,250
638,000	641,000											152,600
641,000	644,000											153,950
644,000	647,000											155,300
647,000	650,000											156,650
650,000 円												158,000

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15％に相当する金額（その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円）を控除し、その控除後の金額について扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除並びに基礎控除をなした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一　所得税の簡易税額表に定める金額

（備考　税額の求め方）　まずその者のその年の給與所得の收入金額から、その者がその年中に支拂つた保險料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保險料の金額（その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円）を控除し、その控除後の金額に応じ給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族一人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の所得税法（以下「新法」という。）中給與所得及び退職所得の源泉徴收に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂期が到来する給與所得及び退職所得から適用し、同日前に支拂期が到来した給與所得及び退職所得の源泉徴收については、なお従前の例による。

3　所得税法臨時特例法（昭和二十五年法律第二百八十二号）第一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受ける給與所得で、その支拂期が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に到来したものに対する同項の規定による所得税額が当該給與所得に対する新法第三十八條第一項の規定による所得税額に比し過不足額があるときは、当該給與所得の支拂をする者は、超過額は、同年四月一日以後最初に給與所得の支拂をする際徴收すべき所得税額に充当し、なお超過額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際徴收すべき所得税額に順次充当し（これらの場合に徴收すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、同日以後最初に給與所得の支拂をする際徴收し、なお不足額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際順次徴收し、それぞれその徴收の日の属する月の翌月十日までに政府に納付しなければならない。この場合において、当該給與所得の支拂を受ける者が第八項の規定による申告書を提出したときは、当該申告書に記載した事項を記載した新法第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を同條の規定により当該申告書を提出すべきものとされた日までに提出していたものとみなして第五項までに規定する老年者、寡婦若しくは勤労学生に該当する場合又はこの法律の施行に因りその者について新法第八條第一項若しくは第二項に規定する扶養親族若しくは不具者とこの法律施行前に改正前の所得税法第三十九條の規定により提出した申告書に記載した扶養親族又は不具者とが異なることとなつた場合においては、この法律施行後最初に給與所得の支拂を受ける日の前日までに、新法第三十九條第一項又は第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

9　昭和二十五年分について確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九條第一項に規定する申告書を提出した者については、詐偽その他不正の行為により当該年分の所得税を免れた場合を除く外、昭和二十六年四月一日以後は、時効期間満了前でも、第六項の規定にかかわらず、当該年分に係る同法第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定をすることができない。

10　災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第十四條第一項」を「第十四條」に改める。

11　災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二十一條の二第一項」、「第二十二條の二第一項」及び「第二十六條の三第一項」を削る。

12　昭和二十五年分の所得税に対する災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の同法附則第四項の規定の例による。

13　連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び同條第二項の項番号を削る。

14　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六條を次のように改める。

第四十八條　削除

15　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條　削除

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭二六、三、三〇）

◉法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「法令による公団、」の下に「連合国軍人等住宅会社、」を加え、同條第三号中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改め、同條第四号中「及び社会保険診療報酬支拂基金」を「、社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協会」に改める。

第五條第三号中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加え、「国家公務員又は地方公務員の団体」を「国家公務員又は地方公務員の団体」に改める。

第七條の二第二項中「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

第九條第二項中「又は罰金」を「、地方税法の規定による市町村民税又は罰金」に、「又は国税徴収法第九條第三項又は地方税法」に、「又は延滞加算税額に相当する国税又は過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」に改め、同條第七項中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。

第九條の二中「株式を」を「額面株式を」に、「から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額」を「及び無額面株式を発行した場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額」に改める。

第九條の五第一項中「合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額」を「合併法人の合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本又は出資の金額（被合併法人が二以上あるときは、これらの被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に対応する被合併法人の資本又は出資の金額とする。）」に改める。

第九條の六第二項第一号中「（株式又は出資金額。以下本條において同じ。）」を削り、同項第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法人が株式を有している場合において、その株式を発行する法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に対応する部分の金額

同條第三項中「前項各号の場合」を「前項第一号乃至第三号に規定する場合」に、「その拂込金額」を「当該株式又は出資の価額」に改め、同條に次の一項を加える。

第二項第一号又は第二号に規定する場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうちに株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号に規定する場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前三項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第二項第一号又は第二号に規定する場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額による。

一　当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二　当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第九條の八の次に次の一條を加える。

第九條の九　法人が各事業年度において第二十六條の三第四項の規定により還付を受けた金額（同條第五項の規定により充当された金額を含む。）及び過誤納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二條の規定による利子税額を除く。）は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十一條中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。

第十六條第一項中「及び第九條の六」を「、第九條の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から成る部分の金額及び第九條の六又は第九條の九」に改める。

第十七條第一項第二号中「同族会社」の下に「（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうちに還定しないで同族会社となる会社に限る。）」を加える。

第三十一條の二中「前三條」を「第二十九條乃至第三十一條」に改め、同條を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二　第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び第二十六條の三第一項の規定により第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の四とする。

第三十一條の二の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

3　昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定によつた申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載

む。）及び第二十六條の三第一項の規定により第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の四とする。

第三十一條の二の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

3　昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び第二十六條の三第一項の規定により第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の四とする。

第三十一條の二の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

3　昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定によつた申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載

つた日から当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同條第二項中「及び第四項」を「、第三項及び第五項」に改め、同條第三項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同條第四項及び第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第六項中「国税庁長官又は」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第三十四條第三項（同法第三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、同日以後同法第三十四條第三項に規定する更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

3　昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載

した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（同法第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び同法第二十六條の三第一項の規定により同法第十八條第八項又は同法第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、法人が詐偽その他不正の行為により当該法人税を免れ、又は同法第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合を除く外、昭和三十年四月一以後は、時効期間満了前でも、前項本文の規定にかかわらず、同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定をすることができない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十五号（昭二六、三、三〇）

◉保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律

（保税倉庫法の一部改正）

第一條 保税倉庫法（明治三十年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八條に次の一項を加える。

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及関税法第百一條ノ八ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ

第二十條を次のように改める。

第二十條 私設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ガ蔵置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税関ノ承認ヲ経テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外国貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十一條中「又ハ国債証券」を「、国債証券又ハ税関長ノ確実ト認ムル社債」に改める。

第三十一條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。

第三十二條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條を削り、第十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第十五條とし、第十七條を第十六條とする。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（保税工場法の一部改正）

第二條 保税工場法（昭和二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八條に次の二項を加える。

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許期間及関税法第百一條ノ八ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ特許手数料ヲ納付スベシ

第二十條を次のように改める。

第二十條 私設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ガ蔵置中災害ニ因リ滅失シ又ハ税関ノ承認ヲ経テ滅却セラレタル場合ノ外其ノ保管スル外国貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十一條中「又ハ国債証券」を「、国債証券又ハ税関長ノ確実ト認ムル社債」に改める。

第三十一條中「三百円以下ノ罰金又ハ科料」を「三万円以下ノ罰金」に改める。

第三十二條中「百円以下ノ罰金又ハ科料」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條を削り、第十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削り、同條を第十五條とし、第十七條を第十六條とする。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

る。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭二六、三、三〇）

◉積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（衆法）

（目的）

第一條 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく、経済的に遅れた積雪寒冷単作地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて、農業経営の安定と農民生活の改善とを図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（積雪寒冷単作地帯及び積雪寒冷単作地区の指定）

第二條 農林大臣は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷がはなはだしく、その区域内における農地の利用率が低くて農業生産力が劣つている道府県の区域を積雪寒冷単作地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定を受けた道府県の知事は、積雪寒冷がはなはだしく、この区域内における農地の利用率が低くて農業生産力が劣つている市町村の区域を、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の議決を経て農林大臣が定める基準に従つて、積雪寒冷単作地区として指定する。

4 道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに農林大臣に報告しなければならない。

（市町村長の定める農業振興計画）

第三條 積雪寒冷単作地区を管轄する市町村長は、当該地区についての農業振興計画を定め、これを当該道府県知事に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、公聴会を開いて関係人の意見を聞き、且つ、議会の議決を経なければならない。

（道府県知事の定める農業振興計画）

第四條 道府県知事は、前條第一項の農業振興計画を参しやくして、積雪寒冷単作地区についての当該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 道府県知事が前項の規定により農業振興計画を定める場合には、前條第一項の規定により定めた当該市町村の農業振興計画を準用する。

（農林大臣の定める農業振興計画）

第五條 農林大臣は、前條第一項の農業振興計画を参しやくし、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷単作地帯についての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により農業振興計画を定めたときは、これを当該道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

3 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定め、その要旨を公表しなければならない。

（道府県知事の定める農業振興計画の変更等）

第六條 道府県知事は、前條第二項の通知を受けたときは、第四條第一項の規定により定めた当該道府県の農業振興計画を、必要に応じ変更し又は変更しないで、当該市町村長に通知するとともに、変更した場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 道府県知事が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三條第二項の規定を準用する。

（市町村長の定める農業振興計画の変更）

第七條 市町村長は、前條第一項の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三條第一項の規定により定めた当該市町村の農業振興計画を変更する

ことができる。この場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

2　市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三條第二項の規定を準用する。

（事情の変更による農業振興計画の変更）

第八條　農林大臣、道府県知事又は市町村長は、国、当該道府県又は当該市町村の農業振興計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業振興計画を定める場合の例により、その定めた農業振興計画を変更することができる。

（農業振興計画の内容）

第九條　農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一　農地の開発、改良、保全その他土地の生産條件の整備及び土地利用の高度化に関する事項

二　農業技術の改良その他農業生産に関する事項

三　農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

四　その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

（委任事項）

第十條　第三條から前條までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、農林省令で定める。

（全部事務組合及び役場事務組合の特例）

第十一條　この法律中町村又は町村長に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合又は組合の管理者に適用する。

（積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の設置及び権限）

第十二條　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項、その他積雪寒冷単作地帯における農村振興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、積雪寒冷単作地帯における農村振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第十三條　審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一　衆議院議員の中から衆議院が指名した者　五人

二　参議院議員の中から参議院が指名した者　三人

三　地方自治庁次長

四　大蔵事務次官

五　文部事務次官

六　厚生事務次官

七　農林事務次官

八　通商産業事務次官

九　運輸事務次官

十　電気通信事務次官

十一　労働事務次官

十二　建設事務次官

十三　経済安定本部副長官

十四　道府県知事　二人

十五　道府県議会議長　二人

十六　市町村長　二人

十七　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の教授　二人

十八　農業者の団体を代表する者　三人以内

2　前項第一号、第二号及び第十四号から第十八号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理する。

5　審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6　専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

9　前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の一項を加える。

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・電気通信・労働・建設大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第六十七号　（昭二六、三、三一）

◉国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九條中「千円」を「三千円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十八号　（昭二六、三、三一）

◉国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当の一部を改正する法律（衆法）

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に応じて日額千五百円の定額によつて審査雑費を受ける。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律（昭和二十三年法律第八十九号）は、廃止する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十九号　（昭二六、三、三一）

◉国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（衆法）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第七十号　（昭二六、三、三一）

◉食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律

政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十六年度において、一般会計から、四十一億六千百六十四万五千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号　（昭二六、三、三一）

◉食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

食糧配給公団は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十條ノ三第五項の規定にかかわらず、昭和

二十五年度の剰余金を、大蔵大臣の承認を経て、同公団の清算に要する経費の財源に充てるために使用することができる。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭二六、三、三一）

◉裁判官弾劾法の一部を改正する法律（衆法）

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第八項及び第九項中「手当」を「職務雑費」に改める。

第七條第二項を次のように改める。

事務局に参事二人及び主事三人を置く。

第十六條第九項及び第十項中「手当」を「職務雑費」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第七條の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十二号（昭二六、三、三一）

◉少年院法の一部を改正する法律（参法）

少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項但書中「六月」を「一年」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第二十一條第一項及び第二項中「昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

第二十二條を削る。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭二六、三、三一）

◉北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（衆法）

（この法律の目的）

第一條　この法律は、北海道開発のため北海道においてする港湾工事に関して、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の特例を定めることを目的とする。

（港湾管理者のする港湾工事に関する費用の負担）

第二條　港湾管理者のする港湾工事であつて、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係るものについては、国がその全額を負担し、けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担する。

2　港湾法第四十二條第三項及び第四項（費用の負担）の規定は、前項の場合に準用する。

（直轄工事）

第三條　北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調つたときは、運輸大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができる。

2　前條の規定は、前項の規定により運輸大臣がする港湾工事の費用について準用する。この場合において、前條において準用する港湾法第四十二條第四項中「第十七條第一項及び第十九條第一項」とあるのは「第十七條第二項及び第十九條第二項」と読み替えるものとする。

3　港湾法第五十三條（土地又は工作物の譲渡）及び第五十四條（港湾施設の貸付等）の規定は、第一項の場合に準用する。

（国が負担した港湾施設の譲渡等）

第四條　港湾法第四十六條（国が負担した港湾施設の譲渡等）の規定は、前二條の規定によりその工事の費用を国が負担した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとする者に準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭二六、三、三一）

◉臨時物資需給調整法の一部を改正する法律

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三　経済安定本部総裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の生産（加工及び修理を含む。以下同じ。）、譲渡若しくは引渡又はこれらの行為のための工事

第二條を次のように改める。

第二條　経済安定本部に、物資需給調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、経済安定本部総裁が前條の規定により定める方策に関して審議し、その結果を経済安定本部総裁に報告する。

審議会は、特に必要がある場合においては、前項に規定する事項に関して、経済安定本部総裁に建議することができる。

2　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

資源調査会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
物資需給調整審議会	臨時物資需給調整法の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。

を

資源調査会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。

に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　経済安定本部設置法第十五條第一項の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第七十五号（昭二六、三、三一）

◉鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律

政府は、鉱工品貿易公団の損失金を補てんするため、昭和二十六年度において、一般会計から、十六億九千七万七千円を限り、同公団に対し、交付金を交付することができる。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭二六、三、三一）

◉関税法の一部を改正する法律

関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條　外国貨物ヲ積載セル船舶ハ税関長ノ許ヲ得タル場合ノ外積荷目録又ハ運送目録ヲ提出シタル後ニ非ザレバ貨物ノ積却ヲ為スコトヲ得ズ但シ旅客ノ携帯品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條中「税関ニ届出ヅルニ非ザレバ」を「税関長ノ特許ヲ受クルニ非ザレバ」に改める。

第二十六條第一項中「其ノ旨ヲ税関ニ届出ヅベシ」を「税関長ノ特許ヲ受クベシ」に改める。

第三十二條本文中「又ハ輸入申告書ニハ仕入書」を「ニハ仕入書輸入申告書ニハ仕入書其ノ他ノ課税価格ノ決定上必要ナル書類及船荷証券」に改め、同條但書中「仕入書」を「此等ノ書類」に改める。

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ収容シタル貨物ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ貨物ノ容積又ハ重量、収容期間等ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ敷料ヲ徴収ス

第四十八條中「費用及」の下に「第四十六條第二項ノ」を加える。

第六十二條第一項中「税関長ハ」の下に「其ノ請求ノ日ヨリ一箇月以内ニ」を加える。

第六十八條及び第六十九條を次のように改める。

第六十八條　第六十二條ノ税関長ノ決定ニ対シ不服アル者ハ其ノ決定ノ日ヨリ一箇月以内に不服ノ事由ヲ具シ文書ヲ以テ大蔵大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條　前條ノ訴願ヲ審査セシムル為関税訴願審査会ヲ置ク

審査会ハ会長及委員八人以内ヲ以テ組織ス

会長及委員ハ関係各庁ノ職員及学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス

会長及委員ハ非常勤トス

第七十條に次の一項を加える。

委員ハ自己ノ利害ニ関スル議事ニ参与スルコトヲ得ズ

第七十一條を削り、第七十二條中「了シ」の下に「決議ヲ為シ」を加え、同條を第七十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

第七十二條　第六十九條乃至前條ニ規定スルモノノ外審査会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條を次のように改める。

第七十三條　大蔵大臣ハ第七十一條ノ決議ニ基キ訴願ヲ裁決ス

前項ノ大蔵大臣ノ裁決ニ対シ不服アル者ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七十五條第三項中「別表輸入税表第四百十二号第二項」を「別表輸入税表第千二百十一号第二項」に改める。

第七十九條中「又ハ陸路運送人」を「、陸路運送人、輸出申告者又ハ輸入申告者」に改め、同條第一号を同條第四号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　第三十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ為スニ際シ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキ

二　第三十一條ノ三ノ規定ニ依ル証明ヲ為スニ際シ虚偽ノ証明ヲ為シタルトキ

三　第三十二條ノ規定ニ依ル添付書類ノ提出ニ際シ虚偽ノ添付書類ヲ提出シタルトキ

第八十一條中「第十七條」を「第十一條又ハ第十七條」に改める。

第八十二條ノ三中「第七十九條第一号若ハ第三号」を「第七十九條第一号乃至第四号若ハ第六号」に改める。

第八十五條の次に次の一條を加える。

第八十五條ノニ　第七十四條乃至第七十六條ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ト認メラルルモノヲ拾得シタル者ハ遺失物法及水難救護法ノ規定ニ拘ラズ速ニ其ノ物件ヲ最寄税関官署又ハ警察官署ニ差出スベシ

警察官、警察吏員又ハ市町村長前項ノ規定ニ依リ差出ヲ受ケタル物件又ハ同項ノ法律ノ規定ニ依リ保管スル遺失物、漂流物若ハ沈没品ガ同項ノ物件ニ該当スルモノト認ムル場合ニ於テハ遅滞ナク当該物件ヲ最寄税関官署ニ引渡スベシ

第八十六條中「書類等」の下に「又ハ犯則嫌疑者ノ置去リタル物件及前條ノ規定ニ依リ差出若ハ引渡ヲ受ケタル物件」を加える。

第八十六條ノ二を第八十六條ノ三とし、第八十六條の三を第八十六條の四とし、第八十六條の次に次の一條を加える。

第八十六條ノニ　税関長ハ前條ノ規定ニ依リ領置シタル物件、帳簿、書類等ニシテ領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ還付スベシ

虚偽ノ証明ヲ為シタルトキ

三　第三十二條ノ規定ニ依ル添付書類ノ提出ニ際シ虚偽ノ添付書類ヲ提出シタルトキ

第八十一條中「第十七條」を「第十一條又ハ第十七條」に改める。

第八十二條ノ三中「第七十九條第一号若ハ第三号」を「第七十九條第一号乃至第四号若ハ第六号」に改める。

第八十五條の次に次の一條を加える。

第八十五條ノニ　第七十四條乃至第七十六條ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ト認メラルルモノヲ拾得シタル者ハ遺失物法及水難救護法ノ規定ニ拘ラズ速ニ其ノ物件ヲ最寄税関官署又ハ警察官署ニ差出スベシ

警察官、警察吏員又ハ市町村長前項ノ規定ニ依リ差出ヲ受ケタル物件又ハ同項ノ法律ノ規定ニ依リ保管スル遺失物、漂流物若ハ沈没品ガ同項ノ物件ニ該当スルモノト認ムル場合ニ於テハ遅滞ナク当該物件ヲ最寄税関官署ニ引渡スベシ

第八十六條中「書類等」の下に「又ハ犯則嫌疑者ノ置去リタル物件及前條ノ規定ニ依リ差出若ハ引渡ヲ受ケタル物件」を加える。

第八十六條ノ二を第八十六條ノ三とし、第八十六條の三を第八十六條の四とし、第八十六條の次に次の一條を加える。

第八十六條ノニ　税関長ハ前條ノ規定ニ依リ領置シタル物件、帳簿、書類等ニシテ領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ還付スベシ

前項ノ規定ニ依リ還付セラレタル物件第八十五條ノ二ノ規定ニ依リ差出又ハ引渡ヲ受ケタル物件ナルトキハ当該物件ノ還付ヲ受ケタル者ハ物件ノ価額ノ百分ノ五ヲ超エ百分ノ二十ヲ超エザル額ノ報労金ヲ拾得者ニ支拂フベシ但シ拾得ノ日ヨリ七日内ニ遺失物法第一條第一項若ハ第十一條第一項、水難救護法第八十五條ノ二第一項ノ手続ヲ為サザリシ拾得者及公務上拾得シタル者ハ報労金ヲ請求スルコトヲ得ズ

税関長ハ第一項ノ規定ニ依ル物件ノ還付ヲ受クベキ者ノ所在分明ナラザル為又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ物件ヲ還付シ得ザル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ公告スベシ

前項ノ公告後六箇月以内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物件ハ国庫ニ帰属ス

第一項ノ物件生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ物件ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得

遺失物法第六條ノ規定ハ第二項ノ報労金ノ請求ニ第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前項ノ公売ニ付之ヲ準用ス

第九十三條中「捜索」の下に「、差押」を加える。

第九十四條中「若ハ科料」を削る。

第九十八條第一項中「第七十四條、第七十五條、第七十六條又ハ第七十六條ノ二」を「第七十四條乃至第七十六條ノ二」に、「百分ノ十」を「百分ノ二十」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條に次の二項を加える。

第七十四條乃至第七十六條ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ヲ税関官署、警察官署又ハ市町村長ニ差出シタル者アル場合ニ於テ其ノ物件国庫ニ帰属スルニ至リタルトキハ其ノ物件ノ原価ノ百分ノ二十以下ニ相当スル金額ヲ報償金トシテ交付スルコトヲ得但シ報償金ノ金額ハ五十万円ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ同項ニ規定スル物件ガ不法ノ行為ニ因リ拾得シタル物件又ハ公務員ノ職務上拾得シタル物件ナルトキハ之ヲ適用セズ

第百一條ノ二に次の二項を加える。

税関官吏ハ関税定率法第九條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ使用スル製造場又ハ其ノ蔵置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ此等ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

税関官吏ハ関税定率法第十條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ使用スル工場又ハ其ノ蔵置場ニ就キ当該物品又ハ之ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第百一條ノ七及び第百一條ノ八を次のように改める。

第百一條ノ七　税関ハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税関ノ執務時間外ニ於テ税関長ノ特許ヲ受ケタル者ニ対シテ臨時開庁ヲ為スノトス

第百一條ノ八　税関長ハ私設ノ保税地域及第百一條ノ二第三項ニ規定スル場所ニ税関官吏ヲ派出スベシ

第百一條ノ九　関税定率法第十條第二項ノ承認ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税関官吏ノ数及派出期間ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ派出手数料ヲ納付スベシ

第百一條ノ十　第十七條、第十八條第一項、第二十六條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二又ハ第百一條ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ特許手数料ヲ納付スベシ

前項ノ特許手数料ノ額ハ第十七條、第二十六條又ハ第百一條ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税関ノ執務時間外ニ於テ執務シタル時間ヲ基準トシ第十八條第一項ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ外国貿易船ノ純屯数ヲ基準トシ第二十九條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ前條ノ規定ニ準ジ第三十一條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ検査ニ要シタル時間ヲ基準トシ之ヲ定ムルモノトス

第百一條ノ十一　税関職員ノ服制ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表港名の欄中「伏木東岩瀬」を「伏木富山」に、「夷」を「両津」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号　（昭二六、三、三一）

◉物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二種第三号を次のように改める。

三　サッカリン、ヴルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料

第二條第一項第二種第三号を次のように改める。

三　サッカリン、ヴルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料

イ　サッカリン及ヴルチン　一瓩ニ付　千円

ロ　サッカリン又ハヴルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料　一瓩ニ付　千円

サッカリン又ハヴルチン使用セラレタルサッカリン又ハヴルチンノ量、第二種第四号」に改める。

第三條第三項中「及燐寸ノ本数」を「燐寸ノ本数及サッカリン又ハヴルチン使用セラレタルサッカリン又ハヴルチンノ量」に改める。

第四條中「第二種第四号」を「サッカリン又ハヴルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハ第二種第四号」に改める。

第八條第一項中「第二種第四号」を「サッカリン又ハヴルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハサッカリン又ハヴルチンノ使用量、第二種第四号」を改める。

第十六條ノ二中「受取書ノ発行」の下に「、第一種又ハ第二種ノ物品（第七條第一項第二号又ハ第二号ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタルモノ及第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出スルモノヲ除ク）ニ付テノ物品税証紙又ハ之ニ代ルベキ物品税ヲ課セラルベキ物品ナル旨ノ表示ヲ受ケタル証紙（物品税表示証ト謂フ以下同ジ）ノ貼付」を加え、同條に次の四項を加える。

前項ノ規定ニ依リ物品税証紙又ハ物品税表示証ノ貼付ヲ命ゼラレタル者ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ毎月貼付シタル物品税証紙又ハ物品税表示証ノ種類及枚数ヲ併セ記載シ申告スベシ

第一項ノ物品税証紙ハ政府之ヲ作成シ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者ニ之ヲ交付ス

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者第一項ノ物品税表示証ニ同項ノ表示ヲ受ケントスルトキハ其ノ製造スル第一種又ハ第二種ノ物品ニ対シ貼付スル商標其ノ他ノ表示ヲ記載シタル文書又ハ図画ヲ政府ニ提出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受クベシ

第一項ノ物品税証紙ノ様式及同項ノ表示ノ形式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

同條の次に次の一條を加える。

第十六條ノ三　第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ物品税表示証（第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付シアル此等ノモノヲ除ク）ヲ譲渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ貼付前ノモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付セラレタル物品税証紙又ハ物品税表示証ヲ当該物品以外ノ第一種又ハ第二種ノ物品ニ対スル同項ノ規定ニ依ル貼付ニ使用スルコトヲ得ズ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ販売者ハ其ノ販売ノ目的ヲ以テ所持スル第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付シアル物品税証紙又ハ物品税表示証ヲ故意ニ破毀スルコトヲ得ズ

第十八條第二項中「前項ノ犯罪ニ係ル物品」の下に「書画及骨董ニ在リテハ小売シタルモノ」を加える。

第十九條第一号中「又ハ第二項」を「若ハ第二項又ハ第十六條ノ二第二項」に改め、同條第二号中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ二第一項」に改め、同條に次の一号を加える。

三　第十六條ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

第二十條第三号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

二三　第十六條ノ三第三項ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條ノ二中「及第二十條乃至前條」を「、第二十條及前條」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に物品税を課せられたサッカリン又はヴルチンを原料として製造した調味用固型人工甘味料でありてその製造者がこの法律施行の際その製造場において所持するものについて、第三項の規定による申告がされたときは、その原料として使用されたサッカリン又はヴルチンをこの法律施行の日において当該製造場にもどし入れしたものとみなす。

3　この法律施行の際前項に規定する調味用固型人工甘味料をその製造場において所持する者は、当該物品につきその成分、数量及び貯蔵の場所をこの法律施行後一月以内（この法律施行後一月以内に製造場より移出するときは移出前）にその製造場の所轄税務署に申告しなければならない。

4　この法律施行前から引き続いてサッカリン又はヴルチンを原料とする調味用固型人工甘味料の製造者は、この法律施行後一月以内に、その旨を所轄税務署に申告しなければならない。

5　前項の申告は、その住所、氏名又は名称、その製造している物品の品名及びその製造場を記載した申告書を所轄税務署に提出してしなければならない。

6　第四項の規定による申告をした者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定による申告をしたものとみなす。

7　第四項の規定による申告をしなかつた者は、物品税法第十五條の規定による申告をしなかつたものとみなす。

8　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「印紙」の下に「若しくは物品税法第十六條ノ二の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第十六條ノ二の規定による表示」を加え、「若しくはこれ」を「若しくはこれらに」に改め、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号　（昭二六、三、三一）

◉国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「及其ノ滞納処分費」に改め、「以下本條中同ジ」を削り、同條第二項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を

「及其ノ滯納処分費」に、「地方公共団体ノ徴收金」を「他ノ国税及其ノ滯納処分費並地方公共団体ノ徴收金」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「並其ノ督促手数料及滯納処分費」を「及其ノ滯納処分費」に、「当該地方公共団体ノ徴收金」を「其ノ差押ニ係ル地方公共団体ノ徴收金」に改め、同項の次に次の二項を加える。

納税人公課ノ滯納ニ因リ滯納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税及其ノ滯納処分費ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル地方公共団体ノ徴收金ト同順位ニテ之ヲ徴收ス此ノ場合ニ於テ此等ノ処分アリタル日前ニ納期ノ到来シタル国税及其ノ滯納処分費並地方公共団体ノ徴收金ハ其ノ日以後納期ノ到来シタル国税及其ノ滯納処分費並地方公共団体ノ徴收金ニ先チテ之ヲ徴收ス

前項後段ノ適用ニ付テハ国税中利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴收加算税額、軽加算税額及重加算税額（以下利子税額及加算税額ト謂フ）、延滯加算税額並国税ノ滯納処分費並地方公共団体ノ徴收金中督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滯金、延滯加算金及滯納処分費ニ在リテハ此等ノ徴收金ヲ併セ又ハ加算シテ徴收セラルル国税及地方税ノ納期ヲ以テ其ノ納期ト看做ス

同條第五項中「公課」を「国税及地方公共団体ノ徴收金以外ノ公課」に、「執達吏」を「執行吏」に、「並其ノ督促手数料及滯納処分費」を「及其ノ滯納処分費」に改め、同條第六項中「督促手数料及滯納処分費ハ」を「滯納処分費ハ其ノ」に改める。

第四條ノ一第七号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七　納税人納税管理人ヲ定メズシテ本邦内ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

第四條ノ二及び第四條ノ三を次のように改める。

第四條ノ二　相続ノ開始アリタル場合ニ於テハ相続人（包括受遺者ヲ含ム）又ハ相続財団ハ被相続人（包括遺贈者ヲ含ム以下同ジ）ニ課セラルベキ又ハ被相続人ノ納付スベキ国税並被相続人ノ未納ノ国税及滯納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス但シ限定承認ヲ為シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ価額ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ相続人又ハ包括受遺者二人以上アルトキハ此等ノ者ハ同項ニ依リ納付スベキ国税及滯納処分費ノ各〻ニ付其ノ相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価額ニ按分シテ計算シタル額ノ国税及滯納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス此ノ場合ニ於テ此等ノ者ハ其ノ相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ納付スベキ国税及滯納処分費ニ付互ニ連帯シテ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ三　法人合併ヲ為シタル場合ニ於テハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因ル消滅シタル法人ニ課セラルベキ又ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベキ国税並合併ニ因リ消滅シタル法人ノ未納ノ国税及滯納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ四　法人解散ヲ為シタル場合ニ於テ当該法人ニ課セラルベキ又ハ当該法人ノ納付スベキ国税並当該法人ノ未納ノ国税及滯納処分費ヲ納付セズシテ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ為シタルトキハ清算人及残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケタル者ハ連帯シテ之ヲ納付スルノ義務ヲ有ス但シ清算人ハ分配又ハ引渡ヲ為シタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケタル者ハ其ノ受ケタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ責ニ任ズ

前項但書ノ規定ハ第二十九條ノ適用ヲ妨ゲズ

第四條ノ四中「、督促手数料」を削り、同條を第四條ノ五とし、第四條ノ五を次のように改める。

第四條ノ六　納税人国税ヲ滯納シタル場合ニ於テ其ノ有スル同族会社ノ株式又ハ出資アルトキハ当該株式又ハ出資ニ付左ニ該当スル事由アリ且当該納税人ノ財産（当該同族会社ノ株式又ハ出資ヲ除ク）ニ就キ滯納処分ヲ執行スルモ仍徴收スベキ国税及滯納処分費ニ不足スト認メラルルトキニ限リ其ノ有スル当該同族会社ノ株式又ハ出資（当該滯納ニ係ル国税中納期限ノ最モ古キモノノ納期限ノ二箇年前マデニ取得シタルモノヲ除ク）ノ価額ノ限度ニ於テ当該同族会社ヲシテ其ノ滯納ニ係ル国税及滯納処分費ヲ納付セシム

一　当該株式又ハ出資ヲ再度公売ニ付スルモ買受人ナク又ハ其ノ価格見積価格ニ達セザルコト

二　当該株式又ハ出資ノ譲渡ニ付法律又ハ定款ニ制限アル為之ヲ譲渡スルコト能ハザルコト

前項ノ場合ニ於テ当該同族会社其ノ国税及滯納処分費ヲ完納セザルトキハ当該同族会社ニ対シ滯納処分ヲ行フ但シ当該同族会社ノ財産ノ公売（政府ニ依ル買上及随意契約ヲ以テスル売却ヲ含ム以下本條中同ジ）ハ納税人ノ財産ヲ公売ニ付シタル後之ヲ為スベシ

前項ノ場合ニ於テ当該同族会社前二項ノ処分ニ付第三章ノ二ニ依ル再調査若ハ審査ノ請求又ハ訴訟ヲ提起シタルトキハ当該請求又ハ訴訟ノ繋属スル間其ノ財産ノ公売ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ同族会社ノ株式又ハ出資ノ価額ハ同項ノ処分ヲ為ス時ニ於ケル当該同族会社ノ資産ノ総額ヨリ債務ノ総額ヲ控除シタル額ヲ其ノ株式又ハ出資ノ数ニテ除シタル額ヲ基礎トシテ計算シタル額ニ依ル

第一項ノ同族会社ハ第三十二條ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第一項ノ規定ハ当該同族会社ヨリ納税人ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ゲズ

第一項ノ同族会社トハ同項ノ納税人ヲ其ノ判定ノ基礎トナル株主又ハ社員トシテ選定シタル場合ニ法人税法第七條の二第一項ノ同族会社ニ該当スル会社ヲ謂ヒ同族会社ナリヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分ヲ為ス時ノ現況ニ依ル

第四條ノ七　納税人国税ヲ滯納シタル場合ニ於テ其ノ財産ノ差押ヲ免ルル為其ノ親族其ノ他当該納税人ト特殊ノ関係アル個人ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ又ハ当該納税人ガ株式若ハ出資ヲ有スル同族会社ニ対シ贈與シ又ハ著シク低キ額ノ対価ヲ以テ譲渡シタル財産（当該滯納ニ係ル国税中納期限ノ最モ古キモノノ納期限ノ二箇年前マデニ贈與又ハ譲渡シタルモノヲ除ク）アルトキハ当該納税人ニ就キ滯納処分ヲ執行スルモ仍徴收スベキ国税及滯納処分費ニ不足スト認メラルルトキニ限リ此等ノ者ガ現ニ有スル当該財産（当該財産ノ異動ニ因リ取得シタル財産及此等ノ財産ニ起因シテ取得シタル財産ヲ含ム）ノ価額（納税人ニ対シ当該財産ノ対価トシテ支拂ヒタル額アルトキハ其ノ額ヲ控除シタル金額）ノ限度ニ於テ此等ノ者ヲシテ其ノ滯納ニ係ル国税及滯納処分費ヲ納付セシム

前條第二項、第三項及第五項乃至第七項ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス但シ同條第二項、第三項、第五項及第六項中同族会社トアルハ前項ニ依ル処分ヲ受ケタル者トス

第四條ノ六を第四條ノ八とし、以下第四條ノ八までを二條ずつ繰り下げる。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條　政府ハ納税人左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ当該各号ノ事由ニ因リ其ノ徴收セラルベキ又ハ納付スベキ国税及滯納処分費ノ全部又ハ一部ヲ金銭ヲ以テ一時ニ徴收シ又ハ納付スルコト能ハズト認ムルトキハ其ノ徴收シ又ハ納付スルコト能ハズト認メラルル金額ヲ限度トシテ当該納税人ノ申請ニ依リ一箇年以内ノ期間ヲ限リ其ノ徴收ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ徴收ノ猶予ハ分割徴收ノ方法ニ依ルコトヲ妨ゲズ

一　納税人其ノ資産ニ付震災、風水害、落雷、火災若ハ此等ニ類スル災害ヲ受ケ又ハ盗難ニ罹リタルトキ

二　納税人又ハ其ノ同居ノ親族疾病ニ罹リタルトキ

三　納税人其ノ事業ヲ廃止又ハ休止シタルトキ

四　納税人其ノ事業ニ付甚大ナル損失ヲ受ケタルトキ

五　其ノ他前各号ノ事由ニ類スル事由アリタルトキ

納税人政府ガ其ノ賦課ヲ為ス権利ヲ行使シ得ル時ヨリ一箇年ヲ経過シタル後国税（利子税額及加算税額ヲ除ク以下本項中同ジ）ノ賦課ヲ受ケタル場合ニ於テ当該賦課ニ因リ徴收セラルベキ税額（当該国税ニ係ル利子税額及加算税額、延滯加算税額並滯納処分費ヲ含ム）ノ全部又ハ一部ヲ金銭ヲ以テ一時ニ徴收シ又ハ納付スルコト能ハザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ但シ其ノ徴收ノ猶予ノ申請ハ当該国税ノ納期限内ニ為スコトヲ要スルモノトシ、其ノ徴收ヲ猶予スベキ期間ハ当該国税ノ納期限ヨリ一箇年以内トス

昭和二十二年法律第百七十五号（災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴收猶予等ニ関スル法律）第九條ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於テハ当該災害ニ因ル徴收ノ猶予ニ付テハ第一項ニ拘ラズ同

法ニ定ムル所ニ依ル

第七條ノ二　政府ハ前條第一項ニ依リ徴收ヲ猶予スル場合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予スル金額ガ五万円ヲ超エ且当該金額ノ徴收ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ其ノ徴收ヲ猶予スル金額ヲ限度トシテ相当ノ担保ヲ徴スルコトヲ得

政府ハ前條第二項ニ依リ徴收ヲ猶予スル場合ニ於テハ其ノ徴收ヲ猶予スル金額ヲ限度トシテ相当ノ担保ヲ徴スベシ但シ其ノ徴收ヲ猶予スル金額ガ五万円以下ナル場合及相当ノ担保ヲ徴シ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ニ依リ担保ヲ徴スル場合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予スル国税及滞納処分費ニ付差押ヘタル財産アルトキハ当該担保ノ額ハ其ノ徴收ヲ猶予スル金額ヨリ当該差押ニ係ル財産ノ価額ヲ控除シタル額ヲ限度トス

政府ハ前條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル場合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付差押ヘタル財産アルトキハ納税人ノ申請ニ依リ当該差押ヲ解除スルコトヲ得

政府ハ担保物ノ価額減少シ若ハ保証人ノ資力徴收ヲ猶予シタル金額ノ納付ニ堪ヘザルニ到リタルモノト認ムル場合又ハ前項ニ依リ差押ヲ解除シタル場合ニ於テハ増担保其ノ他担保ノ提供又ハ保証人ノ変更其ノ他担保ノ変更ヲ求ムルコトヲ得

第一項及第二項ノ担保ノ種類及其ノ提供ノ手続ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ三　第七條ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該当スルトキハ政府ハ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ニ付其ノ徴收ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徴收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外予メ其ノ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要ス

一　分割徴收ヲ認メタル国税及滞納処分費ヲ期限内ニ納付セザルトキ

二　前條第五項ノ求ニ応ゼザルトキ

三　其ノ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者資力回復シ従前ノ条件ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ為スコト不適当ト認メラルルトキ

四　第四條ノ一各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徴收ヲ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ノ徴收ヲ完ウスルコト能ハズト認メラルルトキ

第七條ニ依リ徴收ノ猶予ヲ受ケタル者其ノ徴收ノ猶予ヲ受ケタル国税及滞納処分費ヲ期限内ニ納付セザル場合又ハ前項ニ依リ徴收ヲ為ス場合ニ於テ其ノ徴收スベキ国税及滞納処分費ノ納付セシム為其ノ担保物ノ価額徴收スベキ国税及滞納処分費並地方公共団体ノ徴收金（当該担保物ニ付滞納処分ヲ為シタル国税ノ滞納処分費並地方税ノ滞納処分費及督促手数料ヲ除ク）ニ先チテ之ヲ徴收ス

足アルトキ又ハ納税人ニ対シ滞納処分ヲ行フモ仍不足アリト認ムルトキハ保証人ニ対シ滞納処分ヲ行フ前項ノ保証人ハ第三十二條ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第七條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル場合ニ於テ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付差押ヘタル財産中債権又ハ天然若ハ法定ノ果実ヲ生ズル財産アルトキハ政府ハ其ノ徴收ヲ猶予シタル後ニ於テモ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財産又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定ノ果実ヲ以テ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ充ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財産又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定ノ果実通貨以外ノ財産ナルトキハ第二十四條又ハ第二十五條ニ依リ之ヲ処分シ其ノ代金ヲ以テ当該国税及滞納処分費ニ充ツルモノトス

第七條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付徴シタル担保物ニ付当該国税及滞納処分費以外ノ公課ノ滞納ニ因ル滞納処分若ハ強制執行アリタル場合又ハ競売ノ開始アリタル場合ニ於テ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏又ハ強制管理人ニ対シ当該国税及滞納処分費ノ交付ヲ求メタルトキハ当該担保物ノ価格ヲ限度トシ当該国税及滞納処分費ハ当該担保物ニ付滞納処分ヲ為シ又ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル国税及其ノ滞納処分費並地方公共団体ノ徴收金（当該担保物ニ付滞納処分ヲ為シタル国税ノ滞納処分費並地方税ノ滞納処分費及督促手数料ヲ除ク）ニ先チテ之ヲ徴收ス

第八條　第七條第一項第一号若ハ第二号若ハ昭和二十二年法律第百七十五号第九條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル場合又ハ第十二條第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ其ノ徴收ヲ猶予シ又ハ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル国税ニ係ル利子税額中当該猶予又ハ停止ヲ為シタル期間ニ対応スル部分ノ金額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條第二項を次のように改める。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期間ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ一各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

同條第三項中「所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ税額ニ併セ納付スベキ利子税額並税額ニ加算シテ徴收セラルベキ過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴收加算税額、軽加算税額、加算税額及重加算税額」を「利子税額及加算税額並所得税法第六十二條の四第二項ニ依ル加算税額」に改め、同條第九項中「免除スルコトヲ得」の下に「但シ第三号乃至第五号ノ場合ニ在リテハ当該猶予又ハ停止ヲ為シタル期間ニ対応スル部分ノ金額ニ限ル」を加え、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　第七條第一項又ハ昭和二十二年法律第百七十五号第九條ニ依リ徴收ヲ猶予シタル場合

四　第十二條第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合

五　第十二條ノ二第一項ニ依リ執納処分ノ滞行ヲ猶予シタル場合

第十二條　滞納者左ノ場合ニ該当スルトキハ政府ハ滞納処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一　差押ヘ得ル財産ノ価額滞納処分費及第三條ニ依リ国税ニ先チテ徴收スル債権額ニ充テ残余ヲ得ル見込ナキトキ

二　差押ヘ得ル財産ノ凡テニ付滞納処分ヲ為シタルモ仍徴收スベキ国税及滞納処分費ニ残余アルトキ

三　滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ生活ヲ著シク窮迫ノ状態ニ陥ラシムル虞アルトキ

四　滞納者ノ所在不明ニシテ差押ヘ得ル財産不明トキ

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

政府ハ第一項第一号又ハ第三号ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ其ノ停止シタル国税及滞納処分費ニ付差押ヘタル財産アルトキハ当該差押ヲ為ス場合ニ比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴收上有利ナリト認ムルトキハ政府ハ二箇年以内ノ期間ヲ限リ当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶予スルコトヲ得

第十二條ノ二　第七條第一項ニ該当スル場合ヲ除クノ外滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞アリ且其ノ執行ノ猶予ガ直ニ其ノ執行ヲ為ス場合ニ比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴收上有利ナリト認ムルトキハ政府ハ二箇年以内ノ期間ヲ限リ当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶予スルコトヲ得

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタル期間内ニ於テ滞納者左ノ場合ニ該当スト認ムルトキハ政府ハ爾後其ノ執行ノ猶予ヲ取消スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

一　第四條ノ一各号ノ事由生ジタルトキ

二　新ニ他ノ国税ヲ滞納シタルトキ

三　滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞ナキニ到リタルトキ

四　滞納処分ノ執行ノ猶予ガ当該滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴収上有利ナリト認メラレザルニ到リタルトキ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付テハ其ノ執行ヲ猶予シタル間時効ハ進行セザルモノトス

第十五條中「譲受人其ノ情ヲ知リ譲受ケ」を削り、同條に次の但書を加える。

但シ譲受人又ハ転得者其ノ譲受又ハ転得ノ当時其ノ情ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條第一項第二号中「同居親族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪炭ニ」を「同居ノ親族ノ生活上必要ナル六箇月間ノ食料及薪炭」に改め、同項第三号を同項第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　主トシテ自己ノ労力ニ依リ農業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼料並次ノ収穫マデ農業ヲ続行スル為欠クベカラザル種子

四　前号ノ者ヲ除クノ外技術者、職人、労役者其ノ他主トシテ自己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ職業ニ従事シ又ハ営業ヲ営ム者ノ業務上欠クベカラザル物（商品ヲ除ク）

第十七條中「左ニ掲グル物件ヲ除ク」の下に「（前條第一項第三号又ハ第四号ニ掲グル物件ヲ除ク）」を加え、「督促手数料」を削り、同條第二号中「職業」を「職業又ハ営業」に改める。

第二十一條ノ二を第二十一條ノ三とし、第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條ノ二　収税官吏第二十條ノ処分、差押又ハ滞納処分費ノ徴収上有利ナリト認メラレザルニ到リタルトキハ収税官吏ハ其ノ財産所在地ノ所轄国税局又ハ税務署ノ収税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「、督促手数料」を削る。

第三十一條ノ六第一項及び第三項中「、督促手数料」を削り、同條第四項中「、督促手数料」を削り、「農業確定申告書」を「同法第二十九條第一項又ハ第二項ニ依ル申告書」に改める。

第三十二條ノ二中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

附則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の国税徴収法（以下「新法」という。）第二條第四項、第五項及び第七項、第四條ノ二から第四條ノ四まで、第七條から第七條ノ三まで、第十二條並びに第十三條ノ二の規定の適用については、当分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3　新法第二條第四項及び第五項の規定は、同條第四項に掲げる者に対しこの法律施行の際現に交付要求中の、及びこの法律施行後交付を要求する国税及び滞納処分費と地方公共団体の徴収金（同條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。）との間における徴収の順位について適用する。

4　新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徴収する国税と滞納処分費との間における徴収の順位について適用する。

第三十一條　滞納処分ハ滞納者ノ所轄国税局又ハ税務署ノ収税官吏之ヲ行フ但シ差押ヲ為シタル財産当該国税局又ハ税務署ノ管轄区域外ニ在ルトキハ収税官吏ハ其ノ財産所在地ノ所轄国税局又ハ税務署ノ収税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「、督促手数料」を削る。

第三十一條ノ六第一項及び第三項中「、督促手数料」を削り、同條第四項中「、督促手数料」を削り、「農業確定申告書」を「同法第二十九條第一項又ハ第二項ニ依ル申告書」に改める。

第三十二條ノ二中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

附則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の国税徴収法（以下「新法」という。）第二條第四項、第五項及び第七項、第四條ノ二から第四條ノ四まで、第七條から第七條ノ三まで、第十二條並びに第十三條ノ二の規定の適用については、当分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3　新法第二條第四項及び第五項の規定は、同條第四項に掲げる者に対しこの法律施行の際現に交付要求中の、及びこの法律施行後交付を要求する国税及び滞納処分費と地方公共団体の徴収金（同條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。）との間における徴収の順位について適用する。

4　新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徴収する国税と滞納処分費との間における徴収の順位について適用する。

5　新法第四條ノ二及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後相続の開始又は法人の合併があつた場合における被相続人（包括遺贈者を含む。）又は合併に因り消滅する法人に係る国税及び滞納処分費について適用し、この法律施行前に相続の開始があつた場合における被相続人に係る国税及び滞納処分費については、なお従前の例による。

6　新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る国税及び滞納処分費について適用する。

7　新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後滞納した国税及びその滞納処分費について適用する。

8　新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際現に災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第九條の規定により徴収猶予中の国税に係る利子税額及び延滞加算税額についても適用する。但し、新法第八條及び第九條第九項第三号の規定により免除することができる利子税額及び延滞加算税額は、この法律施行後の期間に対応する部分の金額に限るものとする。

9　新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督促について適用する。

10　この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。但し、第二項の規定の適用を妨げない。

11　この法律施行前に徴収した督促手数料及び前項の規定により徴収した督促手数料に過誤納があつた場合の還付及び充当並びに過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納処分費、国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第三項又は第三十六條第二項第三項の規定による還付金（同法第三十六條第六項の規定による加算金を含む。）の前項の規定による還付加算金（同法第三十六條第六項の規定による加算金をいう。）に対する充当については、なお従前の例による。

12　新法第十五條の規定は、この法律施行後行為の取消を求める場合について適用し、この法律施行前に行為の取消を求めた場合については、なお従前の例による。

13　新法第十六條第一項第三号及び第四号並びに第十七條の規定は、この法律施行後する差押について適用し、この法律施行前にした差押については、なお従前の例による。

14　新法第三十一條の規定は、この法律施行の際現に存する滞納に係る滞納処分についても適用する。

15　新法第三十一條ノ六第四項の規定の適用については、当分の間、農業確定申告書は、確定申告書とみなす。

16　第十七項において「旧国税」とは、左に掲げる国税をいう。

一　昭和二十四年分以前の所得税（昭和二十四年十二月三十一日以前の支拂に係る給与所得及び退職所得に対する源泉徴収に係る所得税を含む。）

二　法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）分の法人税（清算所得に対する法人税を除く。）

三　昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税及び同日以前になされた贈与に係る贈与税

四　昭和二十四年十二月三十一日以前に製造場から移出した物品に係る物品税

五　取引高税、非戦災家屋税、非戦災者税、増加所得税、財産税、戦時補償特別税及び臨時利得税

17　政府は、納税人につき新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由がある場合において、当該事由に因りその徴収し、又は納付すべき旧国税（当該旧国税にあわせ、又は加算して徴収せられるべき又は納付すべき政令で定める税額、延滞金及び滞納処分費を含む。）の全部又は一部を金銭をもつて一時に徴収し、又は納付することができないと認めるときは、同條の規定にかかわらず、その徴収し、又は納付することができないと認められる金額を限度として、当該納税人の申請により、二年以内

の期間を限つてその徴収を猶予することができる。この場合においては、その徴収の猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

18　前項の規定による徴収の猶予については、これを新法第七條第一項の規定による徴収の猶予とみなして、新法第七條の二から第八條まで及び第九條第九項第三号の規定を適用する。但し、その徴収を猶予する金額が十万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するため必要があると認められる場合に限り、その徴収を猶予する金額を限度として相当の担保を徴することができるものとし、新法第八條の規定の適用については、当該徴収の猶予のうち同法第七條第一項第一号又は第二号に該当する事由に因るものを同條第一項第一号又は第二号の規定による徴収の猶予とみなす。

19　政府は、新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由に因り国税を滞納している者については、その申請により、当該国税に係る未納の延滞金のうち税額百円につき一日八銭をこえる割合で計算した部分の金額を税額百円につき一日八銭の割合で計算した額に軽減することができる。

20　政府は、新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由に因り加算税（国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）第二條に規定する税額をいう。以下同じ。）を滞納している者については、その申請により、当該加算税のうち昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対応する部分の金額を税額百円につき一日四銭の割合で計算した額に軽減することができる。

21　政府は、加算税を加算して納付した、若しくは徴収した又は納付し、若しくは徴収する国税について左に掲げる事由があるときは、納税人の申請により、当該加算税のうち昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対応する部分の金額を税額百円につき一日四銭の割合で計算した額に軽減することができる。但し、当該国税について納税人に詐偽その他不正の行為があつた場合は、この限りでない。

一　当該国税が申告期限から一年を経過した後になされた更正又は決定に係るものであること。

二　当該国税が更正又は決定の後になされた修正申告又は更正に係るものであること。

三　当該国税が通信、交通その他の状況によりやむを得ない事情で申告期限後になされた申告に係るものであること。

22　政府は、前項の規定により加算税を軽減した場合においては、納税人の申請により、当該加算税又は当該加算税を加算して納付した、若しくは徴収した若しくは納付し、若しくは徴収する国税に係る延滞金のうち、税額百円につき一日八銭の割合で計算した部分の金額を税額百円につき一日四銭の割合で計算した額に軽減することができる。

23　この法律施行前に納付した又は徴収した加算税又は延滞金のうち前二項の規定による軽減に因り過納となつた部分の金額については、昭和二十六年六月三十日までに還付の請求があつた場合に限り、これを還付し、又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当する。

24　国税徴収法第三十一條ノ六の規定は、第二十一項又は第二十二項の規定による軽減に因り過納となつた加算税又は延滞金の金額を還付し、又は充当する場合には適用しない。

25　所得税法の一部を次のように改正する。

第三十六條第七項中「、督促手数料」を削る。

第四十三條第三項中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「清算人」を「清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の一項を加える。

前條但書の規定は、国税徴収法第二十九條の規定の適用を妨げない。

26　法人税法の一部を次のように改正する。

第二十六條の三第五項中「、督促手数料」を削る。

第二十七條中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の一項を加える。

前項但書の規定は、国税徴収法第二十九條の規定の適用を妨げない。

27　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十條第五項中「、督促手数料」を削る。

28　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同項但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　前項但書の規定は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第二十九條の規定の適用を妨げない。

第六十四條中「（明治三十年法律第二十一号）」を削る。

29　酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「、督促手数料」を削る。

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條ノ三第二項中「、督促手数料」を削る。

31　砂糖消費税法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第二項中「、督促手数料」を削る。

32　揮発油税法（昭和十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「、督促手数料」を削る。

33　第二十五項、第二十六項及び第二十八項の規定による改正後の所得税法第四十三條第三項及び第四項、法人税法第二十七條又は資産再評価法第六十三條第二項及び第三項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る所得税法第四十三條第二項の規定により徴収すべき税金、法人税又は再評価税について適用し、この法律施行前に残余財産の分配をした法人に係るこれらの税金については、なお従前の例による。

34　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「徴収ノ告知」の下に「又ハ督促」を加える。

第十一條第四項を次のように改める。

第二項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十三條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

35　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十二條第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第十三條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十四條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

36　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十一條第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第十一條第四項を次のように改める。

第二項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十三條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

37　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十